# 平成27年度

# 固定資產概要調書

静岡市

#### <u></u> 且 次

## 1 土地

第1表	納税義務者数に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調土-2
第2表	総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・概調土-3
第3表	納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・ 概調土-5
第4表	宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5表	宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・・ 概調土-9
第6表	宅地等の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調土-11
第7表	宅地等の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8表	宅地等の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調土-14
第9表	宅地等の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調土-15
第10表	宅地等の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調土-17
第11表	農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・ 概調土-19
第12表	農地の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第13表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・概調土-23
第14表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・ 概調土-25
第15表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・ 概調土-29
第16表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (つづき) ・・・・・・・・・・ 概調土-33
第17表	課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・・・概調土-35
第18表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調・・・・・・・・・・概調土-39
第19表	負担調整措置等による軽減額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第20表	平成28年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調・・・・・概調土-43

## 2 家屋

第21表	納税義務者数に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調家-2
第22表	総括表
第23表	所有者区分による家屋に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第24表	木造家屋に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第25表	木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店 ・・・・・・・・・・ 概調家-7
第26表	木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート・・・・・・・・・・・・・・・・・ 概調家-8
第27表	木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル ・・・・・・・・・・ 概調家-9
第28表	木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調家-10
第29表	木造以外の家屋に関する調 (5)その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 概調家-11
第30表	木造以外の家屋に関する調 (6)合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第31表	新増分家屋に関する調 (1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調家-13
第32表	新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・ 概調家-14
第33表	減少分家屋に関する調 (1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・ 概調家-16
第34表	減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・ 概調家-17
第35表	課税標準額等に関する調 (その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第36表	課税標準額等に関する調(その2)・・・・・・・・・・・・概調家-19
第37表	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調・・・・・・・・・・・・概調家-20
第38表	建築年次区分による家屋に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第39表	家屋の変動に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調家-23
第40表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調
	(平成27年度に新たに軽減の対象となったものについて)・・・・・・・・・・・・・概調家-24
第41表	法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関
	する調(平成27年度に新たに課税の対象となったものについて)・・・・・・・ 概調家-25
第42表	法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調
	(平成27年度に新たに軽減の対象となったものについて)・・・・・・・・・・・・概調家-26
第43表	新築住宅に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調家-27
第44表	法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 

第45表	法附則第55条の規定による減額課税等に関する調 ・・・・・・・・・・・ 概調家-30	4 償却	即資産
第83表	需給事情によえ減点補正実施状況等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第84表	不均衡是正実施状況に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第69表	納税義務者数に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第85表	在来分家屋の減価状況に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第70表	償却資産の価格等に関する調 (市町村計) · · · · · · · 概調償-3
第86表	積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調家-36	第71表	償却資産の価格等に関する調 (個人分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第87表	家屋の評価方法別棟数調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第72表	償却資産の価格等に関する調 (法人分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第88表	木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調 ・・・・・・・・・・・ 概調家-38	第73表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を
第90表	建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調・・・・・・・・・・ 概調家-39		受けるものに関する調 (法第349条の3関係) ・・・・・・・・・・・・・・ 概調償-6
第98表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(家屋)	第74表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を
	(法附則第15条関係(再掲)) 概調家-31		受けるものに関する調 (法附則第15条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		第75表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を
3 都	<b></b>		受けるものに関する調 (法附則第15条関係つづき) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・概調償-1
		第76表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を
第51表	都市計画区域及び課税区域に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 概調都-2		受けるものに関する調(法附則第15条の2、法附則第15条の3、旧法附
第52表	納税義務者数に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		則第16条の2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第53表	地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・ 概調都-4	第77表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を
第54表	決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・ 概調都-5		受けるものに関する調(法附則第56条,法附則第56条の2) ・・・・・・・・・ 概調償-14
第55表	平成28年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調 ・・・・・概調都-7	第78表	償却資産の段階別納税義務者に関する調(市町村計)・・・・・・・・・・・概調償-15
第56表	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調	第79表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)・・・・・・・・・概調償-16
	(法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第80表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)・・・・・・・・・概調償-1
第57表	課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・・概調都-10	第99表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調
第58表	課税標準の特例に関する調(つづき)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 概調都-14		(法附則第15条関係(再掲))
第59表	宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・・ 概調都-20		
第60表	宅地等の負担調整に関する調(つづき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 市町	T村交付金
第61表	宅地等の負担調整に関する調(つづき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第62表	農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの) ・・・・・・・・・・ 概調都-25	第89表	市町村交付金の交付額等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第97表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調		
	(法附則第15条関係(再掲)) 概調都-27		

# 1 土地

地1	方包	)共(	]体:	<b>]</b> –	۲	表都 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	0	1

# 平成27年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)		
個人の別法人の別	区分	行 9	番	号	総数 12	(人) (イ)	法定免税点未満 のもの(人) <sub>19</sub> (イ) - (ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32		
個	人	0	1	0		203,822	18,045	185,777		
法	人	0	2	0		7,432	628	6,804		
盲	†	0	3	0		211,254	18,673	192,581		

地 1	地方公共団体コード							
2	2	1	0	0	7	0	2	

#### 第2表 総 括 表

都道	道 府 県	名	静岡県
市	町村	名	静岡市

_							(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
	/		区分					地	積					決	定価	格				課利		隼 額
		_	_	行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(二)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
地		目		9			<sub>12</sub> (m²)(イ)	27 (m²)(□)	42 (m²)(八)	<sub>57</sub> (m²)(二) <sub>71</sub>	9			12 (千円)(ホ)	27 (千円)(へ)		9			12 (千円)(チ)		42(千円)(ヌ)56
		_	般 田	0	1	0	2,968,821	8,811,154	913,019	7,898,135	0	1	1	728,843	76,582	652,261	0	1	2	728,843	76,582	652,261
田			在 田 · 化区域田	0	2	0		464,176	529	463,647	0	2	1	17,159,351	6,510	17,152,841	0	2	2	5,985,804	2,437	5,983,367
.km		_	般 畑	0	3	0	5,935,087	88,595,859	6,935,425	81,660,434	0	3	1	4,209,209	284,828	3,924,381	0	3	2	4,209,126	284,810	3,924,316
畑			在 畑 · 化 区 域 畑	0	4	0		3,157,693	51,405	3,106,288	0	4	1	84,882,268	97,253	84,785,015	0	4	2	30,847,919	33,841	30,814,078
	ſ	小 住 :	規 模 宅 用 地	0	5	0		34,690,373	218,454	34,471,919	0	5	1	2,294,759,586	3,354,633	2,291,404,953	0	5	2	380,311,078	558,131	379,752,947
宅	-	般	住宅用地	0	6	0		8,430,425	20,911	8,409,514	0	6	1	417,851,447	169,099	417,682,348	0	6	2	138,723,279	56,298	138,666,981
地	引以		宅 用 地 の 宅 地	0	7	0		24,715,001	9,631	24,705,370	0	7	1	1,401,047,362	59,520	1,400,987,842	0	7	2	945,557,966	41,355	945,516,611
			計	0	8	0	4,921,195	67,835,799	248,996	67,586,803	0	8	1	4,113,658,395	3,583,252	4,110,075,143	0	8	2	1,464,592,323	655,784	1,463,936,539
		塩	田	0	9	0					0	9	1				0	9	2			
	鉱		泉 地	1	0	0		60	17	43	1	0	1	2,466	251	2,215	1	0	2	2,466	251	2,215
		池	沼	1	1	0	199,060	3,414,962	6,304	3,408,658	1	1	1	27,471	51	27,420	1	1	2	26,313	51	26,262
Щ	-	- <sub>f</sub>	般 山 林	1	2	0	115,329,542	587,721,007	40,435,169	547,285,838	1	2	1	5,653,111	358,575	5,294,536	1	2	2	5,653,106	358,575	5,294,531
林	Í	介	在 山 林	1	3	0		28,167	1,815	26,352	1	3	1	21,899	682	21,217	1	3	2	15,574	495	15,079
		牧	場	1	4	0			0		1	4	1		0		1	4	2		0	
	ļ	原	野	1	5	0	2,484,430	9,406,073	1,003,383	8,402,690	1	5	1	127,660	10,668	116,992	1	5	2	127,660	10,668	116,992
	ΪT	゛ル	フ 場 用 地	1	6	0	0	912,072	119	911,953	1	6	1	474,730	37	474,693	1	6	2	345,024	38	344,986
ħ.A	遊	園ţ	世等の用地	1	7	0			0		1	7	1		0		1	7	2		0	
雑		単	体 利 用	1	8	0	301,260	1,431,238	57	1,431,181	1	8	1	40,350,881	1,636	40,349,245	1	8	2	24,209,341	1,039	24,208,302
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	0	$\setminus$		0		1	9	1		0		1	9	2		0	
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	0			0		2	0	1		0		2	0	2		0	
	用地	利用	住宅用地以外	2	1	0		70,906	0	70,906	2	1	1	6,565,068	0	6,565,068	2	1	2	4,220,054	0	4,220,054
地	Ĺ		計	2	2	0	0	70,906	0	70,906	2	2	1	6,565,068	0	6,565,068	2	2	2	4,220,054	0	4,220,054
ت ا	そ	の ft	也の雑種地	2	3	0	222,808,680	8,398,602	301,108	8,097,494	2	3	1	253,442,071	146,002	253,296,069	2	3	2	170,770,190	102,402	170,667,788
			計	2	4	0	223,109,940	10,812,818	301,284	10,511,534	2	4	1	300,832,750	147,675	300,685,075	2	4	2	199,544,609	103,479	199,441,130
	そ		の 他	2	5	0	276,704,157				2	5	1				2	5	2			
		合	計	2	6	0	631,652,232	780,247,768	49,897,346	730,350,422	2	6	1	4,527,303,423	4,566,327	4,522,737,096	2	6	2	1,711,733,743	1,526,973	1,710,206,770

- 地	表番号						
1	7 8						
2	2	1	0	0	7	0	2

# 第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	引県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

_			<u> </u>					(11)	(12)		(13)	(1	14)				(15)
	\	X	分						筆		数	<u> </u>	5. TH -	単		たり	価格
地	E			行	番	号	非	課税地筆数	評価総筆	数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法 定 !	え 税 点 D も の	<u>平</u>	均 価格	最高	高価 格
地				9			12	, , , , , , , ,	27 (筆)	(ヲ)	42 (筆)(ワ)	57	(筆)(力)	(□)	(円/m²)(∃)	72 (円	/ m²)(夕) 80
		- 般	田	0	1	3		19,714	24	1,507	2,658		21,849		83		417
Ш	介 市	在 田街 化区	· 域 田	0	2	3			1	,554	24		1,530		36,967		112,580
畑	-	- 般	畑	0	3	3		29,679	173	3,988	16,904		157,084		48		126
ΛЩ	介 市	在 畑 街 化 区	域 畑	0	4	3			16	330	579		15,751		26,881		193,808
	· 住		模 地	0	5	3			295	5,063	4,952		290,111		66,150		995,379
宅	<b>—</b> <del>1</del>	般住宅		0	6	3			102	2,632	1,176		101,456		49,565		972,959
地	住以	宅 用 外 の:	地电地	0	7	3			81	,557	345		81,212		56,688		1,023,858
		計		0	8	3		27,160	479	9,252	6,473		472,779		60,641		1,023,858
	塩	E #		0	9	3											
	鉱	泉	地	1	0	3				18	5		13		41,100		180,000
	池	2	1	1	1	3		222	1	,018	34		984		8		2,583
Щ	_	般 山		1	2	3		14,707	113	3,153	13,464		99,689		10		71
林	介	在 山	林	1	3	3				146	10		136		777	•	58,686
	牧	な 場	į	1	4	3					0				0		
	原	野	;	1	5	3		3,206	13	3,681	2,092		11,589		14		99
	ΪŢ	ル フ 場	用地	1	6	3				438	4		434		520		640
雑	遊園	围地等σ	用地	1	7	3					0				0		
亦比	۸.,	単体	利用	1	8	3		857	3	3,519	8		3,511		28,193		68,457
	鉄軌	小規模	住宅用地	1	9	3					0				0		
種	道		宅用地	2	0	3					0				0		
	用規	利 住宅用	地以外	2	1	3				544	0		544		92,588		208,442
地			計	2	2	3				544	0		544		92,588		208,442
	その	の他の雑	植 地	2	3	3		220,961	35	5,926	2,406		33,520		30,177		682,308
		計		2	4	3		221,818	40	,427	2,418		38,009		27,822		682,308
	そ	の	他	2	5	3											
	合	1 計	-	2	6	3		316,506	864	1,074	44,661		819,413		5,802		

地 1	方の	表習 7	<b>5号</b> 9				
2	2	1	0	0	7	0	3

#### 第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道層	引県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

_			<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
			区分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地		】 目		行	番	号	個人	法 人	個人	法 人	個人	法 人
				9			12 (人)(イ)	1				
H		_	般田	0	1	0	5,856	10	7,887,533	10,602	651,597	664
		介 : 街	在 田 · 化 区 域 田	0	2	0	929	10	457,326	6,321	17,098,656	54,185
畑		_	般 畑	0	3	0	16,329	94	81,422,912	237,522	3,915,630	8,751
ΛЩ		个 ; 街	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	0	7,201	115	3,045,739	60,549	83,882,462	902,553
		小 主 :	規 模 宅 用 地	0	5	0	169,856	2,297	33,129,704	1,342,215	2,187,241,512	104,163,441
宅	_	般	住宅用地	0	6	0	52,374	671	8,280,032	129,482	410,297,198	7,385,150
地	住以		宅 用 地 の 宅 地	0	7	0	27,964	5,191	10,579,764	14,125,606	658,272,272	742,715,570
			計	0	8	0	250,194	8,159	51,989,500	15,597,303	3,255,810,982	854,264,161
	ţ	塩	田	0	9	0						
	鉱		泉 地	1	0	0	ç	4	30	13	1,163	1,052
	ì	池	沼	1	1	0	23	4	52,074	3,356,584	926	26,494
日	-	- f	般 山 林	1	2	0	12,758	391	409,216,248	138,069,590	4,637,531	657,005
林	1	<b>个</b>	在 山 林	1	3	0	76	7	9,608	16,744	9,861	11,356
	4	牧	場	1	4	0						
	J.	原	野	1	5	0	3,672	. 87	7,198,117	1,204,573	102,006	14,986
	Ή	ル	フ場用地	1	6	0	7	6	89,832	822,121	50,660	424,033
10	遊	園 t	也等の用地	1	7	0						
雑		単	体 利 用	1	8	0	4	18	620	1,430,561	17,995	40,331,250
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	0						
種	道用	複合	一般住宅用地	2	0	0						
	用地	利用	住宅用地以外	2	1	0	1	6	24	70,882	1,657	6,563,411
地			計	2	2	0	1	6	24	70,882	1,657	6,563,411
- 6	そ	の ft	也の雑種地	2	3	0	14,951	1,443	5,383,908	2,713,586	190,471,219	62,824,850
			計	2	4	0	14,963	1,473	5,474,384	5,037,150	190,541,531	110,143,544
	1	合	計	2	5	0	312,010	10,354	566,753,471	163,596,951	3,556,652,345	966,084,751

地 1	地方公共団体コード										
2	2	1	0	0	7	0	3				

## 第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

			<b></b>				(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
			区分				課税が	票準額	筆	数	単位			価格
		\	区 分	行	番	号	個 人	法人	個 人	法人	平均	価格	最高	価格
地		目		0				24 (千円)(チ)			<sub>(ホ)</sub> 個 人 <sup>(ハ)</sup> (円 / ㎡) (ル)	<sub>(△)</sub> 法 人 (□) (円 / ㎡)(ヲ)	個 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 <sub>67</sub> (円 / ㎡)(カ) 77
		_	般田	0	1	1	651,597	664	21,816	33	83	63	417	228
田			在 田 · 化区域田	0	2	1	5,949,122	34,245	1,502	28	37,388	8,572	112,580	44,073
,km	.,,-	_	般 畑	0	3	1	3,915,565	8,751	156,588	496	48	37	126	114
畑	市	介石	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	1	30,215,560	598,518	15,501	250	27,541	14,906	193,808	112,994
		小	模 宅 用 地	0	5	1	362,612,485	17,140,462	284,016	6,095	66,021	77,606	972,959	995,379
宅			住宅用地	0	6	1	136,215,642	2,451,339	100,026	1,430	49,553	57,036	972,959	657,308
地	<u>ا</u> لاا		宅 用 地 の 宅 地	0	7	1	445,976,039	499,540,572	57,923	23,289	62,220	52,579	1,023,858	1,023,344
			計	0	8	1	944,804,166	519,132,373	441,965	30,814	62,624	54,770	1,023,858	1,023,344
	:	塩	田	0	9	1								
	鉱		泉 地	1	0	1	1,163	1,052	9	4	38,767	80,923	173,000	180,000
		池	沼	1	1	1	926	25,336	57	927	18	8	61	2,583
Щ	-	— f	般 山 林	1	2	1	4,637,531	657,000	94,873	4,816	11	5	71	57
林	1	介 i	在 山 林	1	3	1	6,989	8,090	88	48	1,026	678	5,318	58,686
	:	牧	場	1	4	1					0	0		
		原	野	1	5	1	102,006	14,986	10,948	641	14	12	99	65
	Ï	゚ル	フ場用地	1	6	1	37,032	307,954	59	375	564	516	640	640
雑	遊	園均	世等の用地	1	7	1					0	0		
小圧		単	体 利 用	1	8	1	11,438	24,196,864	4	3,507	29,024	28,193	49,347	68,457
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1					0	0		
種	道田	複合利用	一般住宅用地	2	0	1					0	0		
	用地	用用	住宅用地以外	2	1	1	1,048	4,219,006	1	543	69,042	92,596	69,074	208,442
地			計	2	2	1	1,048	4,219,006	1	543	69,042	92,596	69,074	208,442
	そ	の ft	也の雑種地	2	3	1	128,746,823	41,920,965	26,763	6,757	35,378	23,152	682,308	516,700
			計	2	4	1	128,796,341	70,644,789	26,827	11,182	34,806	21,866	682,308	516,700
		合	計	2	5	1	1,119,080,966	591,125,804	770,174	49,239	6,275	5,905		

地方公共団体コード表都								
2	2	1	0	0	7	0	4	

## 第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_			<b>&gt;</b>		(1)	(2)	)	(3)	(4)	(5)	(6)					
	✓ 区				納税義	務者	数	地	積	決 定	価 格					
地	分区	行	番	号	個人	法	人	個人	法 人	個人	法人	最高	価格 5	也(	) 所	在
	別	9			12 (人	22	(人)	<sub>32</sub> (m²)(イ)	44 (m²)(□)	56 (千円)(八)	68 (千円)(二) 79					
商	繁華街	0	1	0												
業	高度商業地区	0	2	0												
地	高度商業地区	0	3	0	33	9	196	68,428	135,344	32,443,785	75,727,355		葵区紺園	酎		
	普通商業地区	0	4	0	4,14	9	765	881,735	780,598	126,719,989	114,097,306		駿河区南	町		
X	計	0	5	0	4,48	8	961	950,163	915,942	159,163,774	189,824,661		葵区紺属	置町		
住	併用住宅地区	0	6	0	22,41	6	1,704	6,249,490	2,367,421	525,969,203	195,040,763		葵区住書	町		
宅	高級住宅地区	0	7	0												
地	普通住宅地区	0	8	0	142,29	4	3,310	37,256,576	4,012,726	2,338,033,170	228,373,950		葵区西草	深町		
X	計	0	9	0	164,71	0	5,014	43,506,066	6,380,147	2,864,002,373	423,414,713		葵区住書	町		
I	大工場地区	1	0	0	2	3	45	19,005	3,887,212	306,006	71,354,555		駿河区小鹿	三丁目		
業	中小工場地区	1	1	0	4,33	6	894	1,926,726	3,477,987	87,680,181	144,211,923		葵区長	沼		
地	家内工業地区	1	2	0	3,87	0	218	915,285	210,407	62,286,166	13,930,190		駿河区中野	予新田		
X	計	1	3	0	8,22	9	1,157	2,861,016	7,575,606	150,272,353	229,496,668		駿河区中野	予新田		
村	集団地区	1	4	0	2,80	4	100	1,103,877	292,062	29,506,838	5,634,522		清水区庵	原町		
落地	村落地区	1	5	0	7,26	0	237	3,380,261	339,914	52,365,320	4,665,277	_	清水区庵	原町		
X	計	1	6	0	10,06	4	337	4,484,138	631,976	81,872,158	10,299,799		清水区庵	原町		
看	光 地 区	1	7	0		5	8	4,282	77,802	67,456	1,190,956		清水区草	薙		
農業	É用施設の用に供 ⁻ る 宅 地	1	8	0	59	0	9	175,054	15,830	411,903	37,364		清水区属	翻		
生產	緑地地区内の宅地	1	9	0	10	1		8,781		20,965			駿河区中	島		
	合 計	2	0	0	188,18	7	7,486	51,989,500	15,597,303	3,255,810,982	854,264,161		葵区紺層	置町		

<sup>(</sup>注) 1 . 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2.「</sup>生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	表看	<b>香号</b>					
1	7	8					
2	2	1	0	0	7	0	4

# 第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	_ 🗵				課税	票準額	筆	数	単位			西格
抴	分	行	番	号	個人	法人	個人	法人	平均	価 格	最高	価 格
	⊠	1 J	Ħ	5	固 人	法人	1個 人	$\Delta$	灬個 人	(二) 法 人	個 人	法人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	<u>(八)</u> (円 / ㎡)	<u>(口)</u> (円 / ㎡)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1					0	0		
業	高度商業地区	0	2	1					0	0		
地	高度商業地区	0	3	1	16,365,001	46,579,579	664	608	474,130	559,518	1,023,858	1,023,344
	普通商業地区	0	4	1	43,750,343	68,071,905	7,803	2,221	143,717	146,167	740,880	783,165
X	計	0	5	1	60,115,344	114,651,484		2,829		207,245	1,023,858	
住	併用住宅地区	0	6	1	196,354,545	121,798,282	52,660	6,722	84,162	82,385	314,849	236,760
宅	高級住宅地区	0	7	1					0	0		
地	普通住宅地区	0	8	1	594,547,618	119,505,991	322,535	12,989	62,755	56,912	184,290	179,400
区	計	0	9	1	790,902,163	241,304,273	375,195	19,711	65,830	66,364	314,849	236,760
I	大工場地区	1	0	1	188,426	49,656,491	58	774	16,101	18,356	26,317	42,728
業	中小工場地区	1	1	1	44,487,993	97,275,483	9,952	4,875	45,507	41,464	117,849	
地	家内工業地区	1	2	1	21,541,595	8,857,399	7,784	732	68,051	66,206	598,666	97,782
区	計	1	3	1	66,218,014	155,789,373	17,794	6,381	52,524		598,666	
村	集団地区	1	4	1	9,873,988	3,433,663	9,904	667	26,730	19,292	43,164	39,937
落地	村落地区	1	5	1	17,363,081	3,096,375	29,643	1,108	15,492	13,725	49,320	48,091
X	計	1	6	1	27,237,069	6,530,038	39,547	1,775	18,258	16,298	49,320	48,091
1	見光 地区	1	7	1	32,574	831,382	22	68	15,753	15,308	20,671	23,255
	業用施設の用に供 する宅地	1	8	1	284,511	25,823	826	50	2,353	2,360	2,419	2,414
生產	<b>産緑地地区内の宅地</b>	1	9	1	14,491		114	_	2,388	0	2,410	
	合 計	2	0	1	944,804,166	519,132,373	441,965	30,814	62,624	54,770	1,023,858	1,023,344

<sup>(</sup>注) 1 . 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2.「</sup>生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

坦	方包	表 <b>霍</b>	号。				
2	2	1	0	0	7	0	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	静岡県
市	囲丁	村	名	静岡市

		<del>-</del>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区  分	行	番	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数	
			9			12 (人) 24			54 (千円) 69		奎) 80
		負担水準1.0以上	0	<u> </u>	0	77,424	15,067,575		117,725,320		,278
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	66,320	12,025,746		150,542,547		,428
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	30,069	5,689,864		89,027,351		,630
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	1,163	201,856		3,370,961	1,	,639
	1++	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	299	53,321	5,052,803	738,823		366
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	343	61,905		751,892		462
	Ι÷	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	86	20,901	3,017,509	392,394		135
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	26	2,856		24,308		35
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	7	1,976		16,291		9
	~	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	11	1,809		13,487		14
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	8	1,048	- ,	4,733		12
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	2	549		2,925		2
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	2	298	17,936	1,453		6
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0						
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
		負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	175,760	33,129,704		362,612,485		,016
		負担水準1.0以上	2	3	0	979	557,277	26,844,604	4,474,101		,637
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	1,060	492,778		7,435,159	2,	,408
	+8	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	511	262,736	, ,	4,395,502		958
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	29	13,054		453,231		55
	模	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	9	2,896		50,871		18
	1天	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	9	11,192		276,046		12
	住	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	5	2,279	429,458	55,542		
地	111	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0						
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	1	3	93	10		1
		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0						
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	_	0						
		負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0						
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0						
		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0						
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0						
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0						
	١.	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0						
	)	負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0						
	_	負担水準0.05未満	4	3	0	0.000	4 040 045	101 100 111	47 440 400	_	005
		計	4	4	0	2,603	1,342,215	104,163,441	17,140,462	6.	,095

世 1	方と	2共2	]体:	<b>-</b>	۲	表 <b>霍</b>	号。
2	2	1	0	0	7	0	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行	番	묵	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9			12 (人)				(筆) 80
		負担水準1.0以上	_	5		28,564	4,987,195	173,229,839	57,743,280	56,841
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	17,003	2,250,994	140,505,025	46,835,008	30,370
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	7,494	999,133	92,656,761	30,450,552	12,243
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	231	31,601	2,844,752	886,085	395
		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	50		663,032	195,336	69
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	31	2,851	256,453	70,191	64
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	14	1,005	109,916	28,738	21
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	3		98	24	5
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	2		292	65	2
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	6		21,027	4,512	9
		負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	4	273	10,003	1,851	7
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0					
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0					
	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0					
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0					
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
		負担水準0.05未満	6	5	0					
		計	6	6	0	53,402	8,280,032	410,297,198	136,215,642	100,026
		負担水準1.0以上	6	7	0	319	- ,	2,666,108	888,703	718
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	263	41,086	3,223,755	1,074,585	522
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	101	12,421	1,312,206	431,432	170
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	6		164,663	51,260	16
		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	3	100	18,407	5,356	3
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0					
Life.		負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	1		11	3	1
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7	7	0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1		0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
		負担水準0.4以上0.45未満		9	0					
	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0					
		負担水準0.3以上0.35未満		1						
	法	負担水準0.25以上0.3未満 毎日水準0.3以上0.35ま港	8	3	0					
		負担水準0.2以上0.25未満 毎担水準0.45以上0.25未満	_	_						
	人	負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0					
	^	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0					
		負担水準0.05未満	8	7	0	200	400 400	7 005 450	0 454 000	4 400
		計	8	8	0	693	129,482	7,385,150	2,451,339	1,430

地 1	方亿	表番号					
2	2	1	0	0	7	0	6

# 第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

		<b></b>				(1)	(2)	(;	3)	(4)	(	(5)
		区    分	<b> </b> /〒	番	문	納税義務者数	地 積	決 定	価 格	課 税 標 準 額	筆	数
			9	ш		12 (人)	24 ( m²)	39	(千円	1)54 (千円)	69	(筆)80
		負担水準0.7超	0	1	0	15,010		244	,003,67	8 170,802,574		30,666
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	11,752			,062,49			21,578
	_	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	2,905		107	,024,13	9 67,357,127		5,028
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	359			,116,91			562
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	44			975,37			70
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	4	227		21,23	10,948		4
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	2	2,062		68,44	2 32,165		14
	n	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	1	0			2 1		1
	"	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0							
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0							
-6	$\widehat{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	"	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
	<b>人</b>	負担水準0.05未満	1	5	0							
		計	1	6	0	30,077	10,579,764	658	,272,27	2 445,976,039		57,923
	住	負担水準0.7超	1	7	0	2,594	8,976,059	288	,995,65	6 202,039,936		11,850
	宝	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	2,427	3,617,992	284	,731,87	9 192,946,189		8,610
	_	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	731	1,187,236	126	,817,08	1 79,448,653		2,387
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	130	245,789	39	,011,73	6 23,407,041		386
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	16	22,469	1	,559,79	1 913,702		40
111.	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	5	24,584		615,39	8 332,299		9
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	2	25,251		481,43	0 233,006		5
	σ σ	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	1	25,644		484,53	4 213,676		1
	"	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	1	582		18,06	5 6,070		1
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0			1	*			
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0			Ì				
		負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0							
		負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
	人	負担水準0.05未満	3	_	0							
		計	3	2	0	5,907	14,125,606	742	,715,57	0 499,540,572		23,289
	160行及で	」 『320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	_	0							

世 1	方と	2共2	]体:	<b>]</b> –	ド	表習 7	昏号 8
2	2	1	0	0	7	0	7

# 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)		(2)		(3)			(4	)		(5	n)
		区    分	行	番	믁	納税義務者数	ţ	也積	決	定值	格	課	税標	集 準 客	湏	筆	数
			9			12 (人)	24	( <b>m</b> ²)	39		(千円)	54		(千	円) 69		(筆)80
宅		負担水準0.7超	0	_	0												
地		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	586		174,375		4	10,335			283,5	71		821
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0			200			4 5 4 4				.07		
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	4	•	669			1,544	-		9	27		4
農		負担水準0.5以上0.55未満 免担水準0.45以上0.55未満	0	5	0	4		10			24				13		
地		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	0	6 7	0	ı		10			24				13		
+		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0							1			+		
造		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0												
成		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0		<u> </u>					1			+		
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0										+		
費		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0												
٤		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0												
し		負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0												
て		負担水準0.05未満	1	5	0												
評		計	1	6	0	591		175,054		4	11,903	3		284,5	11		826
		負担水準0.7超	1	7	0												
価	÷	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	9	)	15,830			37,364			25,8	23		50
さ	_	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0												
れ		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0												
る		負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0												
農		負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0												
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0							-			_		
業		負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0												
用		負担水準0.3以上0.35未満	2	_	0		<u> </u>					1					
施		負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0		<b>.</b>					₩					
設		負担水準0.15以上0.25木満 負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0							1					
		負担水準0.1以上0.2米/// 負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0			+				1			-		
用		負担水準0.05以上0.13米綱 負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0		}	+				+			+		
地	人	負担水準0.05未満	3	1	0												
$\overline{}$	)	員担小平0.03不過 計	3	2	0	9		15,830			37,364			25,8	23		50
		Al	J		U	9		10,000			01,004			20,0	20		30

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

<sup>(</sup>例) 第6表010行2列 第7表010行2列 + 第7表330行2列

<u></u> 担	方と	表看 7	昏号 8				
2	2	1	0	0	7	0	7

# 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)		(2)		(;	3)				(4)			(5)	
		区    分	行	番	믄	納税義務者数		地 積	決	定	価	格	課	税	標	隼 額	筆	<u> </u>	数
			9		_	12 (人)	24	( <b>m</b> ²)	39		(	壬円)	54			(壬円)	69		(筆) 80
宅		負担水準0.7超	3	3															
地	宝	負担水準0.65以上0.7以下	3	4	0	101		8,781			20	,965			•	14,491			114
$\overline{}$		負担水準0.6以上0.65未満	3	5	0														
農		負担水準0.55以上0.6未満	3	6	0														
地		負担水準0.5以上0.55未満	3	7	0														
等		負担水準0.45以上0.5未満	3	8	0														
+		負担水準0.4以上0.45未満	3	9	0														
		負担水準0.35以上0.4未満	4	0	0														
造	宅	負担水準0.3以上0.35未満	4	1	0														
成	_	負担水準0.25以上0.3未満	4	2	0														
費		負担水準0.2以上0.25未満	4	3	0														
ح		負担水準0.15以上0.2未満	4	4	0														
し		負担水準0.1以上0.15未満	4	5	0														
て		負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0														
評	$\mathcal{C}$	負担水準0.05未満	4	7	0														
価		計	4	8	0	101		8,781			20	,965				14,491			114
خ خ		負担水準0.7超	4	9	0														
n l	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5	0	0														
		負担水準0.6以上0.65未満	5	1	0														
る		負担水準0.55以上0.6未満	5	2	0														
生		負担水準0.5以上0.55未満	5	3	0														
産		負担水準0.45以上0.5未満	5	4	0														
緑		負担水準0.4以上0.45未満	5	5	0														
地		負担水準0.35以上0.4未満	5	6	0														
地		負担水準0.3以上0.35未満	5	7	0														
X		負担水準0.25以上0.3未満	5	8	0														
内		負担水準0.2以上0.25未満	5	9	0														
の		負担水準0.15以上0.2未満	6	0	0														
宅		負担水準0.1以上0.15未満	6	1	0														
地		負担水準0.05以上0.1未満	6	2	0														
	$\sim$	負担水準0.05未満	6		0														
			6		0	0		0				0				0			0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方亿	表 <b>智</b>	号。				
2	2	1	0	0	7	0	8

# 第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	<b>——</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	E N	9 1 J	#		12 (人)	24 ( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	107,286	20,686,003	909,092,469	180,831,404	195,474
宅	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0	2	0	17,604	14,581,326	532,999,334	372,842,510	42,516
地	税負担据置のもの	0	3	0	17,815	9,638,633	807,635,596	536,675,830	37,603
16	上記以外で負担水準0.2末満を除いたもの	0	4	0	125,737	22,680,841	1,860,347,744	373,586,795	197,186
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	0	268,442		4,110,075,143		472,779
	負担水準1.0以上	0	7	0	13,155			5,294,502	99,682
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0	1	647	16	15	1
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0	1	87	3	3	1
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	1	284	9	9	1
	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0	1	187	2	2	1
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0	1	1			1
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0	2				2
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0					
Ι.	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0	_	_	_	_	_
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0					
1,1,1,	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0					
	負担水準0.05未満	2	7	0					_
	計	2	8	0	13,162	547,285,838	5,294,536	5,294,531	99,689

坦 1	方と	2共公	]体:	]-	۴	表都 7	号。
2	2	1	0	0	7	0	9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

		<del></del>				(1)		(2)		(3	3)			(4)			(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数		地 積	決	定	価格	i	果税	標準	額	筆	数
			9	ш	7	12 (人)	24	$(\mathbf{m}^2)$	39		(千円	) 54		(-	壬円)	69	(筆)80
		負担水準1.0以上	0	1													
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0												
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0												
複	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0												
夜	1++	負担水準0.8以上0.85未満	0	5													
	榠	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0												
	/÷	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0												
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0												
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0												
	~	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0												
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0												
	/ 13	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0												
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0							_					
11.5		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0							_					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0							_					
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0							_					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0							_					
用		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0							_					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0							_					
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0							4					
	$\circ$	負担水準0.05未満	2	1	0							_					
鉄		計	2	2	0	0	)	0			(	0			0		(
	.1.	負担水準1.0以上	2	3	0		-					+					
	Ŋ١	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0		-					+					
	±Β	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2	5	0		-					+					
軌.	况		2	6	0		-					+					
籶	榵	負担水準0.8以上0.85未満 <b>日</b> 担水準0.75以上0.85未満	2	7	0		-					+					
	1大	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0		-					+					
	住	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	2	9	0		-					+					
	-	負担水準0.6以上0.65未満	3	0	0		-					+					
道	宅	負担水準0.55以上0.6未満 (1)		1	0		-					+					
		負担水準0.5以上0.55未満	3	2	0		-					+					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3	3	0		-					+					
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5			-					+					
用	地	負担水準0.45以上0.45木凋 負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0		-					+					
ж		負担水準0.3以上0.35未満	3	_	0		-					+					
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.35木凋 負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	-	1					+					
	<b>,</b>	負担水準0.25以上0.3木満   負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0	1	-					+					
	法	負担水準0.15以上0.25木凋 負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0	-	1					+					
地		負担水準0.1以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0	-	1					+					
	人	負担水準0.15×16    負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0		1-		-			╬					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1木満   負担水準0.05未満	4	3	0	-	1					+					
		計	4	4	0	0	1	0				0			0		
		扇	4	4	U	U	,	U				U			0		- (

坦 1	方と	2共公	]体:	]-	۴	表都 7	号。
2	2	1	0	0	7	0	9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

_		<b></b>					(1)		(2)		(:	3)			(4)		(5)	ı
		区 分		行	番	号	納税義務者数		地積			価		課税			筆	数
		負担水準1.0以上		9 4	5	0	12 (人)	24	( m²)	39		( =	円)	54	(千円	) 69		(筆)80
		負担水準0.95以上1.0未満		4	6	0												
		負担水準0.9以上0.95未満		4	7	0												
	般	負担水準0.85以上0.9未満		4	8	0												
複	村又	負担水準0.8以上0.85未満	-	4	9	0												
	<i>1</i> →	負担水準0.75以上0.8未満		5	0	0												
	住	負担水準0.7以上0.75未満		5	1	0										+		
	-	負担水準0.65以上0.7未満		5	2	0												
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満		5	3													
	_	負担水準0.55以上0.6未満		5	4	0												
	用	負担水準0.5以上0.55未満		5	5	0												
	m.	負担水準0.45以上0.5未満		5	6	0												
<b>-</b>	地	負担水準0.4以上0.45未満		5	7	0												
利		負担水準0.35以上0.4未満		5	8	0												
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満		5	9	0												
	_	負担水準0.25以上0.3未満		6	0	0												
	個	負担水準0.2以上0.25未満		6	1	0												
用		負担水準0.15以上0.2未満		6	2	0												
	人	負担水準0.1以上0.15未満		6	3	0												
		負担水準0.05以上0.1未満		6	4	0												
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		6	5	0												
鉄		計		6	6	0	0		0				0			0		0
±/\		負担水準1.0以上		6	7	0												
	_	負担水準0.95以上1.0未満		6	8	0												
		負担水準0.9以上0.95未満		6	9	0												
	般	負担水準0.85以上0.9末満		7	0	0												
軌		負担水準0.8以上0.85未満		7	1	0												
	住	負担水準0.75以上0.8未満		7	2	0												
		負担水準0.7以上0.75未満		7	3	0												
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		7	4	0												
道		負担水準0.6以上0.65未満		7	5	0												
. –	用	負担水準0.55以上0.6未満		7	6	0												
		負担水準0.5以上0.55未満		7	7	0												
	地	負担水準0.45以上0.5未満		7	8	0												
		負担水準0.4以上0.45未満		7	9	0												
用	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満		8	0	0												
		負担水準0.3以上0.35未満 毎担水準0.3以上0.35未満		8	1	0	<del> </del>									-		
	法	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		8	2	0												
	,_	負担水準0.15以上0.2未満		8	3	0	<del> </del>									-		
地	Y	負担水準0.1以上0.15未満		8	5	0	<del> </del>									-		
	/\	負担水準0.05以上0.15木海   負担水準0.05以上0.1未満		-	_		<del> </del>									-		
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1木渦 負担水準0.05未満		8	7	0	-											
		貝担水平U.U5木海 計		8	_	0	0		0				0			0		0
		āΤ		Ö	8	U	0		0				U			U		- 0

地	地方公共団体コード								
2	2	1	0	0	7	1	0		

# 第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(:	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9	ш		12 (人)	24 ( m²)			69	(筆)80
	宅	負担水準0.7超	0	1	0	8,422	2,771,476		52,225,730		14,602
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	5,349	1,348,312				8,275
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	1,471	381,064				2,049
	LL	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	155	38,496				234
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	47	7,409	•			59
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	7	2,075				8
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	1	3,278	5,091	2,398		6
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0						
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0						
	)	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0						
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0						
	)	負担水準0.05未満	1	5	0						
		計	1	6	0	15,452	4,552,110	199,757,912	135,102,473		25,233
0	}	負担水準0.7超	1	7	0	810	1,543,329	27,485,863	19,160,274		4,786
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	578	1,360,072	31,840,738	21,608,058		2,749
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	211	797,728	43,019,762	25,262,611		1,907
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	38	45,859	8,286,947	4,972,168		73
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	7	3,474	250,262	143,519		12
	進	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	3	2,883	41,343	22,193		7
	_	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0						
1 1	土	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0						
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	1	371	14,686	5,251		1
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	2	587	19,601	6,585		2
	)	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0						
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0						
		負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0						
		負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0						
		負担水準0.05未満	3	1	0						
		計	3	2	0	1,650	3,754,303	110,959,202	71,180,659		9,537

地 1	方亿	]共	]体:	]-	۲	表 <b>智</b>	肾号 8
2	2	1	0	0	7	1	0

# 第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		<del></del>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区    分	行	番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		,	9	ш		12 (人)	24 ( <b>m</b> ²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	5,384	14,276,417	202,230	202,228	1	18,607
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	18	159,213	59,905	59,905		120
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	7	36		148		7
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	1	50	3	3		1
l _	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	1					1
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	1					1
		負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0						
		負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	1					1
	土	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0						
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0						
၈	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	2	617	17	10		2
0)	地	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0						
	IST.	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0						
		負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0						
	41	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0						
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0						
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0						
.	の	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0						
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0						
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0						
		負担水準0.05未満	5	3	0						
	地	計	5	4	0	5,415	14,436,333	262,303	262,294	1	18,740
	本則	こよる課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	125,825	582,247,052	914,589,205	186,328,134	31	13,763
繎	引き	トげ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	5	6	0	26,836	18,896,131	635,093,384	444,228,514	6	61,904
		<b>旦据置のもの</b>	5	7	0	25,424	13,525,809	1,002,513,841	663,357,411	5	52,583
		以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	126,036	22,946,395	1,874,152,666	381,862,437		7,728
計	負担	K準0.2未満	5	9	0	0	0	0	0		0
		計	6	0	0	304,121	637,615,387	4,426,349,096	1,675,776,496	62	25,978

地 1	方包	洪公	]体:	<b>]</b> –	۲	表都 7	号。
2	2	1	0	0	7	1	1

# 第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

		<b>——</b>					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X	分	行	番	묵	納税義務者数		地 積	決	定価格	課税標準額		筆 数
				9			12 (人)	24	( m²)	9	(千円)	54 (千円)	69	(筆):
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0								
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0								
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	_								
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0								
			負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0								
	田		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0								
般			負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0								
132		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0								
			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0								
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0								
市			負担水準0.1未満	1	1	0								
			計	1	2	0	0		0		0	0		
		本則	負担水準1.0以上	1	3	0								
/+-		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0								
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0								
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0								
			負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0								
化	加		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0								
10	ΛЩ		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0								
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0								
			負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0								
X			負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0								
			負担水準0.1未満	2	3	0								
			計	2	4	0	0		0		0			
		本則	負担水準1.0以上	2	5	0	0		0		0	•		
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0	0		0		0	0		
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0	0		0		0			
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0	0		0		0	0		
農			負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0	0		0		0	0		
	計		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0	0		0		0	0		
	ΠI		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0	0		0		0	0		
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0	0		0		0	0		
地			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0	0		0		0	0		
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0	0		0		0	0		
			負担水準0.1未満	3	5	0	0		0		0	0		
			<u>.</u> 計	3	6	0	0		0		0	0		

地 1	表番号						
2	2	1	0	0	7	1	1

# 第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

		-					(1)		(2)		(3)		(4)			(5)	
		X	分	行。	番	号	納税義務者数		地 積 (m²)		快定価格 (千円)	課 <b>利</b>		準額千円)	60		数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	3	7	0	12 (73)	24	( )	33	\ 11.17	34		1 1 1 /	09		1 == 7 00
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0										-	
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0										-	
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0											
			負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0											
	l		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0											
介	田		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0											
71		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0											
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0											
			負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0											
			負担水準0.1未満	4	7	0											
			計	4	8	0	0		(		0			0			0
		本則	負担水準1.0以上	4	9	0											
	]	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5	0	0											
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5	1	0											
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5	2	0											
			負担水準0.6以上0.7未満	5	3	0											
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	5	4	0											
	Ж		負担水準0.4以上0.5未満	5	5	0											
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5	6	0											
			負担水準0.2以上0.3未満	5	7	0											
農			負担水準0.1以上0.2未満	5	8	0											
			負担水準0.1未満	5	9	0											
			計	6	0	0	0		(		0			0			0
		本則	負担水準1.0以上	6	1	0	0		(		0			0			0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6	2	0	0		(		0			0			0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6	3	0	0		(		0			0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6	4	0	0		(		0			0			0
地			負担水準0.6以上0.7未満	6	5	0	0		(		0			0			0
ᄺ	計		負担水準0.5以上0.6未満	6	6	0	0		(		0			0			0
	ΠI		負担水準0.4以上0.5未満	6	7	0	0		(		0			0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6	8	0	0		(		0			0			0
			負担水準0.2以上0.3未満	6	9	0	0		(		0			0			0
			負担水準0.1以上0.2未満	7	0	0	0		(		0			0			0
			負担水準0.1未満	7	1	0	0		(		0			0			0
			計	7	2	0	0		(		0			0			0

地 1	方公	表都 7	号。				
2	2	1	0	0	7	1	2

# 第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>——</b>					(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	
		区	分	1 47	番	문	納税義務者数	地 積		決 定 価 格	課税標準額	筆	数
				9	ш		12 (人) 2	<sub>24</sub> (r		9 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0	5,863	7,898,1	31	652,261	652,261		21,839
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0	8		4				8
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0	1						1
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0							
			負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0	1						1
	田		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0							
l _	ГЩ		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0							
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0							
			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0							
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0							
			負担水準0.1未満	1	1	0							
			計	1	2	0	5,873	7,898,1	35	652,261	652,261		21,849
		本則	負担水準1.0以上	1	3	0	16,420	81,654,9	69	3,923,972	3,923,972		156,896
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0	151	1,7	13	141	138		165
般		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0	3		1				3
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0	2	1,3	05	84			6
		1	負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0	13	2,4	46	184	139		14
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0							
	ΛЩ		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0							
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0							
			負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0							
農			負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0							
			負担水準0.1未満	2	3	0							
			計	2	4	0	16,589	81,660,4	34	3,924,381	3,924,316		157,084
		本則	負担水準1.0以上	2	5	0	22,283	89,553,1		4,576,233			178,735
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0	159	1,7	17	141			173
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0	4		1	0	-		4
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0	2	1,3		84			6
地			負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0	14	2,4	46	184	139		15
16	計		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0	0		0	0	0		0
	ĒΙ		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0	0		0	0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0	0		0	0	•		0
			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0	0		0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0	0		0	0	0		0
			負担水準0.1未満	3	5	0	0		0	0	0		0
			計	3	6	0	22,462	89,558,5	69	4,576,642	4,576,577		178,933

地 1	表都 7	号。					
2	2	1	0	0	7	1	2

# 第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

	<u> </u>					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	X	分	行	番	号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
ı	T <del></del> Bil	負担水準1.0以上	9	7 7	0	12 (人)	E-T ,		54 (千円)	69 (筆) 80
	本則 負担調整率1.025	負担小準1.0以上   負担水準0.9以上1.0未満	3	-	0	5,863	7,898,131	652,261 0	652,261	21,839
			3	8		8	0			8
	負担調整率1.05 <b>会</b> 担調整率4.035	負担水準0.8以上0.9未満	4 -	9	0	0	-			1
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0		0	0			0
		負担水準0.6以上0.7未満	4	'	0	1	_			1
Œ	1	負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0	0				0
	<i>4.</i> +□+□+++++++++++++++++++++++++++++++++	負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0	0				0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0	0	, and the same of			0
		負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0	0				0
		負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0	0	· · · · · ·	_		0
		負担水準0.1未満	4	7	0	0	•	0	Ü	0
合		計	4	8	0	5,873			652,261	21,849
	本則	負担水準1.0以上	4	9	0	16,420			3,923,972	156,896
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5	0	0	151	1,713	141	138	165
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5	1	0	3	•	0	ů	3
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5	2	0	2	1,305	84	67	6
		負担水準0.6以上0.7未満	5	3	0	13	2,446	184	139	14
畑		負担水準0.5以上0.6未満	5	4	0	0	0	0	0	0
\ \\	1	負担水準0.4以上0.5未満	5	5	0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5	6	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.3未満	5	7	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.2未満	5	8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1未満	5	9	0	0	0	0	0	0
±, _		<u>.</u> 計	6	0	0	16,589		3,924,381	3,924,316	157,084
計一	本則	負担水準1.0以上	6	1	0	22,283	89,553,100	4,576,233	4,576,233	178,735
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6	2	0	159	1,717	141	138	173
	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6	3	0	4	1	0	0	4
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6	4	0	2	1,305	84	67	6
		負担水準0.6以上0.7未満	6	5	0	14	2,446	184	139	15
<u> </u>		負担水準0.5以上0.6未満	6	6	0	0	0	0	0	0
計	「 <b> </b>	負担水準0.4以上0.5未満	6	7	0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6	8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.3未満	6	9	0	0	0			0
		負担水準0.1以上0.2未満	7	0	0	0	0			0
		負担水準0.1未満	7	1	0	0	_			0
		計	7	2	0	22,462	89,558,569	4,576,642	4,576,577	178,933

地 1	方亿	表番号					
2	2	1	0	0	7	1	3

都道原	府 県 名	静岡県
市町	村 名	静岡市

		<b>_</b>					(1)	(2)		(3)	(4)	(5	5)
		X	分	行	番	무	納税義務者数	地 積		決 定 価 格	課税標準額	筆	数
			23	9 1 J	Ħ	ר	12 (人)	24	( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税が	なされたもの	0	1	0	513	239,	,438	7,699,16	2,566,389		776
23		負担水準0.95以上1.0未満		0		0	252	134,					359
		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0	54		, 148				67
以		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0	10	5,	, 396				21
<u> </u>		負担水準0.8以上0.85未満		0			1		29				1
前		負担水準0.75以上0.8未満		0	6		1	1,	,239	,			2
စ		負担水準0.7以上0.75未満		0		0	1		742	36,7	13 9,549		1
,		負担水準0.65以上0.7未満		0	_								
課		負担水準0.6以上0.65未満		0		0							
TM		負担水準0.55以上0.6未満		1	0								
税	⊞	負担水準0.5以上0.55未満		1		0							
分		負担水準0.45以上0.5未満		1	2								
/3		負担水準0.4以上0.45未満		1	_								
か		負担水準0.35以上0.4未満		1	4								
		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0							
6		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0							
新		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0							
机		負担水準0.15以上0.2未満		1	8								
た		負担水準0.1以上0.15未満		1	9								
'-		負担水準0.05以上0.1未満		2									
に		負担水準0.05未満 計		2	_	0	832	406.	602	16,025,39	5,324,581		1 227
_			゚゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゚゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙	2		0	4,070	1,744,	,				1,227
市		本則による(価格の3分の1)課税が 負担水準0.95以上1.0未満	なされたもの	2			1,575	611,					8,835
街		負担水準0.93以上0.95未満 負担水準0.9以上0.95未満		2		0	335	129,	_				2,605 462
121		負担水準0.85以上0.95米凋		2	_	0	44		,774		, ,		64
化		負担水準0.8以上0.85未満		2	_	0	17		, 774 , 975	,			23
_ !		負担水準0.75以上0.8未満		2		0	4	J,	473				<u> </u>
X		負担水準0.7以上0.75未満		2		0	6	1	,251	126,29	- , -		8
域		負担水準0.65以上0.73未満		3		0	0		, 201	120,20	32,210		
36		負担水準0.6以上0.65未満			1	0	1		70	3,86	68 851		1
農		負担水準0.55以上0.6未満		3						0,00	30 001		<u> </u>
		負担水準0.5以上0.55未満		3									
地	畑	負担水準0.45以上0.5未満		3		0							
ح		負担水準0.4以上0.45未満			5								
۲		負担水準0.35以上0.4未満		3		0							
な		負担水準0.3以上0.35未満		3									
		負担水準0.25以上0.3未満			8								
っ		負担水準0.2以上0.25未満			9								
<sub>+-</sub>		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0							
た		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0							
ŧ		負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0							
		負担水準0.05未満		4	3	0							
の		計		4	4	0	6,052	2,504,	,275	71,422,35	23,745,010		12,002

地 1	表都 7	号。					
2	2	1	0	0	7	1	3

都追	道府 県	名	静岡県
市	町村	名	静岡市

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区  分	行	番	号	納税義務者数	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 <sup>39</sup> (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆	数 (筆) 80
777		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	4,583	1,983,796			69	9,611
平 23		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	1,827	746,436				2,964
以		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	389	154,697	7,136,385	2,342,135		529
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	54	16,170	705,426	217,634		85
課		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	18	6,004	182,041	53,544		24
税		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	5	1,712	83,914	23,045		6
分 か		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	7	1,993	163,008	41,765		9
6		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	0	0	0	0		0
新		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	1	70	3,868	851		1
たに		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	0	0	0	0		0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	0	0	0	0		0
市街化区域	н	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0		0
化区		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0		0
域		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0		0
農		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	0	0	0	0		0
地と		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
な		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		0
っ		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0		0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		0
もの		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0		0
		計	6	6	0	6,884	2,910,878	87,447,750	29,069,591	·	13,229

地 1	方亿	2共公	表都 7	号。			
2	2	1	0	0	7	1	4

都追	道府 県	名	静岡県
市	町村	名	静岡市

		<del></del>					(1)	(2)			(3)	)	(4)		(5	5)
		区	分	行	番	号	納税義務者数	地 利	責	決	定	価 格	課税標準		筆	数
		The state of the s		9			12 (人)	24	( m²)	39		(千円)			69	(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの		1	_	54	1	9,378			95,877	25	,567		83
24		負担水準0.95以上1.0未満		0		0										
_		負担水準0.9以上0.95未満		0	3											
の		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0										
±⊞		負担水準0.8以上0.85未満			5											
課		負担水準0.75以上0.8未満		0	_				0 074			0.000		00.4		
税		負担水準0.7以上0.75未満		0		0	3		2,074			8,933	3 2	,334		4
176		負担水準0.65以上0.7未満		0	-											
分		負担水準0.6以上0.65未満		0	-									-		
/,		負担水準0.55以上0.6未満		1	0											
か	田	負担水準0.5以上0.55未満		1		0										
		負担水準0.45以上0.5未満		1										-		
6		負担水準0.4以上0.45未満		1	_											
		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0										
新		負担水準0.3以上0.35未満		1	-	0										
		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0										
た		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0										
		負担水準0.15以上0.2未満		1	8											
に		負担水準0.1以上0.15未満		1	-											
		負担水準0.05以上0.1未満		2												
市		負担水準0.05未満		2			F7		4 450			404 040	0.7	004		07
/±=		計		2		0	57		1,452		- 1	104,810		,901		87
街		本則による(価格の3分の1)課税	かなされたもの	2		0	421	ď	5,695		1,	006,797	268	,479		520
化		負担水準0.95以上1.0未満		2		0				ļ						
175		負担水準0.9以上0.95未満		2		0								-		
X		負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満		2	_	0										
12.					7	_								-		
域		負担水準0.75以上0.8未満		2		0	00	•	E 40E			E00 400	100	,264		130
70		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満		3		_	98		5,435 7,052			509,482 108,822				
農						0	27							,476		34
		負担水準0.6以上0.65未満		3	1		3		506 412			11,425 3,746		,534		4
地		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満		3			4		19			3,740		775 69		4
	畑	負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満		3			I		19			311		69		
۲				-	5		3		487	<u> </u>		8.844	1	200		2
		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満		3		0	3		487			8,844	l I	,399		3
な		負担水準0.35以上0.4木海 負担水準0.3以上0.35未満		3						1			1			
		負担水準0.25以上0.35木海 負担水準0.25以上0.3未満		-	8											
っ		負担水準0.2以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満			9											
_		<u>貝担水準0.2以上0.25木海</u> 負担水準0.15以上0.2未満		4		0				1			1			
た		負担水準0.15以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満		4	_	0				<del>                                     </del>				-+		
+		負担水準0.05以上0.13木凋 負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0										
も		<u>負担水準0.05以上0.1木海</u> 負担水準0.05未満		4		0										
Ø		貝担水準0.05木満 計		4	4	0	557	4.4	9,606		4	649,493	404	,996		696
U)		ā		4	4	U	557	- 11	3,000		١,	049,493	431	, 990		090

地 1	2方公共団体コード						号。
2	2	1	0	0	7	1	4

都	道系	引県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

	区分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
	E 77	(人)	( m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	475	105,073	1,102,674	294,046	600
24	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	(
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	101	27,509	518,415	134,598	13
新	負担水準0.65以上0.7未満	27	7,052	108,822	26,476	3
た	負担水準0.6以上0.65未満	3	506	11,425	2,534	
に	負担水準0.55以上0.6未満	4	412	3,746	775	
市	負担水準0.5以上0.55未満	1	19	377	69	
街	<b>負担水準0.45以上0.5未満</b>	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	3	487	8,844	1,399	
X	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ع ا	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
も	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	614	141,058	1,754,303	459,897	78

地 1	方包	表都 7	号。				
2	2	1	0	0	7	1	4

都 道 府	県 名	静岡県
市町柞	寸 名	静岡市

		<b></b>				(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	
		区分	<i>4</i> =	- 番	号	納税義務者数	坩	也 積	決 定 価	格	課税標準額	筆	数
			9	, ш		12 (人)	24	( <b>m</b> ²)	39 (=	F円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		_	0								
平		負担水準0.95以上1.0未満	4	_									
25		負担水準0.9以上0.95未満	4		_								
_		負担水準0.85以上0.9末満	4	_									
の		負担水準0.8以上0.85未満	4	_									
課		負担水準0.75以上0.8未満	5	_									
本		負担水準0.7以上0.75未満	5	_									
税		負担水準0.65以上0.7末満	5										
170		負担水準0.6以上0.65未満	5	_									
分		負担水準0.55以上0.6未満	5										
	田	負担水準0.5以上0.55未満	5										
か		負担水準0.45以上0.5未満	5	_	_								
5		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	5	7	_								
9		負担水準0.3以上0.35未満	5										
新		負担水準0.25以上0.35末周 負担水準0.25以上0.3未満	6	_									
371		負担水準0.2以上0.25未満	6	_	_		-						
た		負担水準0.15以上0.25木凋 負担水準0.15以上0.2未満	6				-						
		負担水準0.1以上0.15未満	6										
に		負担水準0.05以上0.1未満	6	_									
+		負担水準0.05未満	6										
市		計	6			0		0		0	0		0
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		_	_	5		2,675	7	8,974	•		5
121		負担水準0.95以上1.0未満	6	_	_			2,0.0		0,0	10,100		
化		負担水準0.9以上0.95未満	6										
		負担水準0.85以上0.9未満	7	0	_								
X		負担水準0.8以上0.85未満	7	_	_								
4-1		負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0								
域		負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0								
農		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0								
πe		負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0								
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7	_									
ک	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満	7										
4.		負担水準0.4以上0.45未満	7	_									
な		負担水準0.35以上0.4未満	8	_									
っ		負担水準0.3以上0.35未満	8	_	_								
		負担水準0.25以上0.3未満	8										
た		負担水準0.2以上0.25未満	8	_									
		負担水準0.15以上0.2末満	8	_									
も		負担水準0.1以上0.15未満	8	_									
		負担水準0.05以上0.1未満	8		_								
の		負担水準0.05未満	8	_	_			0.075	_	0 074	45 705		
		計	8	8	0	5		2,675	/	8,974	15,795		5

地 1	方の	表都 7	号。				
2	2	1	0	0	7	1	4

都	道系	引県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

			納税義務者数	 地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
		区	(人)	/世 /貞 (m²)	(千円)	(千円)	(筆)
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	5	2,675			(#/
平 25		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分		<b>負担水準0.75以上0.8未満</b>	0	0	0	0	
か		<b>負担水準0.7以上0.75未満</b>	0	0	0	0	
5		<b>負担水準0.65以上0.7未満</b>	0	0	0	0	
新 た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
/C  C		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	±1	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	計	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
X		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
地と		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
ŧ		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の		計	5	2,675	78,974	15,795	

世 1	方と	表番号					
2	2	1	0	0	7	1	5

都道府	県 名	静岡県
市町	村名	静岡市

		<del></del>					(1)		(2)		(3)	(4)				(5)		
		X	分	行	番	号	納税義務者数		地 積		価格		税材	票準額	爭			
		本則による(価格の3分の1)誌	里  がかされたまの	9	1	0	12 (人)	24	( m )	39	(千円)	54		(千円)	69	(筆) 8		
平		負担水準0.95以上1.0未満	*枕がなられたもの	0	2	0				-								
26		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0												
20		負担水準0.85以上0.93米凋		0	4	0												
Ø		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0				+								
		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0												
課		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0												
		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0												
税		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0												
$\wedge$		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0												
分	_	負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0												
か	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0												
/3		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0												
6		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0												
		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0												
新		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0												
		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0												
た		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0												
		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0												
に		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0												
市		負担水準0.05未満		2	1	0												
112			計	2	2	0	0			0	(	)		0				
街		本則による(価格の3分の1)認	<b>果税がなされたもの</b>	2	3	0	357		111,0	7	2,093,894			279,186		4		
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0												
化		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0												
_		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0												
X		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0												
域		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0												
坳		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0												
農		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0												
11.00		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0												
地		負担水準0.55以上0.6未満		3	2	0												
_	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0												
۲	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満		3	4	0												
		負担水準0.4以上0.45未満		3	5	0												
な		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0												
2		負担水準0.3以上0.35未満		3	7	0	2		19	12	2,225	5		281				
_		負担水準0.25以上0.3未満		3	8	0												
た		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0												
,_		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0												
ŧ		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0												
		負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0												
の		負担水準0.05未満		4	3	0												
	l		計	4	4	0	359		111,20	19	2,096,119	)		279,467		4		

地	地方公共団体コード						
2	2	1	0	0	7	1	5

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

		<b></b>					
		区    分	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			(人)	( m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	357	111,017	2,093,894	279,186	454
26		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分か		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	ĒΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
X		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域		負担水準0.3以上0.35未満	2	192	2,225	281	3
農		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	0
地と		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	0
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	0
ر ص		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
ŧ		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		計	359	111,209	2,096,119	279,467	457

世	方と	表番号					
2	2	1	0	0	7	1	5

都道府	県 名	静岡県
市町	村名	静岡市

	<b>——</b>		(1) (2)								(3	3)		(4)	(5)		
Ì		X	分	行	番	号	納税義務者数		地 積		定	価 格	課 税	標準		筆	数
L				9			12 (人)			39		(千円)	54	(千		9	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの	4	5		5		2,60	9		108,781		7	,252		6
平		負担水準0.95以上1.0未満		4	6	0											
27		負担水準0.9以上0.95未満		4	7	0											
_		負担水準0.85以上0.9未満		4	8	0											
の		負担水準0.8以上0.85未満		4	9	0											
課		負担水準0.75以上0.8未満		5	0	0											
10八		負担水準0.7以上0.75未満		5	1	0											
税		負担水準0.65以上0.7未満		5 5	2	0											
		負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満		5	3 4	0											
分		負担水準0.5以上0.55未満		5	5	0											
4.	田	負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満		5	6	0											
か		負担水準0.4以上0.45未満		5	7	0											
5		負担水準0.35以上0.4未満		5	8	0											
		負担水準0.3以上0.4不凋 負担水準0.3以上0.35未満		5	9	0											
新		負担水準0.25以上0.33未満		6	0	0											
		負担水準0.2以上0.25未満		6	1	0											
た		負担水準0.15以上0.2未満		6	2	0											
		負担水準0.1以上0.15未満		6	3	0											
に		負担水準0.05以上0.1未満		6	4	0											
市		負担水準0.05未満		6	5	0											
115		計	+	6	6	0	5		2,60	9		108,781		7	,252		6
街		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの	6	7	0	11		8,03	7		325,431		21	, 695		19
		負担水準0.95以上1.0未満		6	8	0											
化		負担水準0.9以上0.95未満		6	9	0											
-		負担水準0.85以上0.9未満		7	0	0											
X		負担水準0.8以上0.85未満		7	1	0											
域		負担水準0.75以上0.8未満		7	2	0											
		負担水準0.7以上0.75未満		7	3	0											
農		負担水準0.65以上0.7未満		7	4	0											
		負担水準0.6以上0.65未満		7	5	0											
地		負担水準0.55以上0.6未満		7	6	0											
1-	畑	負担水準0.5以上0.55未満		7	7	0											
٢		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		7	8	0											
な		負担水準0.35以上0.45末滴 負担水準0.35以上0.4未満		8	0	0											
φ.		負担水準0.35以上0.4米減 負担水準0.3以上0.35未満		8	1	0											
っ		負担水準0.25以上0.35末滴 負担水準0.25以上0.3末満		8	2	0				+							
l		負担水準0.2以上0.3未凋 負担水準0.2以上0.25未満		8	3	0				+							
た		負担水準0.15以上0.23木渦 負担水準0.15以上0.2未満		8	4	0				+							
		負担水準0.1以上0.15未満		8	5	0				1					-		
も		負担水準0.05以上0.13木凋		8	6	0				+							
o o		負担水準0.05未満		8	7	0				+							
(V)		<u>黄疸水平0.03水闸</u> 計		8	8	0	11		8,03	_		325,431			.695		19

世	方と	2共公	]体:	<b>]</b> –	۲	表 <b>智</b>	号。
2	2	1	0	0	7	1	5

#### 第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

		<b></b>					
		区  分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			(人)	( m²)	(千円)	(千円)	(筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	16	10,646	434,212	28,947	25
27		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
اد		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	ΠI	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
X		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	0
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	0
世と		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	0
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	0
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
ŧ		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		計	16	10,646	434,212	28,947	25

- 地 1	方包	八大	]体:	<b>]</b> –	ド	表都 7	≸号 8
2	2	1	0	0	7	1	6

#### 第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	引県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	17	番	무	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>r</u>	9	ш	7	12 (人)	24 ( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	572	261,425	7,903,826	2,599,208	865
		負担水準0.95以上1.0未満	0	_		252	134,611	6,671,965		359
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	54	25,148	1,344,620	443,390	67
		負担水準0.85以上0.9未満	0	_		10	5,396	209,827	64,485	21
		負担水準0.8以上0.85未満		5		1	29	322	95	1
合		負担水準0.75以上0.8未満	0	_		1	1,239	62,783	,	2
		負担水準0.7以上0.75未満	0	_		4	2,816	45,646		5
		負担水準0.65以上0.7未満	0	_	0	0	0	·		0
		負担水準0.6以上0.65未満	0	_	0	0	0	-		0
		負担水準0.55以上0.6未満	1	·		0	0	•	0	0
	H	負担水準0.5以上0.55未満	1	_	_	0	0			0
	Г	負担水準0.45以上0.5未満	1	_	0	0	0	·		0
		負担水準0.4以上0.45未満	1	_	0	0	0	-	•	0
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4		0	0	·	Ů	0
		負担水準0.3以上0.35未満	1			0	0	·	·	0
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6		0	0	•	v	0
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0	0	·	Ů	0
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8		0	0	·	o de la companya de	0
		負担水準0.1以上0.15未満	1	_	_	0	0	·	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	2	_		0	0			0
		負担水準0.05未満	2	_	_	0	0	·	v	0
		計	2	_		894	430,664	16,238,989		1,320
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	_	0	4,864	1,951,782	42,315,276	, ,	9,833
		負担水準0.95以上1.0未満	2	_	0	1,575	611,825	25,991,795		2,605
		負担水準0.9以上0.95未満	2	_	0	335	129,549	5,791,765	, ,	462
		<u>負担水準0.85以上0.9未満</u>	2	_	0	44	10,774	495,599		64
		負担水準0.8以上0.85未満	2	_	_	17	5,975	181,719	,	23
		負担水準0.75以上0.8未満	2	_		4	473	21,131		4
		負担水準0.7以上0.75未満	2			104	26,686	635,777		138
		負担水準0.65以上0.7未満	3	_	0	27	7,052	108,822	26,476	34
		負担水準0.6以上0.65未満		1		4	576	15,293	,	5
		負担水準0.55以上0.6未満		2	_	4	412	3,746		4
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	_		0	19 0			1
		負担水準0.45以上0.5未満	_	_	0	-	487	·	Ů	0
		負担水準0.4以上0.45未満		5		3		8,844	1,399	3
		負担水準0.35以上0.4未満	3	_	0	0	0 192	2,225	•	0
		負担水準0.3以上0.35未満 免担水準0.25以上0.35未満		7		0		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		3
±1		負担水準0.25以上0.3未満   負担水準0.2以上0.25未満		8		0	0	·	•	0
計		貝担小学0.2以上0.25木満   負担水準0.15以上0.2未満	4	_		0	0	•		0
		頁担水準0.15以上0.2未満   負担水準0.1以上0.15未満	4	_	0	0	0	·	ů	0
		負担水準0.05以上0.1未満	4	_	_	0	0	·	·	0
		負担水準0.05以上0.1木洞 負担水準0.05未満	4	_		0	0	0	0	0
		貝担小学U.U5木海  計	4	_		6.984	2,745,802	75,572,369	24,493,963	13.179
L	1	Āl	4	4	U	0,984	2,740,802	15,512,309	24,493,903	13,179

地1	地方公共団体コード表									
2	2	1	0	0	7	1	6			

#### 第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	묵	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9			12 (人)	24 ( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	5,436	2,213,207	50,219,102	16,121,088		10,698
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	1,827	746,436	32,663,760	10,887,503		2,964
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	389	154,697	7,136,385	2,342,135		529
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	54	16,170	705,426	217,634		85
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	18	6,004	182,041	53,544		24
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	5	1,712	83,914	23,045		6
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	108	29,502	681,423	176,363		143
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	27	7,052	108,822	26,476		34
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	4	576	15,293	3,385		5
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	4	412	3,746	775		4
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1	19	377	69		1
	ĒΤ	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	3	487	8,844	1,399		3
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	2	192	2,225	281		3
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0		0
н		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0		0
		計	6	6	0	7,878	3,176,466	91,811,358	29,853,697		14,499

地 1	方を	2共2	団体:	<b>]</b> –	ド	表都 7	§号 8
2	2	1	0	0	7	1	7

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)	(3)		(4)		(5)		(6)
区分	地目	行 9	番	号	田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 地 (千円)	Щ 45	<b>林</b> (千円)	_	の 他 (千円)	67	計 (千円) 77
法 第 349 条 の 3 第 10 項	評価額の1/2の額	0	1	0				651,065		4		84,981		736,050
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0	2	0				431,371		4		59,489		490,864
法 第 349 条 の 3 第 12 項	評価額の1/2の額	0	3	0										0
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0	4	0										0
法 第 349 条 の 3 第 20 項	評価額の1/4の額	0	5	0										0
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0	6	0										0
	評価額の1/3の額	0	7	0										0
法 第 349 条 の 3 第 23 項	減額後の課税標準額	0	8	0										0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0	9	0										0
	減額後の課税標準額	1	0	0										0
法 第 349 条 の 3 第 24 項	評価額の1/2の額	1	1	0										0
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1	2	0										0
法 第 349 条 の 3 第 28 項	評価額の1/2の額	1	3	0										0
(中部国際空港(株))	減額後の課税標準額	1	4	0										0
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/2の額	1	5	0										0
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1	6	0										0
法 附 則 第 15 条 第 13 項	評価額の1/2の額	1	7	0										0
( 並 行 在 来 線 )	減額後の課税標準額	1	8	0										0
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の5/6の額	1	9	0										0
(成田国際空港㈱)	減額後の課税標準額	2	0	0										0
	評価額の1/2の額	2	1	0										0
法附則第15条第22項	減額後の課税標準額	2	2	0										0
(外貿埠頭公社の民営化に 係る 承 継 特 例 )	評価額の3/5の額	2	3	0										0
	減額後の課税標準額	2	4	0										0

地 1	地方公共団体コード 表番号 7										
2	2	1	0	0	7	1	7				

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

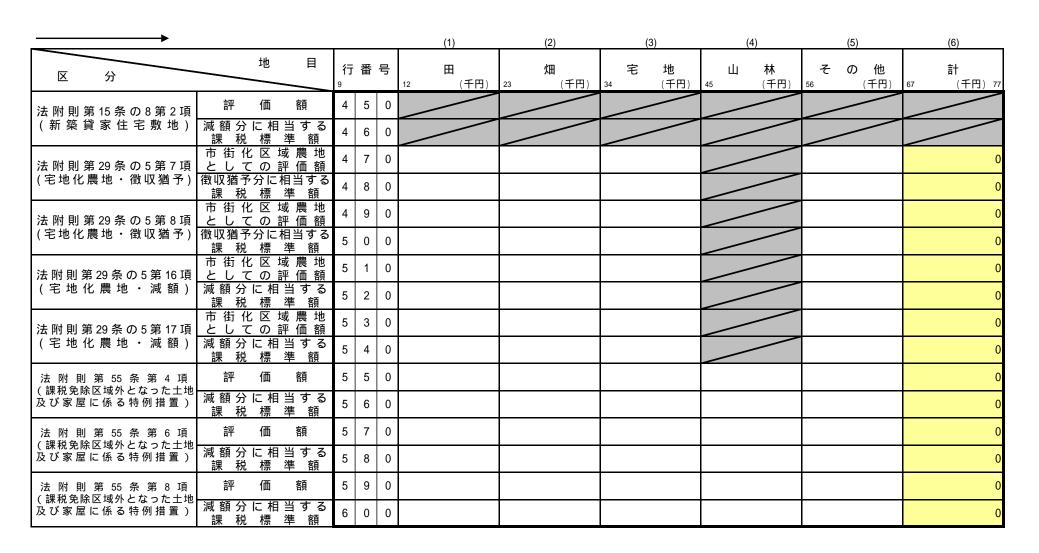
都	道系	引県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(1)		(2)		(3)	(4	4)	_	(5)		(6)
区分	地目	行 9	番	号	12	田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	<b>地</b> (千円)	Щ 45	<b>林</b> (千円)	<del>건</del> 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 23 項 (日本郵政公社の民営化	評価額の3/5の額	2	5	0						1,592,969						1,592,969
に係る承継特例)	減額後の課税標準額	2	6	0						1,047,974						1,047,974
法 附 則 第 15 条 第 26 項	評価額の1/2の額	2	7	0												0
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	2	8	0												0
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	2	9	0												0
(三島特例)	減額後の課税標準額	3	0	0												0
	評価額の3/5の額	3	1	0										3,380,025		3,380,025
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	3	2	0										2,068,395		2,068,395
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	3	3	0												0
	減額後の課税標準額	3	4	0												0
平成10年改正法附則第6条第9項 による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	3	5	0												0
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	3	6	0												0
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	3	7	0												0
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	3	8	0												0
平成18年改正法附則第13条第9項 による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	3	9	0												0
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	4	0	0												0
平成26年改正法附則第12条第8項による旧法附則第15条第27項	評価額の1/2の額	4	1	0												0
(指定会社等の特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額	4	2	0												0
合 計	評 価 額	4	3	0		0		0		2,244,034		4		3,465,006		5,709,044
	減額後の課税標準額	4	4	0		0	_	0		1,479,345		4		2,127,884		3,607,233

地1	地方公共団体コード 1										
2	2	1	0	0	7	1	7				

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	見	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市



±±1	地方公共団体コード 1									
2	2	1	0	0	7	1	7			

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道序	見	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)
区分		地 目	行 9	番	号	田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	<b>林</b> (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 77
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅	評	価 額	6	1	0											0
用地に係る特例措置)	減額後の	課税標準額	6	2	0											0
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替		価 額	6	3	0											0
住宅用地に係る特例措置)	減額後の	課税標準額	6	4	0											0
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評	価 額	6	5	0											0
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の	課税標準額	6	6	0											0
改正法の規定によるもの平成24年改正法附則第8条	評	価 額	6	7	0											0
第12項(旧法附則第56条第13項)	減額後の	課税標準額	6	8	0											0
改正法の規定によるもの平成27年改正法附則第17条	評	価 額	6	9	0											0
平成27年改正法附則第17条 第11項(旧法附則第15条の8第2項)		三相当する 標 準 額	7	0	0											0

地 1	地方公共団体コード										
2	2	1	0	0	7	1	8				

# 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

		<b></b>				(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)
						壮		<b>请</b>				決	定 価	格	単位当力	とり 価格
	X	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法 定 免 税 点 未 満 の も の	法 定 免 税 点 以 上 の も の	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 ( m²)	34 ( m²) 45	9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)		46 (円/m²) <sub>56</sub>
	介	在 田	0	1	0	33,061	78	32,983	0	1	1	914,750	898	913,852	27,669	109,353
	介	在 畑	0	2	0	362,350	1,864	360,486	0	2	1	9,220,419	7,773	9,212,646	25,446	123,580
宅	地	介在山林	0	3	0	28,167	1,815	26,352	0	3	1	21,899	682	21,217	777	58,686
農	地 等		0	4	0		0		0	4	1		0		0	
		特 定 市 農 (平23以前参入分)	0	5	0	406,980	377	406,603	0	5	1	16,030,569	5,171	16,025,398	39,389	112,580
市	⊞	特 定 市 農 (平24以後参入分)	0	6	0	24,135	74	24,061	0	6	1	214,032	441	213,591	8,868	54,364
街	щ	上記以外	0	7	0		0		0	7	1		0		0	
123		小 計	0	8	0	431,115	451	430,664	0	8	1	16,244,601	5,612	16,238,989	37,680	112,580
化		特 定 市 農 (平23以前参入分)	0	9	0	2,551,833	47,558	2,504,275	0	9	1	71,500,535	78,183	71,422,352	28,019	193,808
×	畑	特 定 市 農 (平24以後参入分)	1	0	0	243,510	1,983	241,527	1	0	1	4,161,314	11,297	4,150,017	17,089	88,501
	λЩ	上記以外	1	1	0		0		1	1	1		0		0	
域		小 計	1	2	0	2,795,343	49,541	2,745,802	1	2	1	75,661,849	89,480	75,572,369	27,067	193,808
#		特 定 市 農 (平23以前参入分)	1	3	0	2,958,813	47,935	2,910,878	1	3	1	87,531,104	83,354	87,447,750	29,583	193,808
農	計	特 定 市 農 (平24以後参入分)	1	4	0	267,645	2,057	265,588	1	4	1	4,375,346	11,738	4,363,608	16,348	88,501
地	ПІ	上記以外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	
		計	1	6	0	3,226,458	49,992	3,176,466	1	6	1	91,906,450	95,092	91,811,358	28,485	193,808

地 1	地方公共団体コード											
2	2	1	0	0	7	1	8					

# 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

			<u> </u>				(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
							課和	兑 標 	準額	<b></b>	Ē 3	数
	X	分	,	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
				9			12 (千円)	23 (千円	) 34 (千円)	45 (筆)	54 (筆)	<sub>63</sub> (筆) <sub>71</sub>
	介	在	田	0	1	2	624,247	61	623,633	214	4	210
	介	在	畑	0	2	2	6,325,542	5,42	<mark>7</mark> 6,320,115	2,615	43	2,572
宅	地	介 在 に	山林	0	3	2	15,574	49	5 15,079	146	10	136
農	地 等	介 在	山林	0	4	2			0		0	
		特 定 (平23以前	市 農 前参入分)	0	5	2	5,326,287	1,70	5,324,581	1,246	19	1,227
市	Ħ	特 定 (平24以後	市 農	0	6	2	35,270	11	7 35,153	94	1	93
街	Щ	上 記	以 外	0	7	2			0		0	
123		小	計	0	8	2	5,361,557	1,82	5,359,734	1,340	20	1,320
化		特 定 (平23以前		0	9	2	23,771,047	26,03	23,745,010	12,500	498	12,002
区	畑	特 定 (平24以後	市 農 後参入分)	1	0	2	751,330	2,37	748,953	1,215	38	1,177
	ΛЩ	上 記	以 外	1	1	2			o o		0	
域		小	計	1	2	2	24,522,377	28,41	4 24,493,963	13,715	536	13,179
-		特 定 (平23以前	市 農 前参入分)	1	3	2	29,097,334	27,74	29,069,591	13,746	517	13,229
農	計	特 定 (平24以後	市農	1	4	2	786,600	2,49	784,106	1,309	39	1,270
地	пΙ	上 記	以外	1	5	2	0		0	0	0	0
		言	†	1	6	2	29,883,934	30,23	7 29,853,697	15,055	556	14,499

- 地 1	地方公共団体コード										
2	2	1	0	0	7	1	8				

#### 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

_								(14)		(15)	(16)	)		(17)			(18)			19)
								納		税	彰	1	-	务		者			数	
	-			,_	77	_		各	X	分	別	-v L	市街化区	域農地	に係	る実数(	法定免	的税点未	満のもの	を含む。)
	X		分	打	番	号	総	数	法 症   未 沛	E 免税点 請のもの	法 定 免   以 上 の	税点	田・	畑	別	適用	区分	分別	全	体
				9			12	(人)	21	(人)	30	(人)	39		(人)	48		(人)	57	(人) 66
	介	在	田	0	1	3		156		4		152								
	介	在	畑	0	2	3		1,758		38		1,720								
宅	地	介在	山林	0	3	3		92		9		83								
農	地 等	介	在 山 林	0	4	3				0		•								
		特 ( (平23년	定 市 農 以前参入分)	0	5	3	_	556		12		544								
市			定 市 農 以後参入分)	0	6	3		36		1		35								
街	Ш	上言	記 以 外	0	7	3				0										
123				0	8	3									591					
化		特 ( (平23년	定 市 農 以前参入分)	0	9	3		3,930		203		3,727								
X	畑	特 ( (平24년	定 市 農 以後参入分)	1	0	3		433		19		414								
<u> </u>	λЩ	上言	記 以 外	1	1	3				0										
域				1	2	3								4,	347					
<b>#</b>		(平23년	定 市 農 以前参入分)	1	3	3											4	, 209		
農	計	特 (平24년	定 市 農 以後参入分)	1	4	3												456		
地		上言	記 以 外	1	5	3														
				1	6	3				はなけれ										4,647

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

地1	方の	2共公	]体:	]-	۲	表都 7	<b>肾号</b> 8
2	2	1	0	0	7	1	9

#### 第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

_				<b>→</b>			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	X	5.	ì	行 9	番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 個 総 額 <sub>27</sub> (ロ)	法定免税点	千 円 ) 法定免税点 以上のもの <sub>57</sub> <sup>(二)</sup> <sub>71</sub>		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の 12 (ホ)	額 ( 千 負担調整措 置によるもの (へ)	円 ) 特定市街化区 域農地に係る もの (ト)	(千円)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 (リ) 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ス)
評	_	般	田	0	1	0	8,811,154	728,843	76,582	652,261	0	1	1				76,582	82,735	83
点	_	般	畑	0	2	0	88,595,859	4,209,209	284,828	3,924,381	0	2	1		65		284,893	47,566	48
式評	宅 (宅地 /	ē A • B	地 を除く)	0	3	0	67,634,294	4,113,183,817	3,578,905	4,109,604,912	0	3	1	2,188,070,643	457,922,555		2,649,572,103	61,042	60,815
価	_	般 山	山林	0	4	0	587,721,007	5,653,111	358,575	5,294,536	0	4	1	4	1		358,580	9,613	10
法	月		計	0	5	0	752,762,314	4,123,774,980	4,298,890	4,119,476,090	0	5	1	2,188,070,647	457,922,621		2,650,292,158		5,478
	用地・ 費)	農地 +		0	6	0	192,697	453,549	4,283	449,266	0	6	1	138,932			143,215		2,354
そ		宅地・	E緑地地 農地等		7	0	8,808	21,029	64	20,965	0	7	1	6,474			6,538		2,387
o	一般市	街化区	区域農地	0	8	0			0		0	8	1				0		0
他	上記地	B 以 目 σ	外 の D 計	0	9	0	27,283,949	403,053,865	263,090	402,790,775	0	9	1	79,833	104,485,633	61,826,186	166,654,742		14,773
	/J	١	計	1	0	0	27,485,454	403,528,443	267,437	403,261,006	1	0	1	225,239	104,485,633	61,826,186	166,804,495		14,682
	合	言	†	1	1	0	780,247,768	4,527,303,423	4,566,327	4,522,737,096	1	1	1	2,188,295,886	562,408,254	61,826,186	2,817,096,653		5,802

<sup>(</sup>注) 1.「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2.「</sup>宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

1	地	方包	)共区	]体:	<b>]</b> –	۲	表都 7	号。
2		2	1	0	0	7	2	0

#### 第20表 平成28年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市



# 2 家屋

地	方公	共区	团体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	番号
1	2	1	0	0	7	7	1

#### 第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

					(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行	番	号	総 数	(人)	法定免税点未満の もの(人)	法定免税点以上 の も の(人)
個 人	90	1	0	12	204,653	9,224	195,429
法人	0	2	0		7,872	324	7,548
計	0	3	0		212,525	9,548	202,977

地	٠	表習	<b>香号</b>				
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	28

# 第22表 総 括 表

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

				<u>→</u>		(1)		(2)			(3	5)	
Σ	区 分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)		定	<b>価格</b> (千円)	単位当たり価格
木	総数	90	1	0	12 ア	243,474	20 I	20,03	36,132	31 +	483,	366,929	24,125
	法定免税点未満のもの	0	2	0	1	12,716	オ	53	31,454	þ		701,485	1,320
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	230,758	カ	19,50	04,678	٢ ,	482,	665,444	24,746
木	総数	0	4	0		99,783	ス	24,63	30,683	<sup>9</sup> 1,	034,	761,088	42,011
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	Ħ	1,400	セ	3	31,245	£		130,713	4,183
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	98,383	У	24,59	99,438	<sup>ຫ</sup> 1,	034,	630,375	42,059
	総数	0	7	0		343,257		44,66	66,815	1,	518,	128,017	33,988
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		14,116		56	62,699			832,198	1,479
	法定免税点以上のもの	0	9	0		329,141		44,10	04,116	<sup>₹</sup> 1,	517,	295,819	34,403
非語	果 税 家 屋	1	0	0		2,719		1,82	27,877				

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	方公	・ド	表習	昏号			
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	3

# 第23表 所有者区分による家屋に関する調

都 道 府 県 名 静岡県 — — — 市 町 村 名 静岡市

				<b>→</b>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	_
			_		個 ノ	し が 月	有 有	<b>する</b> :	家 屋	法人が所有	する家屋	
Σ	☑ 分	行	番	号	棟 数	床 面 積 (㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床 面 積 (㎡)	
木	総数	90	1	0	238,879	<sup>20</sup> 19,584,458	<sup>30</sup> 474,215,056	<sup>42</sup> 474,214,010	24,214	<sup>54</sup> 4,595	<sup>62</sup> 451,674	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	2	0	12,504	520,309	687,878	687,878	1,322	212	11,145	1
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	226,375	19,064,149	473,527,178	473,526,132	24,839	4,383	440,529	1
木	総数	0	4	0	78,349	13,206,069	528,048,142	528,048,142	39,985	21,434	11,424,614	1
造 以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	5	0	1,238	27,351	116,366	116,366	4,255	162	3,894	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	77,111	13,178,718	527,931,776	527,931,776	40,059	21,272	11,420,720	1
	総数	0	7	0	317,228	32,790,527	1,002,263,198	1,002,262,152	30,566	26,029	11,876,288	1
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	8	0	13,742	547,660	804,244	804,244	1,469	374	15,039	1
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0	9	0	303,486	32,242,867	1,001,458,954	1,001,457,908	31,060	25,655	11,861,249	
				<b>→</b>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
_			_		法人が	所有す	る 家 屋		合		計	
Σ	☑ 分	行	番	号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	9,151,873	9,146,197	20,262	<sup>36</sup> 243,474	20,036,132	<sup>54</sup> 483,366,929	<sup>66</sup> 483,360,207	24,125
	法定免税点未満のもの	0	2	1	13,607	13,607	1,221	12,716	531,454	701,485	701,485	1,320
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	9,138,266	9,132,590	20,744	230,758	19,504,678	482,665,444	482,658,722	24,746
木	総数	0	4	1	506,712,946	502,639,841	44,353	99,783	24,630,683	1,034,761,088	1,030,687,983	42,011
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	1	14,347	14,347	3,684	1,400	31,245	130,713	130,713	4,183
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	506,698,599	502,625,494	44,367	98,383	24,599,438	1,034,630,375	1,030,557,270	42,059
	総数	0	7	1	515,864,819	511,786,038	43,437	343,257	44,666,815	1,518,128,017	1,514,048,190	33,988
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	27,954	27,954	1,859	14,116	562,699	832,198	832,198	1,479
	法定免税点以上のもの	0	9	1	515,836,865	511,758,084	43,489	329,141	44,104,116	1,517,295,819	1,513,215,992	34,403

地	方公	· F	表習	昏号			
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	48

# 第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	静岡県	
市町村名	静岡市	

<b>-</b>				(1)	(2)	(3)
区分				村	<b>東</b>	<b>数</b>
家屋の種類	行	行 番 号		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	90	1	0	185,945	5,751	<sup>32</sup> 180,194
共同住宅・寄宿舎	0	2	0	4,003	9	3,994
併 住宅部分1	0	3	0	12,208	590	11,618
日 全の他の用の部分 2	0	4	0	12,208	590	11,618
宅 計(棟数については、1の数値を記入)	0	5	0	12,208	590	11,618
旅館・料亭・ホテル	0	6	0	313	3	310
事務所・銀行・店舗	0	7	0	4,112	240	3,872
劇場・病院	0	8	0	162	1	161
工場・倉庫	0	9	0	5,437	1,115	4,322
土   蔵	1	0	0	85	16	69
附 属 家	1	1	0	31,209	4,991	26,218
合 計	1	2	0	Z43,474	12,716	230,758

地	方公	۲.	表習	昏号			
<sup>1</sup> 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	48

# 第24表 木造家屋に関する調(その2)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

						<b>-</b>	•	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
								床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価格
			区	分	行	番	号	総数	法定免税点	法定免税点	総額	法定免税点	法定免税点	(=)	(木)	<u>(^)</u>
家。	屋(	の 種	類						未満のもの	以上のもの	<b>約</b>	未満のもの	以上のもの	(イ)	(□)	( <i>J</i> \)
		12						(m²) (イ)	$(m^2)$ $(\square)$	(m²) (八)	(千円) (二)	(千円) (木)	(千円) (へ)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
専	<b></b>	用	住	宅	90	1	1	<sup>12</sup> <sup>a</sup> 16,623,2	36 <sup>23</sup> 325,344	<sup>34</sup> 16,297,892	<sup>45</sup> 433,537,444	<sup>56</sup> 429,458	<sup>67</sup> 433,107,986	26,080	1,320	26,574
共同	司住	宝宝	寄	宿 舎	0	2	1	b 761,2	716	760,492	22,085,301	814	22,084,487	29,013	1,137	29,040
併	住	宅	部分	1	0	3	1	1,044,9	29,495	1,015,473	14,618,611	48,350	14,570,261	13,990	1,639	14,348
用住	そ(	の他の	用の部	『分 2	0	4	1	45,1	86	45,186	984,325	0	984,325	21,784	0	21,784
宅	(	1 +	2)	計	0	5	1	c 1,090,1	29,495	1,060,659	15,602,936	48,350	15,554,586	14,313	1,639	14,665
旅館	i •	料 亭	· ホ	テル	0	6	1	d 38,5	28 125	38,403	462,660	383	462,277	12,008	3,064	12,038
事務	务所	• 銀	行・	店舗	0	7	1	e 264,8	8,732	256,137	6,200,989	17,787	6,183,202	23,412	2,037	24,140
劇	場	•	病	院	0	8	1	f 22,5	10 21	22,489	733,704	18	733,686	32,595	857	32,624
エ	場	•	倉	庫	0	9	1	g 379,5	48,127	331,411	1,114,615	42,900	1,071,715	2,937	891	3,234
	±	_	蔵		1	0	1	h 4,6	10 881	3,729	9,501	1,317	8,184	2,061	1,495	2,195
	附	属	家	₹	1	1	1	i 851,4	79 118,013	733,466	3,619,779	160,458	3,459,321	4,251	1,360	4,716
	台	ì	計	_	1	2	1	20,036,1	32 <sup>*†</sup> 531,454	<sup>1</sup> 19,504,678	<sup>‡</sup> 483,366,929	701,485	<sup>7</sup> 482,665,444	24,125	1,320	24,746

地	方公	共区	団体	コー	۲.	表習	昏号
<sup>1</sup> 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	5°

# 第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

都 道 府 県 名 静岡県 -----------------市 町 村 名 静岡市

		—	<b>&gt;</b>	(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
						柯			数	
区分	行	番	号	総		数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		11 田 그		棟 数		主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12	235	19 52	26 0	33 0	40 235	<sup>47</sup> 53 52
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1,	421	414	1	0	1,420	414
鉄 骨 造	0	3	0	7,	933	2,022	1	0	7,932	2,022
軽量鉄骨造	0	4	0	1,	483	182	29	0	1,454	182
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0		65	2	1	0	64	2
そ の 他	0	6	0		7	0	0	0	7	0
計	0	7	0	11,	144	2,672	32	0	11,112	2,672

		<del></del>	<b>&gt;</b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
構造別	行	行 番 号		総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	<sup>12</sup> $\mathcal{F}$ 905,690	23 0	905,690	<sup>45</sup> 71,585,040	56 0	<sup>67</sup> 71,585,040	79,039	0	79,039
鉄筋コンクリート造	0	2	1	862,171	7	862,164	45,490,422	41	45,490,381	52,763	5,857	52,763
鉄 骨 造	0	3	1	3,373,210	203	3,373,007	192,405,256	260	192,404,996	57,039	1,281	57,043
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	<sup>1</sup> 126,265	521	125,744	3,455,248	3,788	3,451,460	27,365	7,271	27,448
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	<sup>3</sup> 3,866	12	3,854	86,478	157	86,321	22,369	13,083	22,398
その他	0	6	1	<sup>5</sup> 304	0	304	14,659	0	14,659	48,220	0	48,220
計	0	7	1	5,271,506	743	5,270,763	313,037,103	4,246	313,032,857	59,383	5,715	59,390

地	方公	表習	野号		
12	2	1	7	72	8 6

# 第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

都 道 府 県 名 静岡県 --------市 町 村 名 静岡市

			<b>&gt;</b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					村			数	
区分	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1,			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	1,169	19	26 0	33 0	1,169	47 53 19
鉄筋コンクリート造	0	2	0	8,784	147	3	0	8,781	147
鉄 骨 造	0	3	0	16,558	683	4	0	16,554	683
軽量鉄骨造	0	4	0	22,122	31	52	0	22,070	31
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	369	0	16	0	353	0
そ の 他	0	6	0	66	0	1	0	65	0
計	0	7	0	49,068	880	76	0	48,992	880

			<b>&gt;</b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円) (へ)	(二) (イ) (円) (上)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	<sup>12 ‡</sup> 357,839	23 0	<sup>34</sup> 357,839	<sup>45</sup> 23,629,743	56 0	<sup>67</sup> 23,629,7 <sup>43</sup>	66,035	0	66,035
鉄筋コンクリート造	0	2	1	4,189,544	550	4,188,994	251,392,324	212	251,392,112	60,005	385	60,013
鉄 骨 造	0	3	1	<sup>5</sup> 2,930,659	80	2,930,579	119,001,570	584	119,000,986	40,606	7,300	40,607
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	3,131,865	936	3,130,929	113,144,648	5,294	113,139,354	36,127	5,656	36,136
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	15,891	209	15,682	266,515	1,413	265,102	16,771	6,761	16,905
その他	0	6	1	ف 677	7	670	16,430	94	16,336	24,269	13,429	24,382
計	0	7	1	10,626,475	1,782	10,624,693	507,451,230	7,597	507,443,633	47,753	4,263	47,761

地	方公	共区	団体	コー	۲.	表習	昏号
<sup>1</sup> 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	<sup>8</sup> 7

# 第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

都 道 府 県 名 静岡県 ----------------市 町 村 名 静岡市

		<b></b>	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					柯			汝	
区分	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1.1		7	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 32	19 1	26 0	33 0	40 32	47 53 1
鉄筋コンクリート造	0	2	0	260	43	0	0	260	43
鉄 骨 造	0	3	0	435	74	0	0	435	74
軽量鉄骨造	0	4	0	29	7	0	0	29	7
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	6	0	0	0	6	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	762	125	0	0	762	125

		<b>→</b>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	122,196	23	122,196		56	67 77			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	<sup>t</sup> 292,934	0	292,934	23,429,491	0	23,429,491	79,982	0	79,982
鉄 骨 造	0	3	1	235,707	0	235,707	15,827,898	0	15,827,898	67,151	0	67,151
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	<sup>9</sup> 4,289	0	4,289	189,460	0	189,460	44,173	0	44,173
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	<sup>ƒ</sup> 114	0	114	1,781	0	1,781	15,623	0	15,623
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	655,240	0	655,240	49,620,541	0	49,620,541	75,729	0	75,729

地	方公	共区	団体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	番号
2	2	1	0	0	7	72	8

# 第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

		<b>-</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					村			数	
区分	行	番	号	絵	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1 3	Ħ	7	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	119	19 0	26 0	33 0	119	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	807	11	13	0	794	11
鉄 骨 造	0	3	0	12,367	270	17	0	12,350	270
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	2,496	10	85	0	2,411	10
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	402	0	29	0	373	0
そ の 他	0	6	0	(	0	0	0	0	0
計	0	7	0	16,191	291	144	0	16,047	291

		<b>→</b>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	183,870	23	183,870		56	<sup>67</sup> 7,637,411	41,537		
鉄筋コンクリート造	0	2	1	598,461	414	598,047	13,196,787	1,462	13,195,325	22,051	3,531	22,064
鉄 骨 造	0	3	1	5,437,028	483	5,436,545	109,921,556	2,204	109,919,352	20,217	4,563	20,219
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	= 256,731	2,676	254,055	1,561,348	10,006	1,551,342	6,082	3,739	6,106
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	<sup>3</sup> 17,029	846	16,183	120,035	2,911	117,124	7,049	3,441	7,237
そ の 他	0	6	1	۰ 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	6,493,119	4,419	6,488,700	132,437,137	16,583	132,420,554	20,397	3,753	20,408

地	方公	共区	団体	<b>⊐</b> –	۲.	表都	昏号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 2	9

# 第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

都 道 府 県 名 静岡県
-----市 町 村 名 静岡市

		<b>→</b>	•	(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	(6)
						村				汝	
区分	行	番	号	4½ MC	}	数	法	定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	<b>B</b>	ר	棟		主たる用途 以外の棟数		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12	22	19 7	26	0	33 0	40 22	47 53 <b>7</b>
鉄筋コンクリート造	0	2	0	3	,006	40		24	0	2,982	40
鉄 骨 造	0	3	0	6	, 458	619		45	0	6,413	619
軽量 鉄骨造	0	4	0	10	, 462	50		965	0	9,497	50
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	2	, 495	0		110	0	2,385	0
そ の 他	0	6	0		175	0		4	0	171	0
計	0	7	0	22	,618	716		1,148	0	21,470	716

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
届 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	50,970	23	<sup>34</sup> 50,970		56	67 3,338,837			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	137,920	352	137,568	4,816,723	2,869	4,813,854	34,924	8,151	34,993
鉄 骨 造	0	3	1	854,851	1,285	853,566	21,240,608	5,646	21,234,962	24,847	4,394	24,878
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	<sup>7</sup> 498,890	21,276	477,614	2,373,548	86,155	2,287,393	4,758	4,049	4,789
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^ 40,379	1,323	39,056	416,710	7,169	409,541	10,320	5,419	10,486
その他	0	6	1	<sup>†</sup> 1,333	65	1,268	28,651	448	28,203	21,494	6,892	22,242
計	0	7	1	1,584,343	24,301	1,560,042	32,215,077	102,287	32,112,790	20,333	4,209	20,585

地	方公	·共回	団体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	昏号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	o <sup>8</sup>

# 第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

都 道 府 県 名 静岡県 -------市 町 村 名 静岡市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
				(1)			· /	数	(0)
区分	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	ני	<b>#</b>	'n	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	1,577	19 79	26 0	33 0	1,577	<sup>47</sup> 53 79
鉄筋コンクリート造	0	2	0	14,278	655	41	0	14,237	655
鉄 骨 造	0	3	0	43,751	3,668	67	0	43,684	3,668
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	36,592	280	1,131	0	35,461	280
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3,337	2	156	0	3,181	2
そ の 他	0	6	0	248	0	5	0	243	0
計	0	7	0	99,783	4,684	1,400	0	<sup>5</sup> 98,383	4,684

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	( <u>-</u> ) (1)	<u>(ホ)</u> (ロ)	<u>(^)</u> (/\)
			_	(㎡) (イ)	(m²) (□)	(m²) (八)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1,620,565	0	<sup>34</sup> 1,620,565	<sup>45</sup> 116,362,942	56 0	<sup>67</sup> 116,362,9 <sup>7</sup> / <sub>4</sub> 2	71,804	0	71,804
鉄筋コンクリート造	0	2	1	6,081,030	1,323	6,079,707	338,325,747	4,584	338,321,163	55,636	3,465	55,648
鉄 骨 造	0	3	1	12,831,455	2,051	12,829,404	458,396,888	8,694	458,388,194	35,724	4,239	35,730
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	4,018,040	25,409	3,992,631	a 120,724,252	105,243	120,619,009	30,046	4,142	30,210
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	77,279	2,390	74,889	b 891,519	11,650	879,869	11,536	4,874	11,749
そ の 他	0	6	1	2,314	72	2,242	59,740	542	59,198	25,817	7,528	26,404
計	0	7	1	24,630,683	<sup>t</sup> 31,245	24,599,438	<sup>9</sup> 1,034,761,088	130,713	<sup>"</sup> 1,034,630,375	42,011	4,183	42,059

地	方公	7	表習	昏号			
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	18

# 第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

	<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床		再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建築賃評点数 <u>(口)</u> (イ) (点)	<u>(八)</u> (イ) (円)
	専 用 住 宅	90	1	0	2,567	18 84	<sup>24</sup> a 279,463	2,163	<sup>41</sup> 24,247,562	<sup>51</sup> 184,990	<sup>60</sup> 19,202,796	<sup>70</sup> 146,421	86,765	68,713
	共同住宅・寄宿舎	0	2	0	97	0	b 26,444	0	2,269,677	0	1,797,584	0	85,830	67,977
新	併 用 住 宅	0	3	0	26	2	° 3,980	269	314,963	17,808	249,450	14,104	79,136	62,676
	旅館・料亭・ホテル	0	4	0	0	0	d 0	0	0	0	0	0	0	0
増	事務所・銀行・店舗	0	5	0	65	6	e 6,415	177	451,055	12,166	357,235	9,635	70,313	55,687
	劇場・病院	0	6	0	5	2	f 875	166	62,857	11,484	49,783	9,095	71,837	56,895
分	工場・倉庫	0	7	0	5	1	<sup>g</sup> 603	10	26,822	839	21,244	664	44,481	35,231
	土 蔵	0	8	0	0	0	h 0	0	0	0	0	0	0	0
	附 属 家	0	9	0	76	5	2,212	86	112,749	4,082	89,061	3,233	50,972	40,263
	合 計	1	0	0	<sup>j</sup> 2,841	<sup>k</sup> 100	319,992	2,871	27,485,685	231,369	21,767,153	<sup>5</sup> 183,152	85,895	68,024

地	方公	·共区	表習	昏号			
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	28

#### 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	/ 区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分		格 <u>(八)</u> (円) (イ)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	g	1	0	12 2	<sup>18</sup> 0	24 7 1,238	33 0	<sup>41</sup> 185,270	<sup>51</sup> 0	<sup>60</sup> 201,290	70 70	149,653	162,593
	所	鉄筋コンクリート造	0	2	0	2	0	<sup>1</sup> 2,859	0	300,450	0	326,362	0	105,089	114,153
	•	鉄 骨 造	0	3	0	61	11	<sup>†</sup> 35,850	1,073	3,083,178	70,988	3,325,476	76,603	86,002	92,761
	店舗	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	21	2	<sup>I</sup> 2,492	37	157,942	1,325	168,442	1,419	63,380	67,593
新	・百	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0		<sup>a</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
341	貨	そ の 他	0	6	0	0	0	<sup>力</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	店	計	0	7	0	86	13	42,439	1,110	3,726,840	72,313	4,021,570	78,022	87,816	94,761
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	0	0	<sup>‡</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	128	1	<sup>7</sup> 152,235	14	17,509,526	1,411	15,408,382	1,242	115,016	101,214
		鉄 骨 造	1	0	0	111	2	<sup>5</sup> 35,910	102	3,663,895	10,144	3,224,228	8,926	102,030	89,786
増	ァ	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	488	4	□ 73,587	70	6,382,175	5,992	5,616,313	5,273	86,730	76,322
	Ĭ .	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0	0	<sup>サ</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	ı	その他	1	3	0	0	0	<sup>ک</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	7	計	1	4	0	727	7	c 261,732	186	27,555,596	17,547	<sup>d</sup> 24,248,923	15,441	105,282	92,648
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	0	ŭ	•	0	0	0	0	0	0	0
一分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	1	0	<sup>tz</sup> 3,410	0	417,519	0	451,096	0	122,440	132,286
"	PJL	鉄 骨 造	1	7	0	8	=	,,,,,	0	388,046	0	418,314	0	92,701	99,932
		軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	0	0	<sup>9</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0	0	•		0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	0	0	0	0	<sup>س</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	9	0	7,596	0	805,565	0	869,410	0	106,051	114,456

地	· Ľ	表習	野				
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	28

#### 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

_			•			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	区分				棟	数	床	面 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	
家屋の	種類	構造別	Í	于 番	号	総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建築費評点数 ( <u>口)</u> (イ) (点)	格 <u>(ハ)</u> (円) (イ)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート	造 <sup>9</sup> 2	2	0	12 0	18 0	24 テ 0	33 0	<sup>41</sup> 0	51 0	60	<sup>70</sup> <sup>79</sup> 0	0	0
	場	鉄筋コンクリート	造 2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	•	鉄 骨 造	2	4	0	39	5	<sup>+</sup> 44,506	647	2,638,295	19,447	2,835,149	20,902	59,280	63,703
新	倉庫	軽量鉄骨造	2	5	0	3		<sup>_</sup> 179	0	4,151	0	4,410	0	23,190	24,637
	•	れ ん が j コンクリートブロック	· 告 2	6	0	0	0	٥ ک	0	0	0	0	0	0	0
	市	そ の 他	2	7	0	0	0	<sup>*</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	2	8	0	42	5	44,685	647	2,642,446	19,447	2,839,559	20,902	59,135	63,546
78		鉄骨鉄筋コンクリート	造 2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンクリート	当 3	0	0	2	0	بر 74	0	5,682	0	6,140	0	76,784	82,973
		鉄 骨 造	3	1	0	15	0	986	0	255,655	0	274,767	0	259,285	278,668
分	တ	軽量鉄骨造	3	2	0	121		3,093	134	69,607	4,502	72,532	4,732	22,505	23,450
		れ ん が ネ コンクリートプロック	· 告	3	0	2	0	10	0	932	0	997	0	58,250	62,313
	他	そ の 他	3	4	0	6	5	<sup>т</sup> 50	47	2,163	1,948	2,274	2,048	43,260	45,480
		計	3	5	0	146	8	4,219	181	334,039	6,450	356,710	6,780	79,175	84,548
		숨 計	3	6	0	e 1,010	<sup>g</sup> 33	360,671	2,124	35,064,486	115,757	<sup>1</sup> 32,336,172	121,145	97,220	89,656

地	表習	<b>昏号</b>					
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	3

# 第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

都 道 府 県 名 静岡県 -------市 町 村 名 静岡市

		(1)		(	(2)	(	3)	
区分	仁妥口	棟数	t		面 積	決 定	価格	単位当たり価格
家屋の種類	行 番 号	総数	t	松	数 (㎡) (イ)	総 (*	額 千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	90 1 0	12	2,388		148,510	28	1,795,616	
共同住宅・寄宿舎		38	65 45		8,858	54	118,452	13,372
併 用 住 宅	0 3 0	12	274		17,986	28	131,944	7,336
旅館・料亭・ホテル		38	3 45		240	54	3,833	15,971
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12	<b>74</b> <sup>19</sup>		3,970	28	64,220	16,176
劇場・病院		38	0 45		0	54	63 0	0
工場・倉庫	0 7 0	12	116		8,038	28	19,989	2,487
土   蔵		38	2 45		101	54	63 142	1,406
附 属 家	0 9 0	12	631		17,294		47,763	2,762
合 計		38	3,553		204,997	54	2,181,959	10,644

地	. Ļ	表習	昏号				
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	4

# 第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

			(1)		(2)	(3)	
区分	<i>-</i> = -	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総	数	総	数 (㎡) (イ)	総額 (千円) (口)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店	90 1 0	12	184	19	30,958	1,061,576	34,291
住宅・アパート		38	309	45	42,192	1,061,755	25,165
病院・ホテル	0 3 0	12	5	19	1,390	<sup>28</sup> 42,674	30,701
工場・倉庫・市場		38	289	45	79,314	1,075,785	13,564
そ の 他	0 5 0	12	369	19	34,569	<sup>28</sup> 898,051	25,979
合 計		38	1,156	45	188,423	<sup>54</sup> 4,139,841	21,971

地	方公	ド	表習	<b>昏号</b>			
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	5 5

# 第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

(1)

		<del></del>	(1)
		区    分	特例率 行番号 法定免税点以上のも(
			90   1   0   12 = 1,517,295,819
課		第10項 (日本放送協会)	1/2 23 100,152
	法	第11項 (日本原子力研究開発機構)	1/3 0 3 0 12
税	に第	·	2/3 23
作兀	10 >1-	第 12 項 (登録有形文化財等)	1/2 0 5 0 12 28,526
	三	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3 23
標	よ四	( ) Himmary ( ) Himmary	2/3 0 7 0 12
	9	第17項 (海洋研究開発機構)	1/3 23
準	九	(1001)	2/3 0 9 0 12
-	る条	第19項 (水資源機構)	1/2 23 3/4 1 1 0 12
	の末	第20項 (特定地方交通線)	3/4 1 1 0 12
の	の	第22項(科学技術振興機構)	1/2 1 1 3 1 0 12
		第24項(科子政府派與機構)	1/2 17 3 7 0 12
特	も三	第26項 (信用協同組合等)	3/5 1 5 0 12 2,032,532
1.0	മ	第28項 (中部国際空港)	1/2 23
		第30項 (家庭的保育事業)	1/2 1 7 0 12
1列	の規	第31項 (居宅訪問型保育事業)	1/2 23
	定	第32項 (事業所內保育事業)	1/2 1 9 0 12
に	Æ	第33項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2 23
	法	第1項 (倉庫等)	1/2 2 1 0 12 714,161
١	附	第4項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6
ょ		第13項 (並行在来線の譲受資産)	1/2 2 3 0 12
	則	第17項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2 23
IJ	第	第18項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	- 2 5 0 12
	_	( " (特疋都巾冉玍緊急整備地攻))	- 23
2 <del>-12</del>		第19項 (成田国際空港株式会社)	5/6 2 7 0 12
減	五	第20項 (PFI国立大学の校舎)	23 2/3 2 9 0 12
	条	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	1/2 23
額	စ	第22項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5 3 1 0 12
		第23項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	3/5 3/1 1/10 12 1,143,525
に	規	第24項(鉄道事業再構築事業)	1/4 3 3 0 12
IC	定	第26項 (公益法人の所有する能楽堂)	1/2 23
	に	(国際影響) 本本学の芸子(芸者は1) 第 (国際影響) まずく	1/2 3 5 0 12
な		第28項 (国際戦略港湾等の何さはさ施設等(国際戦略港湾)) (特定国際拠点港湾))	2/3
	ょ	第30項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	- 3 7 0 12
る	る	<b>第32項 (駅のバリアフリー化施設)</b>	2/3
~	ŧ	第36項 (備蓄倉庫)	- 3   9   0   12
l l		第37項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3
額	の	第42項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	4/5 4 1 0 12

地	方公	·共区	団体	<b>]</b> –	٠ <b>ド</b>	表習	野号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	6

# 第36表 課税標準額等に関する調(その2)

_		<b>→</b>			(1)
		区 分	特例率	行 番 号	法定免税点以上のもの
課	法 附 則 第 一 五 条 の 二	■ 「	1/2	90   1   0	(113)
林	法附則第一五条の三	第1項 (旧国鉄承継特例)	3/5	*0 1 1 0	23 33
		" (")法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	0   3   0	
IH.	法附則第五六条の二	第4項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋)	1/4		23 33
税	昭四七年附則第八条昭六二年附則第三条		1/2	0   5   0	12 23 33
	平成三年附則第八条	第3項(都市基盤整備公団)	1/3	0   7   0	12
		第 3 項 (都市基盤整備公団)	1/3		23 33
標		第 5 項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	0   9   0	12
		" (日本電気計器検定所)	1/6	1   1   0	12
244	平成七年附則第六条	〃 (日本消防検定協会)	1/6		23 33
準		" (小型船舶検査機構)	1/6	1   3   0	
			1/6 1/2	1   5   0	23 33
	T - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	第 5 項 (関 <u>四文化学</u> 例研究制度)   第 5 項 (都市基盤整備公団)	1/2	11310	23 33
の	平成十年附則第六条	第 9 項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2	1   7   0	12
	平成十三年附則第八条		1/6	1 0 1 0	23 33
			1/3	1   9   0	12
特	平成十五年附則第十一条		1/3 1/3	2   1   0	12
		" (軽自動車検査協会)	1/3		23 39,088 33
		第 11 項(高圧ガス保安協会)	1/3	2   3   0	
例	平成十七年附則第七条	第 9 項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6		23 33
"	平成十八年附則第十三条	<u>第10項(自動車安全運転センター)</u> ■第8項(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/6 2/3	2   5   0	23 33
		第 0 頃(辰宗・王初ぶ行足住業以附切九機構)   第 2 項 (高圧ガス保安協会)	1/2	2   7   0	20
اتا	平成十九年附則第六条	第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	3/4		23 33
IC		第4項 (日本電気計器検定所)	1/2	2   9   0	
	平成二十年附則第十条	"(日本消防検定協会) "(小刑配的检查機構)	1/2		23 33
L			1/2	3   1   0	23 33
ょ		第16項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	3   3   0	12
	平成二十二年附則第十一条	第19項 (PFI公共荷さばき施設等)	1/2		23 33
		第20項 (PFI 一般廢棄物処理施設) 第22項 (鉄道再生事業)	1/2	3   5   0	12 23 33
IJ			2/3	3   7   0	20
		第 2 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4/5		23 33
		第 3 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	3   9   0	12
減		,	2/3	4   1   0	23 33
		【第6項(社会保険診療報酬支払基金) 第7項(自動車安全運転センター)	1/3	4 1 1 1 0	23 33
	┃ ┃ 平 成 二 十 三 年 附 則 第 七 条	第8項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	4   3   0	12
額	十成二十二十門則第七东	第 9 項 (倉庫等)	1/2		23 33
			7/8	4   5   0	12
		<u>第13項(心身隨害者多数雇用事業所)</u> 第17項(中核的地方卸売市場構築事業)	5/6 2/3	4   7   0	12
に		第20項(鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3		23 33
		第23項(都市利便施設)	1/2	4   9   0	12
		<u>第25項(スーパー中枢港湾)</u>	1/2		23 33
な	平成二十四年附則第八条	第10項 (JR貨物の基盤整備事業)   " ( " )法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	5   1   0	12 21,843 23 33
٦	平成二十五年附則第十一条	第 2 項 (鉄道駅総合改善事業)	3/4	5   3   0	12
1	平成二十六年附則第十二条	第 7 項 (スーパー中枢港湾)	1/2		23 33
=	1 M = 1 // T M N N N   - T	第 8 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2	5   5   0	
る	┃   平成二十七年附則第十七条	第 5 項 (都市利便施設(都市再生緊急整備地域)) ( " (特定都市再生緊急整備地域))	3/5 1/2	5   7   0	23 33 12
	一	第 6 項 (津波防災地域づくり法の協定避難施設)	1/2	31710	23 33
		計 (B)		5   9   0	
額		課 税 標 準 額 (A)-(B)			23 1.513.215.992 33

地	方公	7	表番号				
12	2	1	0	0	7	7	7 8

#### 第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その1)

都道	府 県 名	静岡県
市町	村名	静岡市

		<b>—</b>				1				(1)	<b>公</b>	(2)	34.1	(3)
	X		分		減額 割合	行	番	号	個	<u>&amp;</u> 数	床	面 積	<u>数</u>	圣利 税額 (千円)
法附則第15条の6	第1項	新築住宅			1/2	90	1	0	12	7,979	21	692,0	<sup>31</sup>	322,98
		新築住宅(中高層而	付火建筑	等物)	1/2	0	2	0		9,039		459,2		275,26
法附則第15条の7		認定長期優良住宅			1/2	0	3	0		4,519		490,3		233,03
ス 所 則 第 15 来 00 / 第 2 項 認定長期優良			中高層	鬙耐火建築物)	1/2	0	4	0		1,321		69,8	59	43,03
	第1項 特定市街化区域農地の貸家住宅					0	5 6	0						
			第1種	住宅(居住部分)	2/3	0	7	0		9		1,1	70	1,11
			第1種	住宅(非居住部分)	1/4	0	8	0		28		4,9	67	1,67
	笠っT百	市街地再開発事業		住宅以外	1/4	0	9	0						
法附則第15条の8	おり以	印制地丹州九尹未	第2種	住宅(居住部分)	2/3	1	0	0						
				住宅(非居住部分)	1/3	1	1	0						
				住宅以外	1/3	1	2	0						
	第4項	サービス付き高齢者			-	1	3	0						
		σσ = σ∓ σ+ /// /- <del>σ= +</del> σ /+ <del>==</del> Ν/.		居住部分)	2/3	1	4	0						
	第5項	防災街区整備事業		[非居住部分]	1/3	1	5	0						
			住宅以	人外	1/3	1	6	0						
	第1項 耐震改修(住宅)						7	0		134		9,5		93
N 71 71 74 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75		バリアフリー改修(				1	8	0		7		4	98	4
法附則第15条の9		バリアフリー改修(	区分所		1/3	2	9	0					_	
		第9項 省エネ改修(区分所有以外)						0		1			95	1
		省エネ改修(区分所			1/3	2	1	0					_	
法附則第15条の10		耐震改修(住宅以外			1/2	2	2	0					_	
平成18年附則第13条					2/3	2	3	0						
平成21年附則第8条	第13項	特定市街化区域農地	の資	《任宅	1/3	2	4	0						
ᄑᅷᅆᅩᇎᄜᄱᄧᇃᅒ	第29項	市街地再開発事業			1/3	2	5	0		19		12,5	26	7,97
平成23年附則第7条	77 00 TE	<b>主以</b> 老力以原立任代	<u>ک رک رک</u>		2/3	2	6	0						0.46
	弗30垻	高齢者向け優良賃貸	任七	ᅉᇪ뜌ᇚᅙᄝᆉᆔᅽᅘᄥ	2/3	2	7	0		73		3,0		2,49
ᄑᄙᇬᄺᄜᄜᅉᇬᄸ	<b>空</b> 4 4 T 西	特定市街化区域農地	ხთ	第1種中高層耐火建築物	2/3	2	8	0	ļ	39		2,7	14	1,49
平成24年附則第8条	<b>弗</b> 门坝	貸家住宅	_	第2種中高層耐火建築物	1/2	2	9	0	ļ					
					2/3	3	0	0						
平成27年附則第17条	第10項	特定市街化区域農地	めの貸家	R住宅	1/2 2/3	3	2	0						
	第12項	サービス付き高齢者	E宅	2/3	3	3	0		473		18,7	64	14,92	
					3	4	0		23,641		1,764,9		904,99	
合	計			うち個人		3	5	0		21,699		1,641,0	37	829,20
				うち法人		3	6	0		1,942		123,9	22	75,79

地	方公	7	表番号				
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	7 8

#### 第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 (その2)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

	<b></b>							(4)			(5)		(6)	(7	7)		(8)		(9)	
	_			減額		_	_	平成 27年	度に	新たに	軽減対象	きとなっ	ったもの	平成 27	年度で	ご軽減	期間(	り終了	7 す る	もの
	区	分		割合	行	番	号	個	数		面 積 (㎡)	(-	<b>税額</b>	個	数	床	面 積 (㎡)	車	圣 減 利 (千円)	<b>兑 額</b>
法附則第15条の6	第1項 新築住宅			1/2	90	1	1	12 ア	2,717	21 イ	239,823	ל 31	115,815	40	2,507	49	223,4		9	98,235
	第2項 新築住宅(中高層而	耐火建築	物)	1/2	0	2	1	I	1,284		93,461	ħ	63,450		2,894		128,9			71,491
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅			1/2	0	3	1		983		106,365		53,340		747		81,5	37	3	34,814
72 113 723 75 10 75 05 1	第2項 認定長期優良住宅(	(中高層	耐火建築物)	1/2	0	4	1		229		24,157		16,817							
	第1項 特定市街化区域農地の貸家住宅			1/2	0	5	1													
				2/3	0	6	1				1 170		1 110							
			住宅(店住部分) 住宅(非居住部分)	2/3	0	7 8	1		9 10		1,170 3,208		1,116 1,147		_			_		
			住宅以外	1/4	0	9	1		10		3,200		1,147		_			_		
	第3項 市街地再開発事業		<del>住宅以外</del> 住宅(居住部分)	2/3	1	0	1											-		
法附則第15条の8			住宅(非居住部分)	1/3	1	1	1										_	_		
			住宅以外	1/3	1	2	1											_		_
	第4項 サービス付き高齢者向け住宅				1	3	1		_											
	第5項 防災街区整備事業		居住部分)	2/3	1	4	1													
			非居住部分)	1/3	1	5	1													
		住宅以		1/3	1	6	1													
	第1項 耐震改修(住宅)	1/2	1	7	1		134		9,597		937									
		(区分所		1/3	1	8	1		7		498		45		7		4	98		45
法附則第15条の9		(区分所	,	1/3	1	9	1													
	第9項 省エネ改修(区分所		)	1/3	2	0	1		1		95		11		1			95		11
	第10項 省エネ改修(区分所			1/3	2	1	1													
法附則第15条の10		. ,		1/2	2	2	1													
	第29項 特定市街化区域農地			2/3	2	3	1		_						_					
平成27年附則第8余	第13項 特定市街化区域農均	型の貝多	<u> </u>	1/3	2	5	<u> </u>				_		_							
平成23年附則第7条	第29項 市街地再開発事業			2/3	2	6	1		_											
一次23年的9分元	- 第30項 高齢者向け優良賃貸	学住宝		2/3	2	7	1		_						42		1,7	46		1,339
			第1種中高層耐火建築物	2/3	2	8	1								72		','	70		1,000
平成24年附則第8条	第11項 特定市街化区域農地	也の		1/2	2	9	1		_											$\overline{}$
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第11項 貸家住宅		第2種中高層耐火建築物	2/3	3	0	1		_											$\overline{}$
	ᅉᇪᇬᇙᄔᅼᇹᆉᄺᄱᅙᆄᄜᄞ	山の代中		1/2	3	1	1		_						_					
平成27年附則第17条	成27年附則第17条 第10項 特定市街化区域農均	型の貝豕	仕七	2/3	3	2	1													
	第12項 サービス付き高齢者	当向け住	宅	2/3	3	3	1		207		7,552		6,677		_					
							1		5,581		485,926		259,355		6,198		436,3	07		05,935
合 i	うち個人				3	5	1		4,916		442,284		232,557		5,829		403,8			36,275
		-	うち法人		3	6	1		665		43,642		26,798		369		32,4	20	1	19,660

地	方公	共区	団体	<b>⊐</b> -	・ド	表習	昏号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	8

#### 第38表 建築年次区分による家屋に関する調

				<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
							木造	家 屋	木造以外	トの家屋	11111	i†	単位	当たり	価 格
建	築	年	次	行	番	号	床面積	決定価格	床面積	決定価格	床面積	決定価格	<u>(D)</u> (1)	<u>(二)</u> (八)	<u>(へ)</u> (ホ)
			1.1 M	9 -	Ι.		(m²) (1)	(千円) (口)	(m²) (八)	(千円) (二)	(㎡) (ホ)	(千円) (へ)	(円)	(円)	(円)
38 年	1 月	1 日	以前	90	1	0	2,628,331	<sup>23</sup> 5,867,792	825,792	7,604,292	3,454,123	<sup>67</sup> 13,472,084	2,233	9,208	3,900
38 年 1 月	2日	~ 41 年	1月1日	0	2	0	486,212	2,605,101	441,385	4,686,199	927,597	7,291,300	5,358	10,617	7,860
41 年 1 月	2日	~ 44 年	1月1日	0	3	0	700,091	5,371,631	845,764	10,222,667	1,545,855	15,594,298	7,673	12,087	10,088
44 年 1 月	2日	~ 47 年	1月1日	0	4	0	888,100	9,586,053	1,163,045	16,769,724	2,051,145	26,355,777	10,794	14,419	12,849
47 年 1 月	2日	~ 50 年	1月1日	0	5	0	1,018,787	14,257,688	1,504,092	28,398,611	2,522,879	42,656,299	13,995	18,881	16,908
50 年 1 月	2日	~ 53 年	1月1日	0	6	0	1,108,028	16,997,832	1,160,065	23,976,438	2,268,093	40,974,270	15,341	20,668	18,066
53 年 1 月	2日	~ 56 年	1月1日	0	7	0	1,193,916	19,147,524	1,330,870	34,698,282	2,524,786	53,845,806	16,038	26,072	21,327
56 年 1 月	2日	~ 59 年	1月1日	0	8	0	1,011,489	16,767,558	1,268,018	40,411,092	2,279,507	57,178,650	16,577	31,869	25,084
59 年 1 月	2日	~ 62 年	1月1日	0	9	0	958,537	16,402,251	1,559,997	51,144,181	2,518,534	67,546,432	17,112	32,785	26,820
62年1月2	日~	平成2年	₹1月1日	1	0	0	1,107,045	20,052,357	1,882,229	67,591,378	2,989,274	87,643,735	18,113	35,910	29,319
平成2年1月	月2日	~ 平成5	年1月1	1	1	0	1,117,503	23,286,796	1,879,463	77,429,774	2,996,966	100,716,570	20,838	41,198	33,606
平成5年1月	月2日	~ 平成8	年1月1	1	2	0	1,281,667	34,386,908	1,629,590	75,513,911	2,911,257	109,900,819	26,830	46,339	37,750
平成8年1月	12日~	· 平成11	年1月1	∃ 1	3	0	1,231,736	38,972,357	1,902,795	106,892,429	3,134,531	145,864,786	31,640	56,177	46,535
平成11年1	月2日	~平成14	年1月1	∃ 1	4	0	1,098,650	41,100,575	1,467,063	79,981,690	2,565,713	121,082,265	37,410	54,518	47,192
平成14年1	月2日	~ 平成17	′年1月1	∃ 1	5	0	1,042,669	42,803,350	1,456,389	88,934,955	2,499,058	131,738,305	41,052	61,065	52,715
平成17年1	月2日	~ 平成20	年1月1	1	6	0	1,029,149	49,785,343	1,518,004	96,603,159	2,547,153	146,388,502	48,375	63,638	57,471
平成20年1	月2日	~ 平成23	8年1月1	1	7	0	910,273	47,880,352	1,138,580	84,673,992	2,048,853	132,554,344	52,600	74,368	64,697
平成23年1	月2日	~ 平成26	6年1月1	∃ 1	8	0	903,957	56,328,308	1,296,871	106,892,142	2,200,828	163,220,450	62,313	82,423	74,163
平成26年1. ( 新			'年1月1  )	1	9	0	<sup>†</sup> 319,992	<sup>3</sup> 21,767,153	360,671	<sup>1</sup> 32,336,172	680,663	54,103,325	68,024	89,656	79,486
合計(平反	艾 27 年	度総評	価額等	) 2	0	0	<sup>±</sup> 20,036,132	<sup>‡</sup> 483,366,929	<sup>2</sup> 24,630,683	9 1,034,761,088	44,666,815	1,518,128,017	24,125	42,011	33,988

地	方公	·共回	団体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	昏号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 3	<b>9</b>

# 第39表 家屋の変動に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

		<b></b>				(1)			(2)			(3)				(4)	
		要		行 番 号		木	造	家	屋		木	造	以	外	の	家	屋
摘	要					床 面	積 (㎡)	決	定価	格 (千円)	床	面	積	(m²)	決	定価	格 (千円)
平成 26 年度の概要	要調書(修正前)	(1)	90	1	0	12	19,921,313	22	498,	097,746	34	2	4,453,9	981	14	1,043	, 239 , <sup>55</sup> 73
年   そ の 他 の		(2)	0	2	0		2,612			27,752			1,4	144			13,963
度 25. 1. 1以 概 <u>增 築 分 の</u> 要 25. 1. 2 ~	前の新築分及び ) 捕 捉 漏 れ	(3)	0	3	0		258			5,509			6	639			13,834
│ 調 │ 減 少 分 σ	が捕捉誤り	(4)	0	4	0		839			5,950			6,1	102			684,816
書 25. 1. 2 ~ 改 築 分 、 そ の	· 26. 1. 1の D他の捕捉誤り	(5)	0	5	0		0			0				0			0
修 25. 1. 2 m 新築分及び増	・26. 1. 1の 築分の捕捉漏れ	(6)	0	6	0		3,131			121,406			11,5	554		1	,212,838
平成26年度の概要(1) - (2) + (3) -		(7)	0	7	0		19,921,251		498,	190,959		2	4,458,6	528		1,043	,767,066
減 少 分		(8)	0	8	0		204,997		2,	181,959			188,4	423		4	,139,841
減 価 分	家 屋	(9)	0	9	0	(	9,194,16		34,	413,026	(	1	6,574,9	977		37	, 197 , 846
不均衡是正に。	よる増減額等	(10)	1	0	0	(	)			5,427	(			)			
改築分	等 家 屋	(11)	1	1	0					0							0
課税・非課税	変更分家屋	(12)	1	2	0		114			1,625			1	193			4,463
在 来 分	家屋	(13)	1	3	0	(7) - (8) + (12)	19,716,140	(7)-(8)-(9	9)+(10)+(11) 461 ,	+(12) 599,776	(7) - (8) -	+ (12)	4,270,0	012	7)-(8)-(9	9)+(10)+(11 1,002	, <sup>)</sup> ‡(12)916
新 築 分	家 屋	(14)	1	4	0		317,121		21,	584,001			358,5	547		32	, 215 , 027
増 築 分	家 屋	(15)	1	5	0		2,871			183,152			2,1	124			121,145
平成 27 年度の (13) + (	決定価格等 14) + (15)	(16)	1	6	0	I	20,036,132	+	483,	366,929	ス	2	4,630,6	583 <sup>9</sup>		1,034	,761,088

地	方公	共区	団体	コー	7	表習	野
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	08

# 第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成27年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都 道 府 県 名 静岡県 -----市 町 村 名 静岡市

		<b></b>	•				(1)		(2)	(3)	6	4)		(5)		(6	3)	(7	7)		(8)			(9)
							1		個	<u>발</u>		ti		(0)	IJ			<u>,                                    </u>		面	(0)	<del></del>		(3)
	X	分	行	番	号	50 (貸家の	m <sup>ª</sup> り の用に供る	し される:	100 u 場合は40㎡	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100	m²	超	120	m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
						個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積	<b>責</b> (㎡)	軽 減	税額	個	数(個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (千円)
第1]	項・	3年間適用	90	1	0	12	1,719	17	126,565	62,525	33	576	38	62,6	618	46	29,574	54	235	59	30	0,287	67	13,105
第2]	項・	5年間適用	0	2	0		1,099		72,019	49,494		91		10,1	162		6,717		53		(	6,842		4,220
	合	計	0	3	0		2,818		198,584	112,019		667		72,7	780		36,291		288		3	7,129		17,325
		<b>•</b>	•			(	10)		(11)	(12)	(1			(14)		(1	5)	(1			(17)			18)
							1		個	71	í	t	-		IJ		Б	₹	Ī	面		Ŧ	責	
	X	分	行	番	号	140	m²	超	160 m²	以下	160	m²	超	200	m²	以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
						個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 <sub>(個)</sub>	床	面積	<b>責</b> (㎡)	軽 減	税 額 (千円)	個	数 (個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (手円)
第1]	項・	3年間適用	9 0	1	1	12	95	17	14,157	<sup>25</sup> 5,237	33	73	38	12,8	898 <sup>'</sup>	46	4,245	54	17	59	;	3,730	67	1,037
第2]	項・	5年間適用	0	2	1		11		1,627	828		18		3,2	253		1,283		7			1,510		556
	合	計	0	3	1		106		15,784	6,065		91		16,1	151		5,528		24		ţ	5,240		1,593
			•			(	19)		(20)	(21)	(2	2)		(23)		(2	4)							
						1	個 当	た	CI)		,	,				,	,							
	X	分	行	番	号	240	m²	超	280 m²	以下				計										
						個	数 <sub>(個)</sub>	床	面 積 (㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積	<b>責</b> (㎡)	軽 減	税 額 (千円)							
第1]	項・	3年間適用	90	1	2	12	2	17	497	<sup>25</sup> 92	22 7	2,717	38	250,7	752	46 ウ	115,8 <sup>53</sup>							
第23	項・	5年間適用	0	2	2		5		1,272	352	I	1,284		96,6	685 <sup>7</sup>	t	63,450							
	合	計	0	3	2		7		1,769	444		4,001		347,4	437		179,265							

地	方公	·共区	団体	コー	・ド	表習	番号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	18

# 第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(平成27年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

						<b>→</b> (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
						A 床	面 積 要	件を満	たさな	い 住 宅
区		分	行	番	号	50 ㎡ (貸家の 場合 40 ㎡) 未 満 <sub>(個)</sub>	280 ㎡ 超 300 ㎡ 以下 (個)	300 ㎡ 超 320 ㎡ 以 下 (個)	320 m <sup>2</sup> 超 (個)	計 (個)
第	1	項	90	1	0	1,077	,	22 0	27 3	32 36
第	2	項	0	2	0	380	1	0	2	383
合		計	0	3	0	1,457	2	0	5	1,464

						<b>&gt;</b>	(6)			(7)			(8)		(9)	)		(10)		(1	1)	(	12)		(13)	
							В	居	住	割	合	が	1/2	未	満	の	併	用	住	宅	等	A ・ B の 額 の 適	)要件を満 用 を 受 l	たさな ナなか	いたった	めに減 : 住宅
X		分	行	番	号		<b>.</b>		う	5	`	床。	面 積	要	件	を満		さ	な	い 住	宅		N/4			-+
							計	(個)	50 m ( 40 m²)		場合 (個)	1. 1	超 300 n 下 <sub>(個</sub>		00 m 超 以	. 320 m 下 <sub>(個)</sub>	3/0	m²	超 <i>(</i> 個)	小	計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
第	1	項	90	1	1	12		30	17		30	22		0 27		0	32		0	37	30	42	1,081	47	3	30,80 <sup>5</sup> 4
第	2	項	0	2	1			14			14			0		0			0		14		383		3	31,627
合		計	0	3	1			44			44			0		0			0		44		1,464		6	62,429

地	方公	共区	団体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	昏号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	28

# 第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成27年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都 道 府 県 名 静岡県 -----市 町 村 名 静岡市

区分																			
区分				(1)		(2)	(3)	(4)			(5)		(6)	(7			(8)		9)
区分				1		個	当		た			)	Я	<b>T</b>		面		積	
	行	番	号	50 m に (貸家の用に供	以 上 される均	100 r 易合は40 m <sup>2</sup>	㎡ 以 下以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m	i 以	下	120	m²	超	140 m	<sup>1</sup> 以	下
				個数	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減	税額 (手円)	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税額
第1項・5年間適用	90	1	0	<sup>12</sup> 187	, 17	14,933	<sup>25</sup> 7,646	33	398	38	43,672	46	22,164	54	221	59	28,239	67	13,044
第2項・7年間適用	0	2	0	72		6,062	4,400		70		7,655		5,467		54		6,776		4,480
合 計	0	3	0	259		20,995	12,046		468		51,327		27,631		275		35,015		17,524
	-				•														
	T			(10)		(11) 個	(12) 当	(13)	た		(14)	<u> </u>	15) 万	(16		面	(17)	<u>(´</u> 積	18)
				140 m²		160 m²		160	m²	超	200 m		下	200	m²	<u>出</u> 超	240 m		下
区分	一门	番	亏		1				1			1				1			
				個数 (個	床	面 積 (m)	軽減税額	個	数 <sub>(個)</sub>	床	面 積 (㎡)	軽減	税額 (千円)	個	数 <sup>(個)</sup>	床	面 積 (㎡)	軽	税 額 (千円)
第1項・5年間適用	9 0	1	1	97	, 17	14,404	<sup>25</sup> 5,778	33	59	38	10,317	46	3,446	54	20	59	4,327	67	1,1 <sup>74</sup> 7
第2項・7年間適用	0	2	1	22		3,264	1,728		5		840		327		5		1,090		347
合 計	0	3	1	119		17,668	7,506		64		11,157		3,773		25		5,417		1,544
	•			(40)		(20)	(04)	(00)			(00)	,	0.4\						
	1			(19) 1 個 当		(20) り <i>扇</i>	(21) k 面 積	(22)			(23)	(	24)						
区分	行	番	문	240 m²		280 m <sup>2</sup>					計								
	'	н	_	個数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減	税額						
第1項・5年間適用	90	1	2	12 1	17	· /	25	33	983	38	116,166	46	53,340						
第2項・7年間適用	0	2	2	1		278	68		229		25,965		16,817						
合 計	0	3	2	2		552	133		1,212		142,131		70,157						

地	方公	·共区	団体	コー	۲	表習	昏号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	38

# 第43表 新築住宅に関する調

都 道 府 県 名 静岡県

市 町 村 名 静岡市

		<b>———</b>						(1)		(2)		(3)	(4)		
		区 分		行	番	号	棟	数	住	居数	Я	下面積 (㎡)	<b>決 定 価 格</b>	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	一月	専 用 住 宅	(1)	9 0	1	0	12	2,419	18	2,42	1 24	265,526	<sup>32</sup> 18,242,382	110	68,703
造	建	併 用 住 宅	(2)	_	_		42	24	48	2	7 54	2,416	153,417	89	63,500
家		共同住宅・寄宿舎	(3)	0	3	0	12	161	18	72	4 24	37,907	2,591,059	52	68,353
屋	į	計 (1) + (2) + (3)	(4)	9	_		42	2,604	48	3,17		305,849	<sup>62</sup> 20,986,858	96	68,618
	-	鉄 骨 鉄 筋 コン ク リ ー ト 造	(5)	0	5	0	12	0	18		0 <sup>24</sup> a	0	32 b	0	0
木		鉄 筋 コ ン ク リ - ト 造	(6)	9	_		42	54	48	88	6 54	95,637	9,774,660	108	102,206
	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	69	18	7	0 24	9,545	<sup>32</sup> 836,494	136	87,637
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9	_		42	384	48	38	4 <sup>54</sup>	46,687	3,520,833	122	75,414
坦	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12	0			0 24	0	0	0	0
以	空	そ の 他	(10)	9	_		42	0	48		0 54	0	<sup>62</sup> <sup>7</sup> b	0	0
	-6	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	507	18	1,34	0 24	151,869	14,131,987	113	93,054
hl		鉄 骨 鉄 筋 コン ク リ ー ト 造	(12)	9			42	0	48		0 54	0	62 70	0	0
外	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	12		4		3,076	287,871	68	93,586
စ	同	鉄 骨 造	(14)	9	_		42		48	6	0 54	2,808	<sup>62</sup> 266,6 <u>2</u> 5	47	94,952
0)			(15)	1	5	0	12	97		47	8 24	25,677	1,998,637	54	77,838
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	9	_		42	0	48		0 54	0	62 71 0	0	0
31	宅	そ の 他	(17)	1	7	0	12	0	18		0 24	0	32 0	0	0
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9	_		42	116	48	58	3 54	31,561	<sup>62</sup> 2,553,133	54	80,895
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12	96	18	1,56	8 24	71,066	6,890,876	45	96,964
	Ė	ft (11) + (18) + (19)	(20)	9			42	719	48	3,49	1 54	254,496	23,575,996	73	92,638
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	3,323	18	6,66	3 24	560,345	<sup>32</sup> 44,562,854	84	79,528

地	方公	共区	]体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	野号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	4

#### 第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

	<b>•</b>							(1)			(2)			(3)			(4)		(5)			(6)
									*	台		数			7	F成 27	年度に	新たに	軽減の	り対象	えとな	ったもの
	区	分			行 番	手号		個	数	床	面	積 (㎡)	軽え	咸 税 ( <del>1</del>	額 - 円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽洞	城 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用	月のあるもの	1/2	0 1	0	12		1	19		145	28		38	•		44			53	6
	東日本大震災			1/3	0 2	2 0																
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	注则等45名 <b>○</b> ○答 ○ 答□	10t)   t 0	1/2	0 3	3 0	)															
	10日40日30年)	法附則第15条の6等の適用	別のないもの	1/3	0 4	1 0	_															
法附則第56条		合	計		0 5	0			1			145			38			0		0		(
72 113 73 515 55 33		)+ PU-DU-07 + - 47 - 0 0 07 - 0 17 D			0 6	0	)															
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適用	目のめるもの	1/3	0 7	, 0																
	第14項 (居住困難区域内家				0 8	3 0																
	屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	目のないもの	1/3	0 9	0																
		合	計		1 0	0			0			0			0		-	0		0		(
		法附則第15条の6等の適用	月のあるもの		1 1	0	1															
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適用	目のないもの		1 2	2 0	1													_		
		合	計		1 3	3 0	)		0			0			0				_	_		_
		法附則第15条の6等の適用	月のあるもの		1 4	0	,												_	_		_
	第31項 H16新潟県中越地震	法附則第15条の6等の適用	目のないもの		1 5	0													_	_		_
五世00年以 <b>以</b> 2007年		合	計		1 6	6 0	1		0			0			0					_	_	
平成23年附則第7条		法附則第15条の6等の適用	月のあるもの		1 7	, O	,												_	_		_
	第32項 H19能登半島地震	法附則第15条の6等の適用	月のないもの		1 8	3 0	1															
		合	計		1 9	0	1		0			0			0					_		
		)+ PU-DU-07 + - 47 - 0 0 07 - 0 17 D		1/2	2 0	0	)															_
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適用	月のあるもの	1/3	2 1	0															_	_
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の	`	7041140		2 2	2 0	1														_	_
	代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	目のないもの	1/3	2 3	3 0															_	_
		合	計		2 4	1 0			0			0			0					$\overline{}$		
		法附則第15条の6等の適用	月のあるもの		2 5	5 0	)													_		
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適用	月のないもの		2 6	0	1												_	_		
T + 05 (T		合	計		2 7	, 0			0			0			0				_	_		
平成25年附則第11条		法附則第15条の6等の適用	月のあるもの		2 8	3 0														_		
	第6項	法附則第15条の6等の適用	目のないもの		2 9	0	,													_		_
	辰	合	計		3 0	0	)		0			0			0					_		
	<u></u> 合	計			3 1	0			1			145			38			0		0		(

地	方公	・ド	表習	野号			
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	4

#### 第44表 法附則第56条等の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

	<b>•</b>							(7)			(8)		(9	)	(	10)		(11)			(12)
							ম	平成27年度	で第15	条の6等	等のみ軽	減期	間の終了	するもの	平成2	27年度	で軽減	期 間	の終	了す	るもの
	X	分		:	行 番	手号		個	数	床	面和	責 (m²)	軽 減	税 額 (千円)	個	数	床	面和	責 (㎡)	軽減	成 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		0 1		_	2		19			28		37		44		5	3	6.
	東日本大震災 第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	ヨのかいもの	1/2	0 2	+-	_		_			_		_							
)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	合	計	1/3	0 4	_	_					0							0		
法附則第56条		L 法附則第15条の6等の適用		-	0 6	_	-														
	東日本大震災 第14項 (居住困難区域内家	72 F13 R13 10 X 03 0 G 03 22 F1	1000000	-	0 7	_	+			_				_							
	屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用	目のないもの		0 9	_	_														
		合	計		1 0	)   1			0			0		0		(	0		0		C
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		1 1	1															
平成22年附則第11条	第23項 阪神・淡路大震災	法附則第15条の6等の適用	のないもの		1 2	2 1															
		合	計		1 3	3 1	T		0			0		0			0		0		C
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		1 4	1	T														
	第31項 H16新潟県中越地震	法附則第15条の6等の適用	のないもの		1 5	1															
표루으로 땅삐쏠크		合	計		1 6	5 1	Ī		0			0		0			0		0		C
平成23年附則第7条		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		1 7	1	T														
	第32項 H19能登半島地震	法附則第15条の6等の適用	のないもの		1 8	3 1															
		合	計		1 9	) 1	Ī		0			0		0			0		0		C
		法附則第15条の6等の適用	3のある±の	1/2	2 0	) 1															
	東日本大震災	法附别第13条000年00週代	9000000	1/3	2 1	1															
平成24年附則第8条	第13項 (警戒区域内家屋の	  法附則第15条の6等の適用	<b>まのかいまの</b>	1/2	2 2	1															
	代替取得家屋)	A POR POR POR PRINTER IN THE PRINTER	307201007	1/3	2 3	1															
		合	計		2 4	1			0			0		0		(	0		0		C
		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		2 5	5 1															
	第4項 三宅島火山災害	法附則第15条の6等の適用	目のないもの		2 6	1															
平成25年附則第11条		合	計		2 7	1			0			0		0			0		0		C
大一年に光は十つ426年		法附則第15条の6等の適用	のあるもの		2 8	3 1															
	第 6 項 標	法附則第15条の6等の適用	のないもの		2 9	) 1								_							
		合	計		3 0	1			0			0		0		(	0		0		C
	合	計			3 1	1			0			0		0			0		0		C

地	方公	·共区	団体	<b>⊐</b> –	٠Ľ	表習	昏号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 4	5

# 第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都 道 府 県 名 静岡県 ----------市 町 村 名 静岡市

	<b></b>					(1)	(2)	(3)
							<b>公</b>	效
	区	分	í	亍 番	号	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9 0	1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0			
		合 計	C	3	0	O	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	5	0			
		合 計	C	6	0	C	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8	0			
		合 計	C	9	0	C	0	0
	合	計	1	0	0	O	0	0

地	方公	共区	団体	<b>⊐</b> –	٠ <b>٢</b>	表習	昏号
1 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	3

# 第83表 需給事情による減点補正実施状況等に関する調

都 道 府 県 名	静岡県
市町村名	静岡市

_	(1)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
	行番号		号	平成24年度に需給補正				ξ に お け る i	改 正 の 内 訳	
1			,	適用の有無	適用の有無	需給補正の改正の有無	需給補正の適用項目 の 縮 小 の 有 無	需給補正の適用地域 の 縮 小 の 有 無	需 給 補 正 率 の縮 小 の 有 無	
9		1	0	12	13	14	15	16	17 17	

(注:「有」に該当する場合「1」を記入すること)

地	方公	共区	団体	<b>⊐</b> –	・ド	表習	<b>昏号</b>
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	4

# 第84表 不均衡是正実施状況に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

	<b>&gt;</b>				(1)		(2)		(3)	
- O	,_			1+	M/L		_	<b>*</b>	不均衡是正	単位当たり価格
区分	汀	番	亏	棟	数	床	面 (m	積 fl) (イ)	による増減額 (ロ) (千円)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
木造家屋	9	1	0	12	195,391	20		53,359	<sup>30</sup> <sup>41</sup> 5,427,101	
木造以外の家屋	0	2	0							0
計	0	3	0		195,391		19,9	53,359	5,427,101	272

地	地方公共団体コード								
1 2	2	7	<sup>7</sup> 8	5					

# 第85表 在来分家屋の減価状況に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

	<b>*</b>			(	(2)				(3)				
		_										単位当たり	)価格
区分	行	番	号	棟	数	床	面 (n	積 ㎡)(イ)	減	<b>価</b> (ロ)	額 千円)	<u>(ロ)</u> (イ)	. (円)
木造家屋	9	1	0	12	80,734	22	9,19	94,160	34	34,41	45 13,026		3,743
木造以外の家屋	0	2	0		77,068		16,57	74,977		37,19	97,846		2,244
計	0	3	0		157,802		25,76	69,137		71,61	10,872		2,779

地	地方公共団体コード							
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	6	

#### 第86表 積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

<b>_</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	) ) 行番号	平成27年度評価額	18 =	・寒冷	補 正 率	積雪・寒冷補正がないとした場合の評価額
E 73	I) H 5	(千円)(イ)	積雪地域の率	寒冷地域の率 (b)	計 100-(a+b) (口)	(イ) / (ロ) × 100 (千円)
木 造 家 屋	9 1 0	<sup>12</sup> ‡ 483,366,929		25	90	<sup>29</sup> 537,074,366
木 造 以 外 の 家 屋 (軽量鉄骨造,れんが 造及びコンクリート ブロック造		40 ק	51	53	55	57 67 0
計	0 3 0	<sup>12</sup> 483,366,929	23	25	27	<sup>39</sup> 537,074,366

<sup>(</sup>注)「積雪・寒冷補正率の「計(口)」には,木造家屋においては「100-(a+b)」の数値が75を下まわる場合には75と記載すること。 また,木造以外の家屋においては,該当のある場合97若しくは95が記載されるものであること。

地	表番号						
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	78

#### 第87表 家屋の評価方法別棟数調

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
				新	増	分	在	来	分	
区分	行 番 号		号	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 <sup>(イ)+(ロ)</sup> (ハ)	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 (二)+(ホ) (へ)	合 計 (八)+(へ)
(1)部分別評価方法	9	1	0	1,01	6 423		36	0	52 0	60 72 1,439
(2) 比準評価方法	0	2	0	1,82	5 587	2,412	0	0	0	2,412
(3) 乗率評価方法	0	3	0				240,733	98,806	339,539	339,539
(4) 合 計 (1)+(2)+(3)	0	4	0	2,84	e 1,010	3,851	m 240,733	f 98,806	339,539	343,390

<sup>(</sup>注)在来分家屋の評価方法については、原則として「(3)乗率評価方法」(再建築費評点補正率による評価方法)によるため、

<sup>(1)、(2)</sup>の評価方法により評価した家屋がある場合については、別紙にその理由を記載すること。

地	表番号						
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	8

# 第88表 木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調

都 道 府 県 名	静岡県
市町村名	静岡市

_	(1)					(2)				(3)				
行番号		物		価 水 準		準	に	よる		補 正 至		率		
		1.00					0.95			0.90				
9	1	0	12				13			1	14			14

(注:該当欄に「1」を記入すること)

地	地方公共団体コード							
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 9	08	

#### 第90表 建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調

都 道 府 県 名 静岡県 --------------------市 町 村 名 静岡市

	<b>→</b>			(1)			(2	)			(3)			(4)			(	5)			(6)
				木	ì	告			家		屋			木	造	以	5	<b>ነ</b>	の	家	屋
建築年次	行	番	号	棟 数	洞	龙 価	床 (m	<b>面</b>	積	減	価 <u>(千円</u>	<b>額</b>		棟	数	減	価 が		積	減	価 額 (千円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	12	) 22				0	32		C	44		46	54		20	),186	66	16,471
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	(	)				0			C	)		108			43	3,441		54,690
41 年 1 月 2 日 ~ 44 年 1 月 1 日	0	3	0		1				85			140	)		258			72	2,881		165,833
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	(	)				0			C	)		464			21′	1,016		675,695
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0		1				40			145	5		3,231			57′	1,718		1,206,076
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	:	2				112			399	)		3,636			614	1,046		1,379,699
53年1月2日~56年1月1日	0	7	0	228	3			36	,108			96,277	,		6,699			1,147	7,076		2,308,421
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	21	1			29	,905		1	105,249	)		5,602			1,126	352		2,809,081
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	254	4			32	,402		1	34,271			6,432			1,446	6,511		3,191,557
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	6,076	6			670	,326		1,4	111,955	5		7,170			1,746	6,084		3,381,178
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	8,234	4			968	,269		4,4	183,917	,		7,786			1,766	6,022		3,383,640
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	11,279	9		1	,260	,301		5,7	730,599	)		6,067			1,324	1,000		3,159,484
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	10,624	4		1	,216	, 185		4,9	911,941			6,296			1,368	3,260		3,469,642
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	9,63	1		1	,095	,342		4,2	281,759	)		4,853			1,122	2,765		2,458,098
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	9,218	3		1	,040	,001		3,4	145,232			4,751			1,074	1,012		2,059,115
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	8,840	)		1	,031	,248		2,9	92,413	3		3,920			1,137	7,498		1,801,004
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	8,018	3			910	,357		3,2	239,853	3		5,399			928	3,452		2,110,303
平成23年1月2日~平成26年1月1日	1	8	0	8,117	7			903	,479		3,5	78,876	5		4,350			854	1,657		3,567,859
合 計	1	9	0	80,734	1		9	, 194	,160		34,4	113,026	5		77,068		1	6,574	1,977		37,197,846

地	地方公共団体コード										
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	8				

# 第98表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (家屋)(法附則第15条関係(再掲))

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

					(1)	(2)	(3)		(4)		(5)		(6)	(7)	(8)		(9)	
X	分	行	番	号	決定価格	条例で る 害	で定め (B) 引 合 (C)		税 標 準 × (B)	額 (D)	課税標準の特例に より減額になる額	決る	官価 格	参酌	基準 (B) (C)	課 (A)	: 税 標 ×_(B)	
					(A)(千円)	(B)	(C)		(C)	(千円)	(千円)	(	A) (千円)	(B)	(C)		(C)	(千円)
法附則第15条第18項	(都市利便施設(都市再生 緊急整備地域))	9	1	0	12	25	28	31		0	0	57	0	70 3	73 5	76		88 O
法 附 則 第 15 条 第 18 項	(都市利便施設(特定都市 再生緊急整備地域))	0	2	0						0	0		0	1	2			0
法 附 則 第 15 条 第 30 項	(津波防災地域づくり法 の協定避難施設)	0	3	0						0	0		0	1	2			0
法附則第15条第36項	(備蓄倉庫)	0	4	0		2	3			0	0		0	2	3			0
法附則第15条の8第4項	(サービス付き高齢者向 け住宅)	0	5	0						0	0		0	2	3			0

# 3 都市計画税

地	方么	表番号					
1 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	18

# 平成27年度 都市計画税に関する調

# 第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	行	番	号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡) A	市街化調整区域(千㎡)	その他(千㎡) <sub>C</sub>	計 (A+B+C) (千㎡)
課税区域の面積	90	1	0	12	<sup>23</sup> 67, 337	33 1	43 ウ	<sup>53</sup> 67,337
都市計画区域の面積	0	2	0	1,411,900	104,030	130 <sup>7</sup> ,740	+	234,770

			(6)	(7)	(8)	(9)
区分	行 番	号		市街化区域等の 設 定 の 有 無		都市計画事業の 認 可 の 有 無
課税区域の面積	90 1	1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0 2	1	<sup>7</sup> 1	<sup>-1</sup> 1	<sup>#</sup> 1	<sup>Z</sup> 1
_						
			指定有「1」	設定有「1」	課税有「1」	認可有「1」
			指定無「2」	設定無「2」	課税無「2」	認可無「2」

地	表番号						
1 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	28

# 第52表 納税義務者数に関する調

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

					(1)	(2)	(3)		
Σ	☑ 分	行	番	号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)		
	個人	90	1	0	167,026	3,507	<sup>32</sup> 163,5 <sup>41</sup> 9		
土地	法人	0	2	0	6,147	116	6,031		
	計	0	3	0	173,173	3,623	169,550		
	個 人	0	4	0	178,972	5,106	173,866		
家 屋	法人	0	5	0	7,001	206	6,795		
	計	0	6	0	185,973	5,312	180,661		
	個 人	0	7	0	233,233	5,899	227,334		
実 数	法人	0	8	0	8,536	262	8,274		
	計	0	9	0	241,769	6,161	235,608		

地	地方公共団体コード										
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	38				

# 第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

						1		(1)			T			(2)						(3)			(4)
	X	分	行	番	号	市	街	化	X	域	市	街	化	調	整	区:	域		そ	Ø	他		計
±	宅	宅地	90	1	0	12				56,642	24							34				4	<sup>45</sup> 56, 642
地	地	その他	0	2	0					5,180													え 5,180
o o	等	小計	0	3	0					61,822							0					0	6 <sup>1</sup> ,822
地	F	農 地	0	4	0					5,248													<sup>9</sup> ,248
積 (千㎡)		計	0	5	0					67,0 <sup>₹</sup>							<sup>س</sup> 0				ā	0	6 <sup>†</sup> ,070
家床	木	造家屋	0	6	0				16,	, 302 , 527													16,302,527
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0				23,	, 453 , 745													23,453,745
の積 (㎡)		計	0	8	0				39,	,756,2 <sup>±</sup> 72							=0				5	0	39,756,272
土	宅	宅地	0	9	0					387,909													387,909
地	地	その他	1	0	0					25,676													25,676
o o	等	小計	1	1	0					413,585							0	)				0	413,585
筆	ļ	農 地	1	2	0					19,264													19,264
数 (筆)		計	1	3	0					432,849							<sup>т</sup> 0				7	₹0	432,849
家屋	木	造 家 屋	1	4	0					189,605													189,605
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0					110,419													110,419
数 (棟)		計	1	6	0					300,024							۵				)	0	300,024

地	方么	2共公	]体:	]-	۲	表習	昏号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	48
							_

# 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

								(1)	(2)	(3)	(4)
	X		分		行	番	문	決	定	価	格
					13			市街化区域(千円)	市街化調整区域 (千円)	その他(千円)	計 (千円)
		住	小規規	i 個 E <u>人</u>	90	1	0	2,089,740,846	24	34	2,089,740,846
		宅	模料	法人	0	2	0	96,412,667			96,412 <sup>†</sup> ,667
	宅	用	— 信 年 般 #	直 個	0	3	0	355,522,620			355,522,620
土		地	般 均	法人	0	4	0	6,352,323			6,352 <sup>3</sup> ,323
	地	非用住	個点住宅	人 非 用 地	0	5	0	621,581,848			621,581 <sup>7</sup> ,848
		宅 地	法注定	人 非 用 地	0	6	0	718,476,157			718,476 <sup>1</sup> ,157
地		小	į	<b>i</b> t	0	7	0	3,888,086,461	0	0	3,888,086,461
		農	地		0	8	0	92,020,838			92,020,838
	7	<del>2</del> 0	) 1	他	0	9	0	278,433,146			278,433,146
		計	<b>†</b>		1	0	0	4,258,540,445	0	0	4,258,540,445
家	木	造	家	屋	1	1	0	422,381,303			422,381,303
屋	木造	造 以 外	、 の :	家 屋	1	2	0	975,108,097			975,108,097
<b>上</b>		討	<u> </u>		1	3	0	1,397,489,400			1,397,489,400
	合		計		1	4	0	5,656,029,845	<sup>9</sup> 0	a 0	5,656,029,845

地	方么	2共公	]体:	]-	۲	表習	肾号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	48

# 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

				(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)				
	X		分		 	番	문	課	税		準	額	実定税率	調定見込額
L .		T							市街化調整区域 (千円)	そ の	( ,	計 (千円) <sub>A</sub>	В	A×B (千円)
			小規供住宅用	個 人	90	1	1	695,178,404	25	35		695,178,404		69 79
			模 地	法人	0	2	1	31,943,424				31,943,424		
	宅	用	<ul><li>住</li><li>宅</li></ul>	個人	0	3	1	236,004,145				236,004,145		
土			用 般 地	法人	0	4	1	4,218,826				4,218,826		
	地	非用住	個 人 住宅月	非用地	0	5	1	420,671,680				420,671, <sup>₹</sup> 80	1	
		宅地	法 人住宅月	非地	0	6	1	483,239,193				483,239,193		
地		小	計		0	7	1	1,871,255,672	0		0	1,871,255,672		
		農	地		0	8	1	59,919, <sup>‡</sup> 51				59,919, <sup>4</sup> 51		
	7	<del>č</del> 0	他		0	9	1	183,995,758				183,995,758		
		計			1	0	1	2,115,170,881	0		0	2,115,170,881		
家	木	造	家屋		1	1	1	422,380,273				422,380,273		
	木造	造 以 外	の家	屋	1	2	1	971,805,580				971,805,580		
屋		計			1	3	1	1,394,185,853			0	1,394,185,853		
	合		計		1	4	1	3,509,356,734	ت 0		ь О	3,509,356,734	%	0

地	方を	2共公	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	番号
1 2	2	1	0	0	7	<del>7</del> 5	5

# 第55表 平成28年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

		(1)	(2)	(3)	(4)		
区分	行番号	地 積 (㎡)	平 成 28 年 度 分 課 税 標 準 額	左に係る平成27年度 分 課 税 標 準 額	納税義務者数(人)	1人当たり課税	標準額
			(千円) A	(千円) B	_ ا	A (円) B C	- (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 1 0 12	236	1,097	1,051	50 57 2	548,500 5.	25,500

地	!方と	2共2	団体:	<b>]</b> –	۲	表都	号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	68

### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

					(1)		2)	(3)	(4)	(5	
	⊠ 分	行	番	무	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
	<u>.                                    </u>	1 1	#		(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
亚	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0	1	0	<sup>12</sup> 4,584	24	1,984	<sup>39</sup> 46,531,995	<sup>54</sup> 31,021,330	69	9,613
΄ σ	<u>負担水準0.95以上1.0未満</u>	0	2	0	1,835		749	32,855,427	21,903,618		2,972
成	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	381		152	6,918,112			518
特   7%   _ 市		0	4	0	54		16	705,427	435,269		85
= ''	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	18		6	182,041	107,087		24
	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	5		2	83,914			6
十往		0	7	0	7		2	163,008	83,529		9
定	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0							
= /L	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	2			7,826	3,509		2
11	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0							
年	負担水準0.5以上0.55禾満	1	1	0							
<b>→</b> . ⊠	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0							
市度	<u> [負担水準0.4以上0.45未満</u>	1	3	0							
	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0							
以均		1	5	0							
34	負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0							
街前農	負担水準0.2以上0.25未満		7	0							
/K	<u>負担水準0.15以上0.2未満</u> 負担水準0.1以上0.15未満	1	8	0							
参		2	0	0							
、地	<u>負担水準0.05以上0.1未満</u>   負担水準0.05未満	2	1	0							
入入	<u>負担小年0.03木凋</u> 計	2	2	0	6,886		2,911	87,447,750	58,141,759		13,229
化	ー ローロー ローロー ローロー ローロー ローロー ローロー ローロー ロ	2		0	123		38	, ,	, ,		189
377	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの   負担水準0.95以上1.0未満	2	3	0	50			555,032	128,170		58
$\Psi \sigma$	<u> </u>	2	5	0	59		11	83,161	33,889		63
ьţ	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	80		15		48,989		94
区 /**		2	7	0	136		32	222,153			172
= ''	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	156		37	521,548			209
	負担水準0.7以上0.75末満	2	9	0	110		30	540,089			144
十街	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	48		11	151,367	64,293		54
域ニ	<b>負担水準0.6以上0.65未満</b>	3	1	0	24		7		32,081		25
<sup>~</sup> ~   凹 <sub>ル</sub>	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	55		15	243,166			65
	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	66		22	502,564	134,055		86
年	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	55		23	559,553	149,214		74
■   E	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	27		6	142,602	38,466		29
農	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0	4		1	14,927	3,981		5
以垣	負担水準0.3以上0.35未満	3		0	2			2,225	563		3
	負担水準0.25以上0.3末満	3	8	0							
後	負担水準0.2以上0.25未満		9	0							
地	<u>負担水準0.2以上0.25</u> 木満   <u>負担水準0.15以上0.2未満</u>   <u>負担水準0.1以上0.15</u> 未満	4	0	0							
参	共三小十0.1以上0.10小洞	4	1	0							
++	<u>負担水準0.05以上0.1未満</u>	4	2	0							
入作	負担水準0.05未満	_	3	0							
	計	4	4	0	995		265	4,363,609	1,568,213		1,270

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 2 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 7 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 6 \\ 6 \end{bmatrix}$	地	方と	2共2	]体:	<b>]</b> –	ド	表都	号
	12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	68

### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	E J	1.1	11 田 그		(人)	( <b>⊤m</b> ²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	4,707	2,022	<sup>39</sup> 47,148,488	<sup>54</sup> 31,228,230	9,80
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	1,885	766	33,410,459	22,031,788	3,03
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	440				
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	134		801,434		
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	154				19
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	161	39			
合	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	117	32		358,509	15
_	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	48		- /	64,293	5
	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	26		120,548		
	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	55				
	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	66				
	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	55	23	559,553		
	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	27	6	142,602	38,466	2
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	4	1	14,927	3,981	
±1	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	2	0	2,225	563	
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0	
	計	6	6	0	7,881	<sup>ਰ</sup> 3,176	91,811,359	59,709,972	世 14,49
第 62	表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	6	7	0	1,405	₹ 2,072	<sup>tc</sup> 209,479	<sup>5</sup> 209,479	4,76

地	地方公共団体コード											
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	7					

#### 第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

								(	(2)				(3)	(4)			(5)		
	_	——————————————————————————————————————	目 等	特 例				宇	i t	也	等		農	鲁 地	l ±	地	計	家	屋
X	分			例 率	行	番	号	宅	地	そ	の	他	π	تام ع	_	25	P.I	31	/ <del>*</del>
	73			平					(千円)			(千円)		(千円			(千円)		(千円)
課法		第10項 (日本放送協会)	評価額	1/2	0	1	0	12	651,065	22		84,976	32		42	73	86,041	52	61
税第	法		課税標準額	1/2	0	2	0		430,810			59,388				49	0,198		87,404
_	第		評価額	1/3	0	3	0												
標 0	<del>∕h</del>	  第11項 (日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/3	0	4	0												
2	7	另一項(日本原丁乃斯九州光機構)	評価額	2/3	0	5	0												
条	,		課税標準額	2/3	0	6	0												
Ø	0	第12項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2	0	7	0										0		
第		73 (22 (A2 (A1 (A)	課税標準額	.,_	0	8	0										0		28,439
特 2	2		評価額	1/3	0	9	0										0		
例項		第23項 (農業・食品産業技術総合研究機	課税標準額		1	0	0										0		
1,1 油	条	(南 <i>)</i>	評価額	1/6	1	1	0										0		
にか			課税標準額		1	2	0										0		
. 7	第	第24項 (新関西国際空港㈱)	評価額	1/2	1	3	0										0		
ょっ	_		課税標準額		1	4	0										0		
ان ت	2	第26項 (信用協同組合等)	評価額課税標準額	3/5	1	5 6	0										_		2,028,928
	項		評価額		1	7	0						_				0		2,020,920
減書	垬	第28項 (中部国際空港㈱)	課税標準額	1/2	1	8	0										0		
の 額	か		評価額		1	9	0			_							<u> </u>		
規	,,	第30項 (家庭的保育事業)	課税標準額	1/2	2	0	0				_	_					_		
1	っ		評価額		2	1	0												
疋		第31項 (居宅訪問型保育事業)	課税標準額	1/2	2	2	0										_		
なに	ت	\$ 2015 (事类C. 由. () 本事类 )	評価額	4./0	2	3	0					_							
		第32項 (事業所内保育事業)	課税標準額	1/2	2	4	0					_					_		
るよ	書	第22項(韧定化泛用容多能兴制体重要)	評価額	1/2	2	5	0										0		
額る		第33項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額	1/2	2	6	0										0		

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & \\ 2 & 2 & 1 & 0 & 0 & 7 & 5 & 7 \end{bmatrix}$	地方公共団体コード表番号													
	2	2 1 0 0 7 5												

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

								(1)	)		(2)	(	(3)		(4)		(5)
	_		目 等	特				宅	ţ	也	等	農	地	土	地 計	家	屋
X	5 分			例率	行	番号	;	宅	地	そ	の他	hz.	*E	_	ום שי	3	<i>连</i>
	. 7			平					(千円)		(千円)		(千円)		(千円	3)	(千円)
定法 に則		第1項 (倉庫)	評価額	1/2	2	7   0		12		22		32		42		52	
よ第	法		課税標準額		2	8 (	0		_				_				
る <sub>5</sub>		第13項 (並行在来線に係る譲受固定資 産)	評価額	1/2	2	9 (	0									0	
課条		<sup>为13点</sup> 産)	課税標準額	1/2	3	0 (	0									0	
税法	附	第17項 (PFI公共施設)	評価額	1/2		1 (	0										
標附			課税標準額	172	_	_	0										
標則準第	則	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	3	-	0										
၈ ¹		第 18 T百 <sup>適用分)</sup>	課税標準額		3	_	0										
5 特条		(都巾利便施設)特定都巾冉玍緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	3		0		_								
例の2	第	適用分)	課税標準額		_	-	0									<u> </u>	
E \(\nabla\)		第19項 (成田国際空港㈱)	評価額	5/6		_	0									0	
ょは	1		課税標準額		_	_	0									0	
により減な2又は法附則第1	'	第20項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	-		0										
減則			課税標準額		4		0										
郷 第 額 1	5	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	4	_	0									_	
			課税標準額		4	_	0									0	
と <sub>5</sub> なの			評価額	1/2	4	-	0									0	-
なのっ	条	第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る	課税標準額		4	_	0									0	
る <sup>3</sup> の		<sup>第22項</sup> 承継特例)	評価額	3/5	4	_	0									0	
額規			課税標準額		4	6 (	U									U	

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & & \\ 2 & 2 & 1 & 0 & 0 & 7 & 5 & 7 \end{bmatrix}$	地	地方公共団体コード											
	1 2	2	1	1 0 0 7 5									

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

									(	(1)		(2)			(3	)		(4)			(5)
	_		地 [	等	特				3	ŧ t	也	等			農	地	土	地	計	家	屋
×	. 分				例率	行	番号		宅	地	そ	の	他	· '	辰	1B		76	п	3	<b>座</b>
	. 77	ľ			华					(千円)			(千円)			(千円)			(千円)		(千円)
税法附		第23項	(日本郵便㈱)	評価額	3/5	4	7	0	12	1,592,969	22			32			42	1,	592,969	52	
標則	法		( - 1 - 1 - 2 - 2 - 1 )	課税標準額		4	8	0		1,014,618								1,0	014,618		1,097,845
1		笋 2/IT百	(鉄道再構築事業)	評価額	1/4	4	9	0													
準 5	附寸	为24项	(数但付悔杂争未)	課税標準額	1/4	5	0	0													
条の		第26項	(公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	5	1	0											0		
の法		71 ZO 75	(公皿////////////////////////////////////	課税標準額	1/2	5	2	0											0		
特則	則			評価額	1/2	5	3	0													
第		第28項	(国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	.,_	5	4	0													
例 1 5	第		設等)	評価額	2/3	5	5	0													
条にの				課税標準額		5	6	0										_			
2	1	第32項	(駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	5	7	0				_									
よ又				課税標準額		5	8	0							_						
は注	_	第36項	(備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	-	5	9	0													
り法附	5		適用分)	課税標準額 評価額		6	0	0											_		
則 減第		第37項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施 設)	課税標準額	2/3	6	2	0													
//% 寿	条			評価額		6	3	0													
額 5 条		第42項	(認定誘導事業により取得した 公共施設等)	課税標準額	4/5	6	4	0									_				
$\sigma$	条第法			評価額		6	5	0											0		
3 ع	の 1 附	第2項	(三島特例)(法附則第15条の 3の適用のあるものを除く)	課税標準額	1/2	6	6	0											0		
の な規	25則		(旅客会社等に係る承継特例)	評価額		6	7	0		3,380,025								3 '	380,025		
定	附		(法附則第15条の2第2項の三島特例	課税標準額	3/5	6	8	0		2,068,395									068,395		
るよ	の期第		に係るものを除く) (旅客会社等に係る承継特例)				_			2,000,393								۷,۱	000,393	_	
る	· 年 1	第1項	(法附則第15条の2第2項の三島特例	評価額	3/10	6	9	0											0		
額課	3 5		に係るものに限る)	課税標準額		7	0	0											0		

地	地方公共団体コード表番号													
2	2	2 1 0 0 7 5												
							_							

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

								(1	)		(2)		(;	3)		(4)		(!	5)
		地 [	手	特				宅	; ±	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
□ /\				例率	行	番	号	宅	地	そ	の他		辰	76		76	пΙ	31	<b>淫</b>
区分	ĵ'	_		平					(千円)		(千	円)		(千円)			(千円)		(千円)
リ第17条 リ第17条 リ第17条 リアは リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル リアル		(都市利便施設)都市再生緊急	評価額		9			12		22		3	2		42			52	
第年表法		整備地域	HI IMAX	3/5	7	1	0					ىل						/	
1 改 の 切	第5項		課税標準額		7	2	0												
→ ル 平 規 条法 # 定		(都市利便施設)特定都市再生	評価額	1/2	7	3	0												
附がに		緊急整備地域	課税標準額	1/2	7	4	0												
法成に改 附 2 よ正	第2項	旧法附則第15条第20項	評価額		7	5	0												
<sub>条</sub> 則6る法 条第年もの	715 2 - 50	(スーパー中枢港湾)	課税標準額		7	6	0												
	第 3 項	旧法附則第15条第27項	評価額	1/2	7	7	0										0		
2 正平定	おり頃	(指定会社等の特定用途港湾施 い)	課税標準額	1/2	7	8	0										0		
法成に改 附2よ正 タ則4る法		旧法附則第15条の3第2項	評価額		7	9	0		/		/			/		/			
条第年もの 1改の規 4正平定	第3項	(旅客会社等に係る基盤整備事 業)	課税標準額		8	0	0								/				21843

地	方と	公共団体コード表番号												
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	8							
							7							

都 道 府 県 名	静岡県
市町村名	静岡市

								(*	1)		(2)		(3	3)		(4)		(	5)
			目 等	特				宅	į t	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番号	루	宅	地	そ	の他	'	辰	1 E		16	ΠI	31	<b>淫</b>
	ת			4					(千円)		(千円)			(千円)			(千円)		(千円)
			≐亚 /邢 安百		9 0		0	12		22		32			42			52	
改	笠の頂	旧法第349条の3第23項	評価額課税標準額	1/3	0		0								_		_	/	
改 正 法	第2項	(農業・食品産業技術総合研究機 構)	評価額		0	3	0												
の			課税標準額	2/3	0		0												
規 定 に	77 . T	旧法第349条の3第31項	評価額		0	5	0										_		
	第4項	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/3	0	6	0										_		
よる	第5項	旧法第349条の 3 第32項	評価額	1/3	0	7	0												
も	为5点	(日勤単女王連転セノダー)	課税標準額	1/3	0	8	0												
の 平 成	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機	評価額	1/2	0	-	0												
成	7,50-7	性 / 野皮則 並 · 固勿土叩休灰目垤饿 – 基 /	木 化 示 干 识	.,_	1	0	0												
2			評価額	1/2	1	1	0												
3 年	第7項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	課税標準額		1		0												
改		(倉庫)	評価額課税標準額	7/8	1	3	0										_		
正注		旧法附則第15条第26項	=17 /邢 安百		1		0												
附	第8項	( 高齢者・障害者等の移動円滑化	課税標準額	2/3	1		0												
年改正法附則第		旧注附即第15条第21項	評価額		1	7	0												
9	第9項	(認定都市再生事業)	課税標準額	1/2	1	8	0												
条	<b>₩</b> 40.75	旧法附則第15条第35項	評価額	4./0	1	9	0												
	第10項	(指定特定重要港湾に係る港湾施	課税標準額	1/2	2	0	0						_						

地	!方と	2共2	団体:	<b>]</b> –	ド	表番号										
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	8									

都 道 府 県 名	静岡県
市 町 村 名	静岡市

									(1)			(2)			(3)		(4)		(	5)
			地 目 等		特 例				宅	圤	t	等		農	地	土	地	計	家	屋
X	分				例 率	行:	番号	3	è 地 (F	千円)	そ		他 (千円)	辰	(千円)		<u>т</u> в	(千円)	<i>3</i> V	<i>连</i> (千円)
法も改	第3項	旧法附則第15条第28項	評価	額(	3/4	9 2	1 0	12			22			32		42			52	
附を発		(大規模改良停車場建物等)	課税標	準額		2	2 0													
則成の	第4項	旧法附則第15条第36項	評価	額	1/2	2	3 0													
第2規	为节块	(PFI公共荷さばき施設)	課税標	準額	1/2	2	4 0													
第 2 定	第5項	旧法附則第15条第37項	評価	額	1/2	2	5 0													
1年に	和可與	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標	準額	1/2	2	6 0													
<sup>4</sup> 改よ	第6項	旧法附則第15条第54項	評価	額	1/4	2	7 0													
条正る	和0項	(鉄道再生事業)	課税標	準額	174		8 0													
成改 2 正		旧法第349条の3第25項	評価	額	1/2	2	9 0													
0 法		(日本電気計器検定所)	課税標	準額	1/2	3	0 0													
年の 改規		旧法第349条の3第26項	評価	額	1/2	3	1 0													
発達 発法に	第2項	(日本消防検定協会)	課税標	準額	1/2	3	2 0													
<sup>ボ</sup> 法に 附よ		旧法第349条の3第27項	評価	額	1/2	3	3 0													
則る		(小型船舶検査機構)	課税標	準額	1/2	3	4 0													
第も 1の		旧法第349条の3第28項	評価	額	1/2	3	5 0													
6平		(軽自動車検査協会)	課税標		1/2	3	6 0													

地	方と	2共2	団体:	<b>]</b> –	ド	表番号										
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	8									

都 道 府 県 名	静岡県
市町村名	静岡市

								(1)		(2)		(3	)		(4)		(!	5)
		t	也 目 等	特 例				宅	地	等		農	坦	土	地	計	家	屋
X	分			例   率	行	番号	=	宅 地		その他		712		_	-0		25.	
改る改			$\overline{}$		9	_	-	(千円	22	(千円)	32		(千円)	42		(千円)	52	(千円)
正も正	95 4 JU	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	3	7	0											
を附平の	212 X	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額		3	8	0				_							
第1定	第5項	旧法第349条の3第40項	評 価 額	1/6	3	9	0				_							
0年よ	カリ坎	(自動車安全運転センター)	課税標準額	170	4	0	0											
年改		旧法第349条の 3 第28項	評 価 額	1/3	4	1	0				_							
正 改法 正の		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/3	4	2	0				1							
地規 法定		旧法第349条の 3 第29項	評 価 額	1/3	4	3	0											
<sub>7/+</sub> に	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	4	4	0											
り 則る も	为り块	旧法第349条の 3 第30項	評 価 額	1/3	4	5	0				_							
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	170	4	6	0											
1 平 8 成		旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	4	7	0											
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	170	4	8	0											39,088
第則年の 第改平 2 1 正成	平に正	旧法附則第15条第19項	評価額	1/2	4	9	0									0		
	1るの	(指定法人等大規模外貿埠頭)	課税標準額	1/2	5	0	0									0		

地	方と	2共2	団体:	<b>]</b> –	ド	号	
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	8
_							

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

									(1			(2)		(	(3)		(4)		(5	5)
	_		地	等	特 例	<b>/=</b>	<del></del>		宇		也	等		農	地	土	地	計	家	屋
X	分				率	1 J	行番号		宅	地 (千円)	そ		也 千円)		(千円)			(千円)		(千円)
平改				評 価 額	<u>+</u> π /π +	9 5	1	0	12		22			32		42			52	61
成正		旧法第349条6		課税標準額	1/3	5	2	0												
7 法 年		(農業・生物	系特定産業事業研究機構)	評加額	1/6	5	3	0												
での改			課税標準額	., 0	5	4	0													
正規			評価額	1/6	5	5	0													
法定	第3項		課税標準額		5	6	0													
附に		旧法第349条6 (日本消防検		評価額 課税標準額	1/6	5 5	7	0					_							
則よ	:	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	D 2 等201百	評価額		5	9	0					_							
第る			課税標準額	1/6	6	0	0					_								
1 2も		旧法第349条6		評価額	4/0	6	1	0												
条の		(軽自動車検	<b>査協会)</b>	課税標準額	1/6	6	2	0												
		合	計	評価額		6	3	0	ţ	5,624,059		84	,976		0		5,7	09,035		
	77 A7 A			課税標準額	<u>/_</u> ,	6	4	0	;	3,513,823		59	,388		0		3,5	573,211	;	3,303,547
	第条第 7 の 2	2 B付	市街化区域農地としての評		/	6	5	0										0		
	項 5 9	9 則	徴収猶予分に相当する課税		<u>/</u>	6	6	0										0		
	第条第		市街化区域農地としての評	価額		6	7	0										0		
	項 5 9	9 則	徴収猶予分に相当する課税	.標準額		6	8	0										0		
	第条 項1の	第法	市街化区域農地としての評	価額	/	6	9	0										0		
		9 則	減額分に相当する課税標準	額		7	0	0										0		
		第法	市街化区域農地としての評	価額		7	1	0										0		
	項 1 の 7 5	9則	減額分に相当する課税標準	額		7	2	0										0		

地	方と	大団体コード 表番号											
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	8						

都 道 府 県 名	静岡県
市 町 村 名	静岡市

						(	(1)		(2)			(3)		(4)		(	5)
	地 目 等	特				DI	È t	也	等		<b>E</b>	豊 地	土	地	計	家	屋
区分		例 率	行	番	号	宅	地	そ	の	他	F	長 □ □		16	āΙ	31	<b>崖</b>
		<del>**</del>					(千円)			(千円)		(千円	1)		(千円)		(千円)
例家つ除当に土域へ 5 措屋た区 係地外課 5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	3	0	12		22			32		42		0	52	61
置特屋地な域税 6 5 法 に及っ 外 免項 5 附 の 係びた 外 条 ( 条 則 措る家土と区課第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	4	0										0		
置特屋地域の 5 法 一	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	5	0										0		
置る用被災日15法 ) 特地災に本項6附 例に住よ大へ条則 措係宅る震東第第	減額分に相当する課税標準額		7	6	0										0		
置る用代よ大(15法 )特地替る震東06附 例に住被災日条則 措係宅災に本項第第	減額分に相当する課税標準額		7	7	0										0		
置係代に日15法 ) る替よ本16 特家る大項	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	8	0						_						4,667
特家る大項条則 例屋被震へ <sup>条</sup> 則 措に災災東第第		1/3 減額	7	9	0												

地	方と	大団体コード 表番号											
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	8						

都 道 府 県 名	静岡県
市町村名	静岡市

						('	1)		(2)		(	3)		(4)		(5	5)		
	地目等	特						宇	į t	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区分		例 率	行	番	号	宅	地	そ	の	他	辰	16		16	ΠI	31	<b>座</b>		
		平					(千円)			(千円)		(千円)			(千円)		(千円)		
特住に内住15法 例宅係住困36附 措用る宅難項( 置地代用区 の替地域居第第	減額分に相当する課税標準額		8	0	0	12		22			32		42		0	52			
置の付住15法 の代家困46所 特替屋難項条則 例家に区(	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	1	0														
措屋係域居第第		1/3 減額	8	2	0	/													
第1法第則年の定改 36附2第改平に正 項条則(1正成よ法 の則(2法2るの 2第旧条附5も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	3	0				/					/					
15法第則年の定改 36附4第改平に正 項条則(4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額		8	4	0										0				
15法第則年の定改 46附5第改平に正 項 所項1正成よ法 )条則(4法2るの	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3	8	5	0	/		_			/		_						
第第旧条附 4 も規		減額	8	6	0														
第1法1則年の定改 36附1第改平に正 項条則(条法2るの の則(条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	7	0			/	/					/					
第1法1則年の定改 46附2第改平に正 項条則(9正成よ法)の則(条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	8	0				/					/					
第1法第則年の定改 16附7第改平に正 0条順11正成よ法 項の則(4法2るの	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3	8	9	0		<u> </u>					<u> </u>							
與の別へ 4 法 2 るの 2 第旧条附 2 も規		減額	9	0	0														

地	方包	2共2	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	器号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	98

#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
		区    分	行	番	믁	納税義務者		積	決定価格		筆 数
			1,7	ш.		(人)		千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	/J\	負担水準1.0以上	90	1	0	70,469	<sup>24</sup> 1	3,562	<sup>39</sup> 759,121,797	253,040,599	<sup>39</sup> 117,1 <sup>80</sup>
i	_	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	78,061	1	4,408	1,229,630,799	409,876,933	118,164
i	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	4,162		703	75,318,038	24,714,946	6,004
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	727		122	13,643,419	4,213,084	1,041
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	234		44	4,462,329	1,303,013	286
i		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	331		58	5,005,759	1,384,324	459
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	61		13	2,085,793	542,942	94
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	14		2	130,113	31,603	19
i	宝	負担水準0.6以上0.65未満	0	_	0	6		2	148,451	32,543	8
i	U	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	10		2	100,254	21,107	13
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	6		1	69,771	13,268	10
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	1			6,387	1,135	1
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	2			17,936	2,907	6
	٠٠	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
宅		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0						
i		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0						
i		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
	1	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0						
i	人	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
i	$\overline{}$	負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	154,084			2,089,740,846		243,277
		負担水準1.0以上	2	3	0	908		480	26,887,883	8,962,628	2,356
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	1,235		604	58,614,523	19,538,174	2,815
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	144		44	6,242,548	2,046,428	272
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	18		8	2,671,688	829,945	36
	1++	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	9		6	897,739	261,914	19
	榠	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	6		6	1,003,354	279,385	8
<b>∔</b> ₩	<i>1</i> →	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	3		1	94,839	24,929	4
地	1±	<u>負担水準0.65以上0.7未満</u>	3	0	0					0.4	
	-	<u>負担水準0.6以上0.65未満</u>	3	1	0	1			93	21	1
	七	<u>負担水準0.55以上0.6未満</u>	3		0						
	用	<u>負担水準0.5以上0.55未満</u>	3								
	Ж	<u>負担水準0.45以上0.5未満</u>	3		0						
	地	<u>負担水準0.4以上0.45未満</u>	3	5	0						
	地	<u>負担水準0.35以上0.4未満</u>	3		0						
	$\overline{}$	<u>負担水準0.3以上0.35未満</u>	3	7	0						
		負担水準0.25以上0.3未満	3		0						
		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0						
	14	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0						
	人	<u>負担水準0.05以上0.15木満</u>   負担水準0.05以上0.1未満	4		0					-	
		<u>貝担水準0.05以上0.1木満</u>   負担水準0.05未満	4	3	0						
	$\overline{}$		<del>l</del>						<i>}</i>	†î	
		計	4	4	0	2,324		1,149	96,412,667	31,943,424	5,511

地	地方公共団体コード										
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 5	98				

#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		⊠ 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 (筆)
		負担水準1.0以上	94	5	0	18,300	24 2,616	30	54	` ' '
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4		0	14,764	1,821	140,851,787	93,901,191	25,858
		負担水準0.9以上1.0木洞   負担水準0.9以上0.95未満	4		0	6,713				10,929
	般	<u>負担水準0.85以上0.95米</u>      <u>負担水準0.85以上0.9未満</u>	4		0	209				356
		負担水準0.8以上0.9末周   負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	49				68
	住	負担水準0.75以上0.83末海    負担水準0.75以上0.8末満	5	0	0	28			139,949	61
	-	負担水準0.73以上0.75未満	5	1	0	14		109,961	57,498	21
		負担水準0.7以上0.73水洞   負担水準0.65以上0.7未満	5		0	2		109,901	25	
	_	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	1		65		1
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	5		21,027	9,024	Ω
	用	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	2		7,350	2,719	
		負担水準0.45以上0.5未満	5		0			7,000	2,710	
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0					
		負担水準0.35以上0.4未満		8	0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5		0					
		負担水準0.25以上0.3未満		0	0					
		負担水準0.2以上0.25未満			0					
		負担水準0.15以上0.2未満		2	0					-
		負担水準0.1以上0.15未満	6		0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
		負担水準0.05未満	6	5	0					
	•	<u></u> 計	6	6	0	40,087	5,355	<sup>1C</sup> 355,522,620	<sup>&amp;</sup> 236,004,145	72,168
l 1			6	7	0	223	43	2,194,449	1,462,966	482
		<u>負担水準0.95以上1.0未満</u>		8	0	248		, ,	1,991,999	498
		負担水準0.9以上0.95未満	6		0	91		, ,	693,324	149
		<u>負担水準0.85以上0.9未満</u>	7		0	5		95,470		14
		<u>負担水準0.8以上0.85未満</u>	7	1	0	3		18,407	10,711	3
		負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	•		10, 101	.0,	
	住	<u>負担水準0.7以上0.75未満</u>	7	3	0	1		11	6	1
地		会セッキo cell Lo 7キ港	7	4	0					
	宅	負担水準0.63以上0.7木綱 負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0					
		<b>負担水準0.55以上0.6未満</b>	7	6	0					
		負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0					
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
		負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0					
		負担水準0.3以上0.35未満	8		0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0					
	14	負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	8		0					
	^	負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0					
		計	8	8	0	571	80	<sup>ta</sup> 6,352,323	<sup>Φ</sup> 4,218,826	1,147
		H1	Ŭ	ľ	U	371	- 03	0,002,020	7,210,020	1,177

地	方么	۲	表番号				
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 6	08

# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区    分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	商	負担水準0.7超	90	1	0	10,331	3,981	<sup>39</sup> 214,502,969	<sup>54</sup> 150,152,078	<sup>69</sup> 20,992
	業	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	10,478	3,379	286,559,498	195,229,074	19,205
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	2,763	938	102,408,520	64,440,709	4,746
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	349	125	17,045,840	10,227,504	551
		負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	44	13		579,215	70
	韭	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	3		21,207	10,935	3
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	2	2	68,442	32,164	14
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	1		2	1	1
	宅	<u>負担水準0.3以上0.35未満</u>	0	9	0					
	用	<u>負担水準0.25以上0.3未満</u>	1	0	0					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0					
	/⊞	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	1	3	0					
		<u>員担小学0.05以上0.1米/  </u>     負担水準0.05未満	1	<u>4</u> 5	0					
	人		-					H	7)	
	)	計	1	6	0	23,971	8,438			45,582
	商	負担水準0.7超	1	7	0	2,109	7,940	272,623,164	190,603,717	9,552
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	2,351	3,405	282,218,628	191,221,013	8,121
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	696	1,079	122,983,629	77,061,273	2,121
	等	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	129	245	38,935,812	23,361,487	380
		負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	15	22	1,558,848	913,147	37
	( :	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	4	1	124,159	65,998	8
地	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	1	1	13,852	6,489	4
	住	<u>負担水準0.35以上0.4未満</u>	2	4	0					
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	4	4	40.005	0.000	4
	用	<u>負担水準0.25以上0.3未満</u> 負担水準0.2以上0.25未満	2	6	0	1	1	18,065	6,069	1
	地	頁担水準0.2以上0.25末滴   負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
	•	<u>員担水準0.13以上0.2米</u>      負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
	2+	<u>  5月27年0.15年7</u>   <u>6月21</u> 水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
	法	<u>員担小年0.05以上0.1不満</u>   負担水準0.05未満	3	1	0					
	人)	<u>員担小年0.00木凋</u> 計	3	2	0	5,306	12 60/	<sup>131</sup> 718 476 157	<sup>l∄</sup> 483,239,193	20,224
						5,300	12,094	710,470,107	+00,200,190	20,224
	160行》	とび320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0					



# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	문	納税義務者	地積、	決定価格	課税標準額	筆 数
		·	' '	ш		(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	2	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	93	4	0	89,900	16,701	<sup>39</sup> 916,192,827	<sup>54</sup> 348,791,992	<sup>69</sup> 154,867
	_	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3	5	0	12,440		487,126,133		30,544
抴	Ь	税負担据置のもの	3	6	0	16,288	8,801	794,170,275	527,952,069	34,193
	5	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	3	7	0	107,715	19,219	1,690,597,226	653,755,816	168,305
計	Į.	負担水準0.2未満	3	8	0	0	0	0	0	0
ā	I	計	3	9	0	226,343	<sup>‡</sup> 56,642	<sup>3</sup> ,888,086,461	<sup>t)</sup> 1,871,255,672	<sup>387</sup> ,909
	宅	負担水準0.7超	4	0	0	4,842		55,151,868	38,606,308	8,096
	七	負担水準0.65以上0.7以下	4	1	0	4,712		84,455,445		7,231
	地	負担水準0.6以上0.65未満	4	2	0	1,362	332	32,797,284		1,896
そ		負担水準0.55以上0.6未満	4	3	0	147	37	4,514,283		225
-	比	負担水準0.5以上0.55未満	4	4	0	43	7	463,940		54
	準	負担水準0.45以上0.5未満	4	5	0	7	2	75,576	39,781	8
	_	負担水準0.4以上0.45未満	4	6	0					
_	土	負担水準0.35以上0.4未満	4	7	0					
の	ᅫ	負担水準0.3以上0.35未満	4	8	0					
	地	負担水準0.25以上0.3未満	4	9	0					
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	5	0	0					
	l	負担水準0.15以上0.2未満	5	1	0					
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	5	2	0			_		·
.	,	負担水準0.05以上0.1未満	5	3	0					
	^	負担水準0.05未満	5	4	0					
	)	計	5	5	0	11,113	2,635	177,458,396	119,710,115	17,510

爿	かった	表番号					
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 6	18

#### 第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

						(1)	(2	2)	(3)	(4)		(5)
		区    分	<b>%</b> =	番	므	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		Δ π	1 J	笛	5	(人)		(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	宅	負担水準0.7超	90	1	0	12 488	24	654	<sup>39</sup> 19,700,180	<sup>54</sup> 13,710,390	69	2,829
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0		0	538		568				2,107
	l	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	204		780	42,510,959	24,938,498		1,867
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	34		44	8,022,007	4,813,204		63
	進	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	7		3	250,055			11
	-	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	2			24,731	13,097		3
	土	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0							
	101.	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0							
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	1			14,686	5,251		1
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	2		1	19,601	6,586		2
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0							
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
	١.	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	_ ^	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0							
		計	1	6	0	1,276		2,050	100,955,990			6,883
		負担水準1.0以上	1	7	0	641		495	18,611	18,611		1,280
		負担水準0.95以上1.0未満	1	8	0	1						1
の	宝	負担水準0.9以上0.95未満	1	9	0	1			147	147		1
	以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2	0	0							
		只三小午0.0次上0.00水洞	2	1	0							
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2	2	0							
	_	負担水準0.7以上0.75未満	2	3	0							
	<u>ን</u> ቦ	<u>負担水準0.65以上0.7未満</u>	2	4	0							
	l		2	5								
	比	負担水準0.55以上0.6未満	2	6	0							
	മ	負担水準0.5以上0.55未満	2	7	0	1			2	! 1		1
	"	<u>負担水準0.45以上0.5未満</u>	2	8	0							
他	準	<u>負担水準0.4以上0.45未満</u>	2									
		負担水準0.35以上0.4未満		0	0							
	土	負担水準0.3以上0.35未満	3	1	0							
	+	負担水準0.25以上0.3未満	3	2	0							
	_	負担水準0.2以上0.25未満	3	_	0							
		負担水準0.15以上0.2未満	3	4	0							
	+ 地地	<u>員担水準0.18以上0.2木</u>	3		0							
	ᄺ	只是小平0.00以上0.1水闸		6	0							
		負担水準0.05未満	3	7	0							
		計 		8	0	644		495				1,283
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3		0	90,541		17,196				156,147
<b>1</b>	<u>`</u>	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4	0	0	17,770		13,731	561,978,181	393,072,493		41,469
	•	税負担据置のもの	4	1	0	23,104		11,582	984,347,734			47,294
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4	2	0	107,961		19,313				168,675
言	t	負担水準0.2未満	4	3	0	0	+	0	(		Hh.	0
		計	4	4	0	239,376	t	61,822	4,166,519,607	2,055,251,430	75	413,585
ь		<u> </u>										

地	方么	۲	表番号				
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 6	28

# 第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都:	道系	見	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X	分	<b>ź</b> ∓	番	号	納税義務者	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
		<u> </u>	73	11	Ħ	ר	(人)		(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
_	本貝	削による ( 価格の3分の2 )	課税がなされたもの	90	1	0	12	24		39		54	69	80
般		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0								
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0								
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0								
街	上		負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0								
	上記以		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0								
化			負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0								
X	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0								
域			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0								
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0								
農			負担水準0.1未満	1	1	0								
地			計	1	2	0	φ 0	አ	0	6	0	0	3	0
	本貝	則による課税がなされたも	<b>0</b>	1	3	0								
_		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0								
介	⊢	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0								
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0								
在	記		負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0								
	пС		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0								
	N		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0								
農	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0								
	LI		負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0								
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0			•		•			
ی			負担水準0.1未満	2	3	0								
			計	2	4	0	0		0		0	0		0

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 2 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 6 \end{bmatrix}$	地	5公	共区	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	昏号
	12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 6	28

# 第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

							(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		X	分	<b>/=</b>	<del></del>	묵	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>IZ</u>	מ	17	番	5	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	本貝	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	.o	<sup>9</sup> 2	5	0	1,405	2,072	209,479	<sup>54</sup> 209,479	69	4,765
l _		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2	6	0						
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2	7	0						
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2	8	0						
般	l <sub>⊢</sub>		負担水準0.6以上0.7未満	2	9	0						
	上記以		負担水準0.5以上0.6未満	3	0	0						
	以		負担水準0.4以上0.5未満	3	1	0						
農	外	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	2	0						
			負担水準0.2以上0.3未満	3	3	0						
			負担水準0.1以上0.2未満	3	4	0						
地			負担水準0.1未満	3	5	0						
			計	3	6	0	1,405	2,072	209,479	209,479		4,765
	本貝	川による課税がなされたも	o O	3	7	0	1,405	2,072	209,479	209,479		4,765
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0	0	(	0	0		0
	上	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0	0	(	0	0		0
合		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0	0	(	0	0		0
	記		負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0	0	(	0	0		0
	HO.		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0	0	(	0	0		0
	INI		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0	0	(	0	0		0
±1	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0	0	(	0	0		0
計	<b>6</b> 1		負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0	0	(	0	0		0
	外		負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0	0	(	0	0		0
			負担水準0.1未満	4	7	0	0	(		ŭ		0
			計	4	8	0	1,405	n 2,072	209,479	ゎ 209,479	を	4,765

地	地方公共団体コード表番号										
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	7				

#### 第97表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

都道	原 原	名	静岡県
市	订 村	名	静岡市

		(1) (2)	(3) (4)	(5) (6)	(7)	(8)	(9)
地 目 等	行 番 号	特例率 (参酌基準)	特例率 (条例で決める割合)	宅 地 等       宅 地 そ の 他       (千円)	農 地 ) (千円)	土地計 (千円)	家屋(千円)
法 附 則 第 15 条 第 18 項 評 価 額 (都 市 利 便 施 設 )	9 1 0	12 15	12 15	18 28	38	48	58
都市再生緊急整備地域課稅標準額	0 2 0	3 5					
法附則第15条第18項 評価額	0 3 0						
(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域課税標準額	0 4 0	1 2					
法 附 則 第 15 条 第 36 項 評 価 額	0 5 0						
(備蓄倉庫)課税標準額	0 6 0	2 3	2 3				0

# 4 償却資産

地	方亿	]共	]体:	<b>]</b> –	ド	表習	番号						
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 6	98						

# 第69表 納税義務者数に関する調

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

					(1)		(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの(ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	6,519		30 38 1,285
法	人	0	2	0		14,329	7,930	6,399
合	計	0	3	0		20,848	13,164	7,684

地	方の	2共公	]体:	<b>¬</b> –	۲	表習	臂
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 7	08

# 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

										(1)				(2)			(3)		(4	·)	
	種	;	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	の 以外の		訳 (口) (千円)
市町	構	築		物	90	1	0	12		117,	526,226	25		10	5,43	6,084	7,710,061	51		97,72	26,023
村長	機械	及 7	ゾ 岩	長 置	0	2	0			161,	324,221			156	6,04	8,207	6,645,351			149,40	02,856
が価格	船	}	舶		0	3	0			2,	512,792				1,31	7,941	1,046,128			27	71,813
格等を決定	航	空		機	0	4	0				206,395				20	6,395	0			20	06,395
決定	車両	及び	運	搬具	0	5	0			3,	622,865			;	3,61	2,011	10,885			3,60	01,126
した	工具,	器具	及て	が備品	0	6	0			79,	077,348			79	9,04	8,414	57,496			78,99	90,918
もの	小	١	計	(八)	0	7	0			364,	269,847			34	5,66	9,052	15,469,921		;	330,19	99,131
法十 第九	総務大日 定し,	配分	した	こもの	0	8	0			255,	164,984			219	9,46	4,967					
三条	道府県第 決定し	印事が ,配分	が価な うして	格等を たもの	0	9	0			2,	806,496			2	2,69	4,380					
百関八係	小	١	計	(=)	1	0	0			257,	971,480			222	2,15	9,347					
	l3条第1項 が価格等を				1	1	0				0					0					
合計	(八) +	(=	) +	(ホ)	1	2	0			622,	241,327			567	7,82	8,399					
同内	市町	村分	分(	の額	1	3	0							56	7,82	8,399					
上訳	道府	県分	分(	の額	1	4	0									0					

地	方の	2共公	表習	<b>肾号</b>			
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 7	18

# 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

									(	1)				(2)					(3)					(4)	
								決	定	価	格	課	ŦH	標	淮	安百	調報			標	準	額	の	内	訳
	種		類		行	番	号	八	Æ	ΊЩ	伯	林	税	信示	準	額	┃課稅 ┃適田	標準(を受し	か特 ナス	りがました。	え定の(イ)	(1	)以外	のも	の(ロ)
											(千円)					(千円)	旭川	C X 1	, 0	0 0,	<b>(</b> 千円)	)			(千円)
市町	構	至	Ř.	物	90	1	0	12		3,	812,000	25			3,74	5,412	38			13	3,176	51		3	,612,236
村長	機械	及	び	装 置	0	2	0			1,	801,398				1,66	5,246				27	2,302	2		1	,392,944
が価格	f	铅	f	铂	0	3	0				395,673				20	2,519				19	3,155	5			9,364
格等を	航	2	Ē	機	0	4	0				0					0					C	)			0
決定	車両	及て	<b>ゞ</b> 運	搬 具	0	5	0				16,371				1	6,371					(	)			16,371
し	工具,	器具	₹及	び備品	0	6	0			1,	455,915				1,45	0,431				1	0,968	3		1	, 439 , 463
たもの	1	J۱	言	† (ハ)	0	7	0			7,	481,357				7,07	9,979				60	9,601			6	,470,378
法十 第九	総務大 定し,	臣が配り	価格分し	§等を決 たもの	0	8	0				0					0					_				
三条	道府県 決定し	知事 ,配	が 個 分 し	T格等を たもの	0	9	0				0					0									
百関 八係	1	J۱	言	† (=)	1	0	0				0					0									
				より道府 もの(ホ)	1	1	0				0					0									
合計	(八) -	+ (=	= )	+ (ホ)	1	2	0			7,	481,357				7,07	9,979			_						
同内	市町	村	分	の額	1	3	0				<del></del>				7,07	9,979			_		_				
上訳	道府	!	分	の額	1	4	0									0									

地	方包	2共公	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	皆号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 7	28

# 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(	(1)				(2)				(3)					(4)	
	12	345	=			_	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課 課税標準	税	標	準定の	額	の	内	訳
	種	類	Į	汀	番	号		,_			<b>4</b> 710	170	1731			適用を受	きける	5 ± σ.	(イ)	(1	) 以外	のもの	)(D)
市	構	 築	物	90	1	0	12		113	<u>(千円)</u> 714,226	25		10		(千円) 0,672	38		7 57	<u>(千円)</u> 6,885	51		94 -	(千円) 113,787
村	11-5				ı.	"			110,	7 1 1,220				,,,,,	0,012			1,01	0,000			01,	
村長が	機械	及 ひ	、 装 置	0	2	0			159,	522,823			15	54,38	2,961			6,37	3,049			148,0	009,912
価	舟	n D	舶	0	3	0			2,	117,119				1,11	5,422			85	2,973			4	262,449
格等を	航	空	機	0	4	0			:	206,395				20	6,395				0			2	206,395
決定	車両	及び	運 搬 具	0	5	0			3,	606,494				3,59	5,640			1	0,885			3,5	584,755
し	工具,	器具及	ひ 備 品	0	6	0			77,	621,433			7	7,59	7,983			4	6,528			77,	551,455
たもの	/J	١	計 (八)	0	7	0			356,	788,490			33	88,58	9,073			14,86	0,320			323,7	728,753
法十 第九			格等を決 √たもの	0	8	0			255,	164,984			21	9,46	4,967								
三条	道府県: 決定し	知事が ,配分	価格等を したもの	0	9	0			2,	806,496				2,69	4,380								
百関八係	力	١	計 (二)	1	0	0			257,	971,480			22	22,15	9,347								
			こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(八) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			614,	759,970			56	60,74	8,420								
同内	市町	村分	の額	1	3	0				<del></del>			56	60,74	8,420								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0			_			_			0				_		_		

地	方包	2共公	]体:	<b>-</b>	7	表都	<b>肾号</b>
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	3

## 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

							(1)		(2		(3)			(4)			(5)		(6)		(7)			(8)	
						決	定	価 格	課	税材	票準 <u>(B)</u>	課		標準		決	定值	格			準 <u>(</u> B				準額
		区 分	行	番	号				の !	持化	列率 (C)	(A)	×	(B)	(D)					<u> 例</u>	率 (C	) (A	) ×		(D)
							( A )	(千F			(C)			(C)	(千円)		( A )	(千円)	(B)		(C)			(C)	(千円)
	第1項	(送電用資産・電気事業用)	0	1	0	12			0 25	1	27	29			0	42		0	55	2 57		3 59			0
法		(変電所・電気事業用)	0	2	0					3	4									3		5			
	第 2 項	(新線構築物)	0	3	0					1	3									2		3			
l		(新線立体交差化施設)	0	4	0					1	6									1		3			
第	第 3 項	(ガス事業用資産)	0	5	0		17,0	675,62	0	1	3			5,89	1,873		3,73	3,369		2		3		2,4	88,913
	第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)	0	6	0		:	213,15	0	1	2			10	6,575										
≡	第 5 項	(外航船舶)	0	7	0		:	223,08	5	1	6			3	7,181										
_		(準外航船舶)	0	8	0					1	4														
	第 6 項	(内航船舶)	0	9	0		2,0	017,89	4	1	2			1,00	8,947	•									
百	第 7 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3 との連乗後))	1	0	0					1	6														
	第 8 項	(国際路線用航空機)	1	1	0					1	5									2	1	5			
四			1	2	0					1	10														
	第 9 項	(離島路線用航空機)	1	3	0					1	3									2		3			
+		(小型離島航空機)	1	4	0					1	4														
	第 10 項	(日本放送協会)	1	5	0		1,2	284,93	6	1	2			64	2,467										
	第 11 項	(日本原子力開発機構)	1	6	0					1	3									2		3			
九	第 13 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	7	0					1	6									1		3			
	第 14 項	(青函・本四 鉄道施設)	1	8	0					1	6														
		(青函・本四 新線構築物)	1	9	0					1	18									1		9			
条		(青函・本四 新線立体交差化施設)	2	0	0					1	36									1	1	8			
		(青函・本四 変・送電用資産)	2	1	0					1	8									1	1	0			
၈	第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2	2	0					1	6									1		3			
0)			2	3	0					2	3									5		6			
	第 16 項	(宇宙航空研究開発機構)	2	4	0					1	3									2		3			
≡	第 17 項	(海洋研究開発機構)	2	5	0					1	3									2		3			
	第 18 項	(熱供給事業用資産)	2	6	0					1	3									2		3			
	第 19 項	(水資源機構)	2	7	0					1	2									3		4			

地	方の	2共公	]体:	<b>]</b> –	7	表都	<b>昏号</b>
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	3

### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

							(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
		区分	行	番	号	決	定 <b>f</b> (A)	西格 (千円)	課税 の特 (B)	標 準 <u>(B)</u> 例 率 (C) (C)	課 (A)	税 標 準 額 × <u>(B)</u> (D) (C) (千円	決定価格 (A) (千円)	課税 の特 (B)		(A) ×	標 準 額 (B)_ (D) (C) (千円)
法	第 20 項	(特定地方交通線)	9 2	8	0	12		( /	<sup>25</sup> 1	27 4	29	(2)	42	55	57	59	71
		(新線構築物)	2	9	0				1	12				1	6		
第		(新線立体交差化施設)	3	0	0				1	24				1	12		
		(河川事業鉄軌道用資産)	3	1	0				1	24				1	12		
三			3	2	0				1	6				5			
l _		(変・送電用資産)	3	3	0				3	16				3	20		
百		(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3	4	0			36,775	1	3		12,258	3	2	3		
		(科学技術振興機構)	3	5	0				1	2							
四		(関西国際空港㈱)	3	6	0				1	2							
+		(特定鉄道路線構築物)	3	7	0				1	4				1	2		
'		(信用協同組合等)	3	8	0				3	5							
九	第 27 項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	3	9	0				3	4				3	5		
/ 6		(中部国際空港㈱)	4	0	0				1	2							
条	第 29 項	(外国貿易用コンテナー)	4	1	0				4	5							
	第 30 項	(家庭的保育事業)	4	2	0				1	2							
の	第 31 項	(居宅訪問型保育事業)	4	3	0				1	2							
	第 32 項	(事業所内保育事業)	4	4	0				1	2							
Ξ	第 33 項	(認定生活困窮者就労訓練事業)	4	5	0				1	2							
	第 34 項	(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	4	6	0				1	3		<del></del>		2	3		

地	方包	2共公	]体:	<b>]</b> –	7	表都	<b>昏号</b>
2	2	1	0	0	7	7	3

## 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

						(1			(2)	(3)			(4)			(5)		(6)	(7)			(	(8)	
	区分	行	番	号	決		価 柞		課税の特	標準 <u>(</u> E 例率 (C		課 税 A) ×	(B)			定価		の特	標 準 例 率	(C)	課 (A)	× _(	(B)	額 (D)
	T	_			40	( A	) <b>(</b> Ŧ		(B)		0		(C)	(千円)		(A) (=	千円)				50	(	(C) (	(千円)
法	旧第13項 (立体交差化施設)	4	7	0	12				25 -	27	- 2	9			42			55	57		59			/1
法	旧第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4	8	0					2		3							4		5				
l	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	4	9	0					1		2													
第	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	5	0	0					1		3													
	旧第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	5	1	0					1		3							2		3				
Ξ		5	2	0					1		6													
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	5	3	0					1		3							1		6				
百		5	4	0					1		2													
	旧第26項 (日本消防検定協会)	5	5	0					1		3							1		6				
四		5	6	0					1		2													
_	旧第27項 (小型船舶検査機構)	5	7	0					1		3							1		6				
+		5	8	0					1		2													
'	旧第28項 (軽自動車検査協会)	5	9	0				263	1		3			1,754				1		6				
١.		6	0	0			,	592	1		2			296										
九	旧第30項 (情報通信研究機構)	6	1	0					1		3							2		3				
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	6	2	0					1		6							1		3				
条	旧第32項 (高圧ガス保安協会)	6	3	0					1		3							1		6				
		6	4	0					1		2													
の	旧第32項 (自動車安全運転センター)	6	5	0					1		6							1		3				
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6	6	0					1		2													
Ξ	旧第34項 (有線放送電話業務用資産)	6	7	0					1		6							1		2				
-		6	8	0					2		3													
	合 計	6	9	0		21,	457,	315	-		-		7,7	01,351		3,733,	369	-		-			2,488	,913

地	方を	)共区	]体:	<b>]</b> –	ド	表習	号
2	2	1	0	0	7	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

						(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
			,_			決定化	西格	課税	標準 (B)		税標準額	決定価格			課税標準	
		区 分	汀	番	号	(A)	(T III)		例	(A)	× <u>(B)</u> (D) (C) (千円)	(A) (TIII)	の特	例		(D)
-	第 1 陌	(倉庫等)	9			12	(千円)	(B) 25	(C) 27	29	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C) 57	59	(千円)
	和「块	(后件寸)	0	1	0			1	2			29,582	3	4	22	2,187
			0	2	0			7	8							
法	第 2 項	(公共の危害防止施設等)	0	3	0	5	09,969	1	6		84,994	513,328	1	3	171	1,109
			0	4	0			2	3			4,878	1	2	2	2,439
			0	5	0			3	4							
附寸	1号(地	域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	6	0		272	-	-		91					
113	2号(地	域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	7	0			-	-							
	3号(地	域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	8	0			-	-							
l	6号(地	域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	9	0			-	-							
則	第 3 項	(国内路線用航空機)	1	0	0			2	3				2	5		
			1	1	0			3	8				1	4		
	第 5 項	(沖縄電力㈱)	1	2	0			2	3							
第		(沖縄電力㈱) 変・送電用資産)	1	3	0			2	9				4	9		
			1	4	0			2	5				1	2		
	第 6 項	(大規模地震防災応急対策用資産)	1	5	0			2	3							
	第 7 項	(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	6	0			1	2				3	5		
+	第 8 項	(雨水貯留浸透施設)	1	7	0			1	2			7,878	2	3	5	5,252
	(地域)	央定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	8	0			-	-							
	第 11 項	(低公害車燃料等供給施設)	1	9	0			2	3							
五	第 12 項	(国際船舶)	2	0	0			1	18							
	第 13 項	(特定鉄道事業譲受資産)	2	1	0			1	2							
		(新線構築物)	2	2	0			1	6				1	3		
条		(立体交差化施設)	2	3	0			1	12				1	6		
ホ		(河川事業鉄軌道用資産)	2	4	0			1	12				1	6		
			2	5	0			1	3				5	12		
		(変・送電用資産)	2	6	0			3	8				3	10		

地	方公	(共区	]体:	<b>]</b> –	ド	表習	号
1 2	2	1	0	0	7	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	
			_		決定価格			課税標準額						
	区    分	行	番	号	(A) (T.E)			$(A) \times (B) (D)$	(A) (T.III)	の特	例率 (C)	(A)		
	第 14 項 (鉄道車両安全向上設備)	q			(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	59	(C)	(千円)
	另   4 項 (	2	7	0	81,290	1	2	40,645						
		2	8	0	680,198	1	3	226,733						
	第 15 項 (低床車両)	2	9	0		1	4			1	3			
法	第 16 項 (新造車両)	3	0	0		1	2			2	3			
	为 10 块 (新足羊间)	3	1	0		3	5							
	第 17 項 (PFI公共施設)	3	2	0		1	2							
	第 18 項 (都市利便施設)	3	3	0		1	2			3	5			
附	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	4	0		-	-							
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	3	5	0		-	-							
	第 19 項 (成田国際空港㈱)	3	6	0		5	6							
	第 20 項 (国立大学校舎)	3	7	0		1	2							
則	第 21 項 (都市鉄道利便増進施設)	3	8	0		2	3							
	第 22 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3	9	0		1	2			3	5			
	第 23 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	4	0	0	175,693	3	5	105,416						
	第 24 項(鉄道事業再構築事業)	4	1	0		1	4	<u> </u>						
第	第 25 項 (バイオ燃料製造設備)	4	2	0		1	2							
ਨਾ	第 27 項 (特定特殊自動車)	4	3	0		3	5			1	2			
	第 28 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	4	0		1	2			2	3			
	第 29 項 (津波対策に資する港湾施設等)	4	5	0		1	2							
	第 31 項 (津波避難施設等)	4	6	0		1	2							
+	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	7	0		-	-							
	第32項 (移動等円滑化のための設備)	4	8	0		2	3							
	第33項 (再生可能エネルギー発電設備)	4	9	0	6,401,884	2	3	4,267,923						
	第34項(熱電併給型動力発生装置)	5	0	0		5	6	, ,						
Ŧ	第 35 項 (鉄道耐震補強設備)	5	1	0		2	3							
	第 37 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	5	2	0		2	3							
	第38項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	5	3	0		3	4							
	第 39 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	4	0		-	-							
条	第 40 項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	5	0	_	-	-							
	第 41 項 (国家戦略特区)	5	6	0		1	2	_						
	第 42 項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	5	7	0		4	5							
	第 43 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	5	8	0		2	3							
	合 計	5	9	0	7,849,306	-	-	4,725,802	555,666	-	-		2	200,987

地	方を	2共公	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	肾号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	5

## 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
			_		決	定価格	課税	標準 <u>(B)</u>	課税	標 準 額	決定価格		標準 <u>(B)</u>	課税	
	区分	行	番	号		(A) (TIII)		列率 (C)	(A) ×		(A) (T.III)		例率 (C)	(A) ×	
	旧第 3 項 (公害防止設備)	q			12	(A) (千円)		(C)	29	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	59	(C) (千円)
	旧弟3項(公告例正設備) 	0	1	0	'-	16,533		3	20	5,511			3	00	23,558
法		0	2	0		12,871	1	2		6,436		3	4		-,
1/4	  旧第 5 項 (公共危害防止構築物)	0	3	0		,	1	3		0,.00		1	2		
		0	4	0			3	5					_		
附	┗ 旧第 6 項 (公害防止優良更新施設)	0	5	0			1	2				2	. 3		
	旧第 6 項 (緑化施設)	0	6	0			1	2				1	3		
則	旧第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)	0	7	0		5,358	2	3		3,572		5	6		
川	旧第 7 項 (鉄道駅の耐震補強工事)	0	8	0			2	3							
	旧第8項 (廃棄物再生処理用機械設備)	0	9	0			4	5				5	6		
第	旧第8項 (高度テレビジョン放送施設)	1	0	0		215,670	3	4		161,753	171,105	4	5		136,884
		1	1	0			1	2							
	旧第12項(鉄道駅総合改善事業)	1	2	0			3	4							
+	旧第14項 (旧国際電信電話㈱)	1	3	0			3	5				1	2		
	旧第15項 (地方卸売市場)	1	4	0			4	5				3	4		
五		1	5	0			2	3							
1 4	旧第15項 (広帯域加入者網構築設備)	1	6	0			2	3				4	5		
	旧第16項 (有線テレビジョン放送施設)	1	7	0			4	5							
条	旧第17項 (立体交差化施設)	1	8	0			1	6							
	(旧交納付金法附則第19項)	1	9	0			-	-							
	(旧交納付金法附則第20項)	2	0	0			-	-							

地	地方公共団体コード						号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	5
							_

## 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区 分	行	番	号	決定価格 (A) (千円)	の特化	標準 (B) 列率 (C) (C)	課税標準額 (A) × <u>(B)</u> (D) (C) (千円)		の特	標準 (B) 例率 (C)	課税標準額 (A) × <u>(B)</u> (D) (C) (千円)
	旧第18項 (家畜排せつ物管理施設)	9	1	0	12	<sup>25</sup> 2	27	29	42	55 3	57 4	59 71
法	旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	2	2	0		1	2					
	旧第20項 (水力発電施設の魚道)	2	3	0		2	3					
7/4	旧第20項 (電気通信信頼性向上設備)	2	4	0	18,185	5	6	15,154				
附	旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	2	5	0		1	3			2	3	
		2	6	0		1	2					
則	旧第20項 (スーパー中枢港湾)	2	7	0		1	2					
^,	旧第21項 (共同研究施設)	2	8	0		3	4					
	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	2	9	0		2	3					
第	旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	3	0	0		1	2					
	旧第28項 (鉄道事業用駅等大規模改良工事)	3	1	0		3	4					
Ι.	旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)	3	2	0		-	-					
+	旧第29項 (公共アプリ導入促進設備)	3	3	0		3	4					
	旧第34項 (事業用太陽光発電設備)	3	4	0		2	3					
五	旧第36項 (公共荷さばき施設)	3	5	0		1	2					
	旧第37項 (一般廃棄物処理施設)	3	6	0		1	2			1	4	
	旧第37項 (次世代通信網構築設備)	3	7	0		3	4			4	5	
条	旧第39項 (テレワーク電気通信設備)	3	8	0		2	3					
	旧第54項 (鉄道再生事業)	3	9	0		1	4					
	合 計	4	0	0	268,617	-	-	192,426	206,443	-	-	160,442

坦	方と	2共2	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	<b>肾</b> 号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	6

## 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

								(	1)		(2)	(3)				(4)			(5)		(6)	(7)	)		(	8)	
							決	定	価	格	課税	標準_(	(B)	課	税	標準	重 額	決	定(	西 格	課税	標準	(B)	課	税	票準	額
		X	分	行	番	号					の特	例率 (	(C)	(A)	×	(B)	(D)				の特	例率	(C)	(A)	× _(	(B) (	(D)
								( A	()	(千円)	(B)	(C)				(C)	(千円)		( A )	(千円)	(B)	(C	)			(C) (F	千円)
法	第	1 項	(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	1	0	12				<sup>25</sup> 1	27	3	29				42			55	57		59			71
			(三島特例)	0	2	0					1		2														
附		三条	(新線構築物)	0	3	0					1		6								1		3				
則		島	(新線立体交差化施設)	0	4	0					1		12								1		6				
Λ,	第	特の	(新造車両)	0	5	0					1		4								1		3				
第		例三	(新幹線鉄軌道用資産)	0	6	0					1		12								1		6				
		と各	(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0					1		12														
+	2	注	(青函・本四 新線構築物)	0	8	0					1		36								1		18				
五	_	法項第	(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0					1		72								1		36				
		事と	(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0					1		16								1		20				
条			(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	1	0					1		6								1		3				
ص ص	項	百の		1	2	0					1		12								5	5	12				
U)		四連	(車庫構築物・立体交差化施設)	1	3	0					1		6														
_		十二	(変・送電用資産)	1	4	0					3		10								3	}	8				
		九乗	(鉄道耐震補強設備)	1	5	0					1		3														
法五			(承継特例)	1	6	0					3		5														
附条	承	と旧金	(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	1	7	0					-		-														
1 1 1 1	継	三交法連	(三島特例)	1	8	0					3		10														
第一			(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交 差化施設)	1	9	0					-		-														
+=	旧章	第2項(基	基盤整備事業)	2	0	0					-		-														
			旧第2項 (三宅村特例)	2	1	0					1		2														
旧法队	4目1年	「十六条の二	旧第5項 (能登半島地震特例)	2	2	0					1		2														
ін/ДРІ	יערנענ	, , , , , , , , , ,	旧第7項 (新潟県中越沖地震特例)	2	3	0					1		2														
			旧第11項 (立体交差化施設)	2	4	0					1		3														
		合	計	2	5	0				0	-		-				0			0	-		-				0

地	方么	)共公	]体:	<b>]</b> –	۲	表習	肾号
1 2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	7

## 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第56条,法附則第56条の2)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

							(	(1)		(2)	(	3)			(4)			(5)		(6)		(7)			(8)	
	X	分	行	番	号	決	定 (A		格 (千円)	課税 の特 (B)	例率		課 (A)	税 ×	(B)	額 (D) (千円)		定 価		課税 の特 (B)	例 率		課 (A)	×		善額 (D) (千円)
法附	則第五十六条	第12項 (東日本大震災・津波被災)	9	1	0	12				25 1	27	2	29				42			55	57		59			71
		第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0					1		2														
法附	第 3 項	(被災代替鉄道施設等)	0	3	0					2		3														
則	法則五六と連 附第十条の乗	(被災代替鉄道施設等)	0	4	0					1		3														
第	第 4 項	(被災特定地方交通線)	0	5	0					1		4														
五十		(新線構築物)	0	6	0					1		12								1		6				
六		(新線立体交差化施設)	0	7	0					1		24								1		12				
条		(河川事業鉄軌道用資産)	0	8	0					1		24								1		12				
の			0	9	0					1		6								5	;	24				
=		(変・送電用資産)	1	0	0					3		20														
	合	計	1	1	0				0	-		,				0			0	-		-				0

地	方の	共区	]体:	<b>-</b>	ド	表習	昏号
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 7	88

# 第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

								(1)										(2)				
区分	行	番	号	納	税	義	務	者	数	(	人	)	課	税	:	標	準	額	(	Ŧ	円	)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12							13	,164	21								4,	605,215
150 万 以上 160 万 円 未 満 の も の	9 0	2	0	12								194	21									300,558
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の	90	3	0	12								166	21									273,641
170 万 以上 180 万 円 未 満 の も の	9 0	4	0	12								184	21									321,052
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の	9 0	5	0	12								154	21									285,637
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の	9 0	6	0	12								141	21									274,901
200 万 以上 250 万 円 未 満 の も の	9 0	7	0	12								627	21								1,	403,253
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の	9 0	8	0	12								513	21								1,	402,945
300 万以上 1,000 万円未満のもの	9 0	9	0	12							2	,979	21								16,	587,074
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の	1	0	0	12							1	,080	21								15,	133,967
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9	1	0	12								444	21								10,	959,593
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の	1	2	0	12								740	21								39,	298,134
1 億 円 以 上 の も の	9	3	0	12								462	21								481,	587,644
計	1	4	0	12							20	,848	21								572,	433,614
計 法第 389 大臣配分分 の 条 関 係 加東配公公	9 1	5	0	12								102	21								219,	482,3 <sup>33</sup>
法第 389	9	6	0	12								2	21								2,	694,380
訳 法第 743 条 関 係	1	7	0	12								0	21									33

地	方の	2共公	]体:	<b>-</b>	۲	表習	<b>肾号</b>
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 7	98

# 第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

					(1)						(2)				
区分	行	番	号	納税義務	者数 (	人 )	課	税	標	準	額	(	Ŧ	円 )	
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12		5,234	21							1,602,04	3 1 <b>5</b>
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の	90	2	0	[2		47	21							72,78	33 35
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の	90	3	0	12		47	21							77,50	) <b>7</b>
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	[2		50	21							87,11	3 9
180 万以上 190 万円未満のもの	90	5	0	12		47	21							87,26	)0 )3
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の	90	6	0	12		43	21							83,87	<sup>13</sup>
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の	90	7	0	12		170	21							378,06	3 35
250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	12		137	21							376,16	3 3
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の	9 0	9	0	12		590	21							3,134,23	33 33
1,000 万以上 2,000 万円未満のもの	1	0	0	12		108	21							1,450,02	.3 <b>27</b>
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9	1	0	12		33	21							794,79	)8 3
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の	1	2	0	12		13	21							538,14	13 16
1 億 円 以 上 の も の	9	3	0	12		0	21							3	3 0
計	1	4	0	12		6,519	21							8,682,02	3 24
計 法第 389 大臣配分分	1	5	0	12		0	21							3	3 0
法第 389	9	6	0	12		0	21							3	0
訳 法第 743 条 関 係	9 1	7	0	12		0	21							3	0

地	方の	2共公	]体:	<b>-</b>	۲	表習	<b>肾号</b>
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	08

# 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

								(1)										(2)					
区分	行	番	号	納	税	義	務	者	数	(	人	)	課	7	兑	標	準	額	(	千	F	円	)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12							7	,930	21									3,00	03,170
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の	9 0	2	0	12								147	21									22	27,773 27
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の	9 0	3	0	12								119	21									19	96,13 <sup>33</sup>
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12								134	21									23	33,933
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の	90	5	0	12								107	21									19	98,3 <sup>33</sup>
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の	9 0	6	0	12								98	21									19	91,025
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の	90	7	0	12								457	21									1,02	25 , 188
250 万以上300万円未満のもの	9 0	8	0	12								376	21									1,02	26,782
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の	9 0	9	0	12							2	, 389	21								1	3,45	52,841
1,000 万以上 2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	12								972	21								1	3,68	33,940
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12								411	21								1	0,16	64,795
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の	9	2	0	12								727	21								3	8,75	59,988
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12								462	21								48	31,58	33,644
計	<sup>9</sup> 1	4	0	12							14	,329	21								56	3,75	51,590
計 法第 389 大臣配分分 の 条 関 係 加東配公公	<sup>9</sup> 1	5	0	12								102	21								21	9,48	33 32,354
の条関係知事配分分	9	6	0	12								2	21									2,69	94,380
訳 法第 743 条 関 係	9 1	7	0	12								0	21										33 0

地	方包	2共公	団体:	<b>]</b> –	エ	表習	番号
2	2	1	0	0	7	<sup>7</sup>	9

# 第99表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

	ŕ					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
X	分	行	番	号	決	定価格	る割	(*/	(A) × (B) (D)	決定価格		(C)	課税標準額 (A) × (B) (D)
		0			12	(A) <b>(</b> 千円)		(C)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
法附則第15条第2項第1	号 (公共の危害防止施設等)	0	1	0	12		1	3		272		3	91
法附則第15条第2項第2	号 (公共の危害防止施設等)	0	2	0			1	2		0	1	2	0
法附則第15条第2項第3	号 (公共の危害防止施設等)	0	3	0			1	2		0	1	2	0
法附則第15条第2項第6	号 (公共の危害防止施設等)	0	4	0			3	4		0	3	4	0
法附則第15条第8〕	項 (雨水貯留浸透施設)	0	5	0			2	3		0	2	3	0
法附則第15条第18項	(都市利便施設 都市再生緊急整備地域)	0	6	0						0	3	5	0
74 M 25 M 10 M 25 M 10 M	(都市利便施設 特定都市再生緊急整備地域)	0	7	0						0	1	2	0
法 附 則 第 15 条 第 31 🗆	項 (津波避難施設等)	0	8	0						0	1	2	0
法 附 則 第 15 条 第 39 🛚	頃 (浸水防止用設備)	0	9	0			2	3		0	2	3	0
法附則第15条第40	頃 (ノンフロン製品)	1	0	0			3	4		0	3	4	0

# 5 市町村交付金

坩	方と	2共2	]体:	<b>]</b> –	ド	表習	<b>香号</b>
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	98

### 平成27年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道系	見	名	静岡県
市	囲丁	村	名	静岡市

	X	<b>———</b>															(8)
	□					7	, hF	国	+67			<u>資</u>		Ē	産		
		分	<b>%</b> =	番			<del>`</del>	<u></u> 伍	<u>格</u> 地		_ <u>通知</u> 家	価 <u>格</u> 屋	)	-			
		71	1 J	田				T		44 144		· <u> </u>	償却資産	行	番	号	価格計(D)
						件 数	数 量 (r	n²)	価格(A) (千円)	件 数	数 量 (m²)	価格(B) (千円)	価格(C) (千円)				(A)+(B)+(C) (千円)
	471 17171 17507	1 / 6 の適用があるもの	9	1	0	134	18 96,	207	5,469,003	40	46	56	66 75	9	1	1	5,469,003
付	持例の適用がある も の -	1 / 3 の適用があるもの	0	2	0	20	6,	525	410,707					0	2	1	410,707
資	5 W	2 / 5 の適用があるもの	0	3	0					33	53,499	1,622,646		0	3	1	1,622,646
	上 記 以	外 の も の	0	4	0	21	1,	945	74,767	1	25	0	64,155	0	4	1	138,922
産		計	0	5	0	175	104,	677	5,954,477	34	53,524	1,622,646	64,155	0	5	1	7,641,278
空す	法第4条第1項の	1 / 6 の適用があるもの	0	6	0					/				0	6	1	0
港る特	131/302 ~2/13/3 02 0	1 / 3 の適用があるもの	0	7	0					$\setminus$				0	7	1	0
の固	もの	2 / 5 の適用があるもの	0		0									0	8	1	0
用定	上記以外のもの	1 / 2 の適用があるもの	0	9	0									0	9	1	0
に資	工能场外のもの	1 / 4 の適用があるもの	1	0	0									1	0	1	0
供産		計	1	1	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
	有 林 野 は	こ係る土地	1	2	0	1	39,758,	500	58,904	/				1	2	1	58,904
発は供 電送す み	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	0									1	3	1	
	まる田守姿点	特定多目的ダム法の規定の適用を受 け る 多 目 的 ダ ム に 係 る も の	1	4	0									1	4	1	0
変設で電の電子でである。	变電所又は送電施	設の用に供する固定資産	1	5	0									1	5	1	0
所用員		計	1	6	0	0		0	0	0	0	0	0	1	6	1	0
74 L	地に ダム以外の	)ものの用に供する土地	1	7	0					/				1	7	1	
	<sub>方係</sub> ジュ ダムの用	1 / 2 の適用があるもの	1	8	0									1	8	1	
		3 / 4 の適用があるもの	1	9	0			_						1	9	1	
7	作 · 一 · · · · · · · · · · · · ·	特例率の適用がないもの	2	0	0			7						2	0	1	
1 設	特定多目的ダム	1 / 2 の適用があるもの	2	1	0									2	1	1	0
章定 /	法の規定の適用 を受ける多目的	3 / 4 の適用があるもの	2	2	0									2	2	1	0
の資	でヌリる彡日的┣ ダムに係るもの┣	特例率の適用がないもの	2	-	0									2	3	1	0
用産		 計	2	4	0	0		0	0	0	0	0	0	2	4	1	0
石油備	帯蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	0									2	5	1	0
	合	計	2	6	0	176	39,863,	177	6,013,381	34	53,524	1,622,646	64,155	2	6	1	7,700,182

坩	地方公共団体コード								
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	98		

#### 平成27年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道府	見	名	静岡県
市	囲丁	村	名	静岡市



坩	方と	表番号					
12	2	1	0	0	7	<sup>7</sup> 8	98

# 平成27年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道府	見	名	静岡県
市	囲丁	村	名	静岡市

	<b>———</b>				(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
					国有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区    分	┃ ┃ 行 番	釆	무		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) (D)
		11 田 つ		7	算定標準額	(円)(A) 注:百円未満の端数は生	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生	(円) 注:百円未満の端数は生	(円) 注:百円未満の端数は生	(C) - (D)
	<del>,                                      </del>				(千円)	じないものであること	(千円)	じないものであること	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	90	1	4	911,500	<sup>22</sup> 12,760,500	<sup>34</sup> 4,555,519	<sup>44</sup> 63,777,200	<sup>56</sup> 76,537,700	<sup>68</sup> 75,629,200	908,500
付	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	2	4	136,904	1,916,500	43,765	612,600	2,529,100	2,598,800	69,700
資	2 / 5 の適用があるもの	0	3	4	649,058	9,086,800	2,758,757	38,622,600	47,709,400	48,246,200	536,800
産	上記以外のもの	0	4	4	138,913	1,944,700			165,804,600	172,039,500	6,234,900
	計	0	5	4	1,836,375	25,708,500	19,062,323	266,872,300	292,580,800	298,513,700	5,932,900
空す	法第4条第1項の 1 / 6 の適用があるもの	0	-	4					0		0
港る	特例の適用がある 1 / 3 の適用があるもの	0	_	4					0		0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0	-	4					0		0
用定	上記以外のもの 1 / 2 の適用があるもの	0	-	4					0		0
に資	1 / 4 の適用があるもの	1	0	4	_	_		_	0	_	0
供産	計	1	1	4	0	0		0	0	0	0
国	有林野に係る土地	1	2	4	58,904	824,600			824,600	770,600	54,000
発は供電送す	発電所の用に供地方公営企業に係るもの	1	3	4					0		0
所電る	する固定資産 特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	4	4					0		0
・変電の開発を	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1	5	4					0		0
又に産	所用資   又に産 計		6	4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する土地	1	7	4			102,612	1,436,500	1,436,500	1,526,700	90,200
道供	<sup>方係</sup> ダムの用 1 / 2 の適用があるもの	1	8	4					0		0
通り		1	9	4					0		0
施う	□ 定資産 特例率の適用がないもの	2	0	4					0		0
設置	特定多目的ダム 1 / 2 の適用があるもの	2	1	4					0		0
等定	広の規定の週用 っ / 4の海田がまるもの	2	2	4					0		0
の資	を支ける多日的		_						0		0
用産	ダムに係るもの  特例率の適用がないもの	2	3	4	0		400,040	4 400 500	4 400 500	4 500 700	00,000
	計	2	4	4	0	0	102,612	1,436,500	1,436,500	1,526,700	90,200
石油		2	5	4	4 005 5-5	00 500 100	10 101 627	200 200 200	0	000 044 000	0
	合 計	2	6	4	1,895,279	26,533,100	19,164,935	268,308,800	294,841,900	300,811,000	5,969,100